

マイ政経予備校

政治・経済科

出題されたら笑う！

共テ公共政経FINAL

2026

公式テキスト



共通政経FINAL2026

I : 共通政経FINALとは

共通テスト公共、政経の対策講座です。

過去18回の共通テスト等を分析し、頻出単元をまとめました！

ちなみに…

昨年度の「共通政経FINAL2025」は

2025年度の共通テスト「政治・経済」の問題のうち、9問／32問で掲載内容が出題！

II: 分析方法

〈分析対象の試験〉 全18回

共通テスト「政治・経済」	2021年～2024年の本・追試験、2018年試行問題
共通テスト「公共、政治・経済」	2025年の本・追試験、2024年試行問題
共通テスト「旧政治・経済」	2025年の本・追試験
共通テスト「現代社会」	2024年の本・追試験
共通テスト「旧現代社会」	2025年の本・追試験

<手順1>

対象：共通テストの上記試験全て

方法：・単元ごとに、毎年の出題状況をカウント(1年1回でカウント)

・回数÷18回を10ポイント換算で計算

<手順2>

対象：2023年～2025年実施試験+2024年試行問題

方法：・単元ごとに、毎年の出題状況をカウント(1年1回でカウント)

・回数÷13回を10ポイント換算で計算

<手順3>

分析方法①②の10ポイント換算の平均値を計算

<手順4>

SS 9以上

S 8以上9未満

A 6.5以上8未満

B 5以上6.5未満

C 5未満

公共・注目・計算の範囲は特に注目している単元を掲載。

III: 注意事項

①この講座は、ある程度基礎知識が入っている人向けに、**復習用**として作っています。
動画の長さの都合上、細かい説明を省いている箇所があるので注意してください。

②時事問題対策については、「**時事FINAL2026**」をご覧ください。※特にSランク

この教材の著作権はマイ政経予備校にあります。

無断での複製・転載・販売は禁止しております。

私的利用の範囲を超えて利用する場合は、公式サイトより許諾申請が必要です。

共テ公共政経FINAL2026

最頻出SS

司法

司法権の独立	5
裁判官	6
日本の裁判制度	7
違憲立法審査権	9
司法改革と世界の司法	11

国際経済

貿易と日本経済	14
為替	16
国際収支	17
国際通貨体制	18
戦後の貿易体制	20
国際投資	21
国際協力体制	22

頻出S

労働問題

労働権	25
日本の働き方	27
働き方改革	28

社会保障

日本の社会保障制度	30
年金制度の変化	31
世界の社会保障制度	32
日本の税制度	33

頻出A

地方自治

地方自治の仕組み	35
地方自治と地方分権	36
地方財政の現状	37
住民自治と直接請求権	38

選挙制度

選挙制度	40
日本の選挙制度	41
衆議院議員総選挙	42
参議院議員通常選挙	43

経済主体
(企業)

経済主体	46
企業の種類	48
企業の役割と変化	50

金融

金融の仕組み	52
貨幣の役割	53
信用創造	54
日本の金融政策	55
バブル崩壊後の金融政策	56

公共

公共空間

公共空間	58
青年期と特徴	60
欲求・葛藤・防衛機制	61

西洋近現代思想

西洋近代思想	63
西洋現代思想	65

注目

消費者問題

消費者問題と被害	67
消費者の権利と救済	68
私たちと法	69

情報社会

情報社会	71
投資と資産運用	72

生命倫理

生命倫理	74
臓器移植	75
生命倫理と諸問題	76

市場機構

市場機構	79
------	----

計算

計算

問題のみのページ	82
信用創造	84
比較生産費説	85

付録

(配布教材に収録、動画では扱いません)

付録

重要年号集	87
重要条約集	95
重要判例集	99
計算公式集	103



SS

司法

I：司法権の独立

日本国憲法 第76条

- ①すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
 ②特別裁判所は、これを設置することができない。
 行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
 ③**すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。**

→裁判官(裁判所)は、「良心」に従い、「憲法」「法律」以外からの干渉を受けない。

II：司法権の独立が問題となつた事件

	事件概要	問題
大津事件 (1891)	ロシア皇太子が来日した際に、警備中の巡査が皇太子を負傷させた事件。松方内閣は巡査を死刑にするように大津地裁で行われた大審院特別法廷の裁判官に交渉した。しかし、大審院長の 児島惟謙 は担当の判事に、政府の圧力に屈せずに司法権の独立を守って、法に従って無期徒刑にするように説得することで司法権の独立を守ったとされる。	行政府・裁判官による干渉
浦和事件 (1949)	親子心中を図り、母が3児を殺害した事件。母に対して懲役3年執行猶予5年の判決を浦和地裁が下したところ、参議院法務委員会が国政調査権行使して、量刑が軽すぎることを理由に量刑不当を決議したが、最高裁は国政調査権の範囲を逸脱し、司法権の独立を侵害しているとし、判決の内容などについて国政調査権行使することはできないというルール(浦和ルール)が確立された。	立法府による干渉
平賀書簡事件 (1969)	長沼ナイキ基地訴訟。平賀札幌地裁所長が札幌地裁福島裁判長に対して国側の主張の支持すべきという内容の手紙を出したが、札幌地裁裁判官会議が裁判に対する干渉だとして処分した。	裁判官による干渉

III：司法権の独立の例外

議員の資格争訟の裁判	憲法55条	国会が行う
日本国憲法 第55条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。 但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。		
裁判官の弾劾裁判	憲法64条	国会が行う
日本国憲法 第64条 ①国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 ②弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。		
治外法権	—	他国
外交使節などの外交官特権、その他条約に基づく特別なルールは、在留国ではなく、外交官などの国籍のある国の法に従う。		
統治行為の問題	判例	国会・内閣が行う
高度に政治性を有する行為については司法判断をすべきでないという統治行為論に基づいた判断をしている。(砂川事件など)		

I : 裁判官の任命

日本国憲法 第6条②

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

日本国憲法 第79条

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

日本国憲法 第80条

下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。

但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

	選出方式	指名	任命	認証 (任命の同意)
最高裁長官	内閣の指名	内閣	天皇	
最高裁裁判官	最高裁長官の推薦		内閣	天皇
下級裁裁判官	最高裁の指名	最高裁判所	内閣	

II : 裁判官の身分保障

◆裁判官の罷免

日本国憲法 第78条

裁判官は、裁判により、**心身の故障**のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、**公の弾劾**によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

※罷免される3つのケース

心身の故障	裁判所が実施する 分限裁判 において実施される。
公の弾劾	国会に設置された 弾劾裁判所 において、罷免の訴追を受けた裁判官を辞めさせるかを判断する。
国民審査	最高裁判所の裁判官 については国民による国民審査がある。これにより過半数が罷免を可とした場合は罷免される。

※国民審査の仕組み(憲法79条)

国民審査は、最高裁判所裁判官として**任命後初めて**、または前回の**国民審査から10年経過後**初めての**衆議院議員総選挙**の際に行われる。有権者は候補者の中で、「罷免を可」とする場合には「×」を用紙に記入し、その数が過半数となれば罷免となる。審査の投票権を持つのは、**衆議院議員総選挙の有権者**。

◆裁判官の報酬

日本国憲法 第79条⑥

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

この報酬は、**在任中**、これを減額することができない。

日本国憲法 第80条②

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

この報酬は、**在任中**、これを減額することができない。

I：裁判の種類

刑事裁判	裁判	民事裁判
内容		
被告人が刑法で定める違法行為を行った場合に検察官が国民を代表して被告人を訴える裁判。	図	原告が被告から何かしらの被害を受け、原告が被告を訴える裁判。なお、原告・被告は会社などの団体の場合もあり人とは限らない。


訴える


II：日本の裁判制度

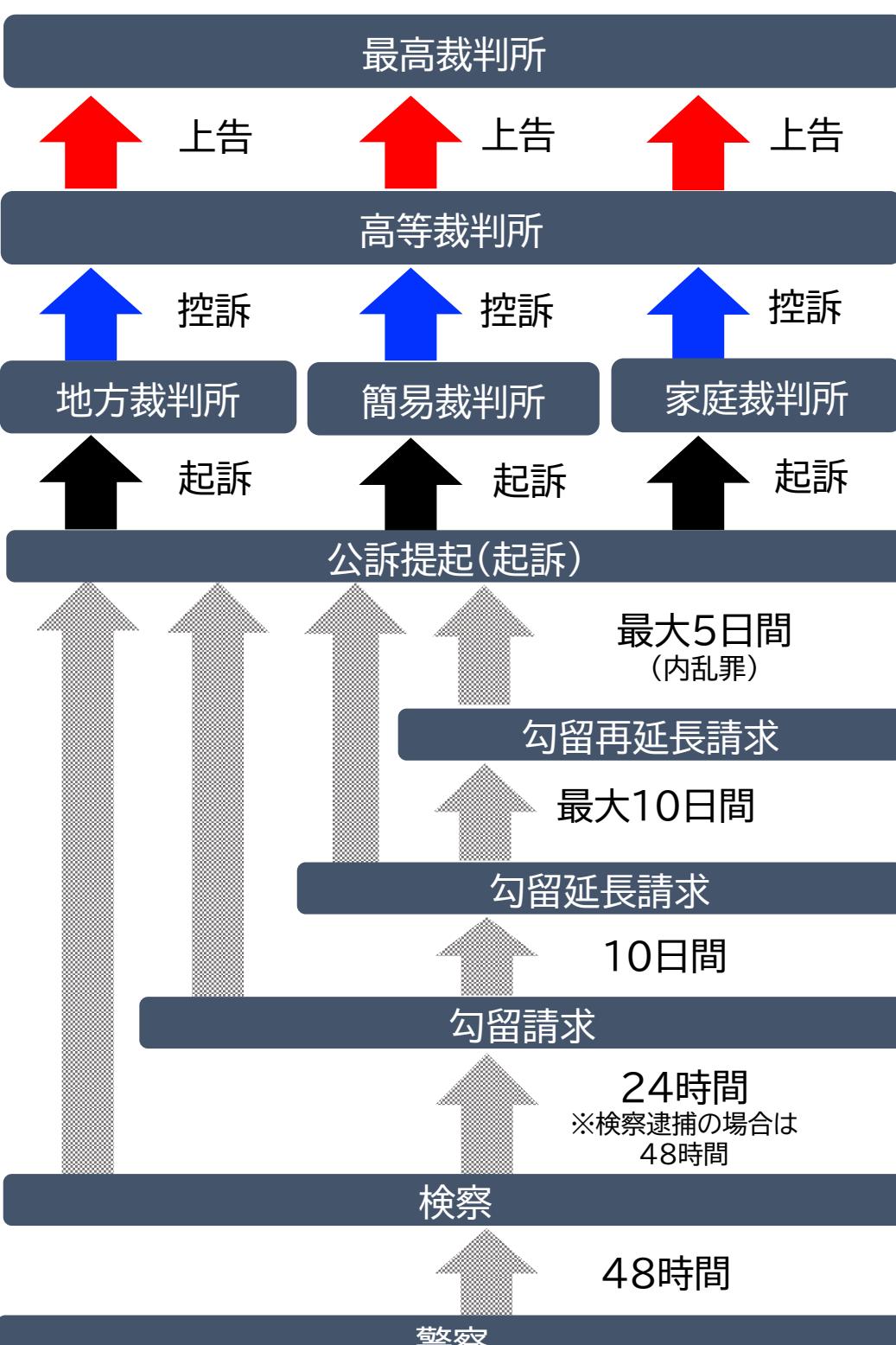
①**三審制**…日本は最大3回裁判をすることができる。



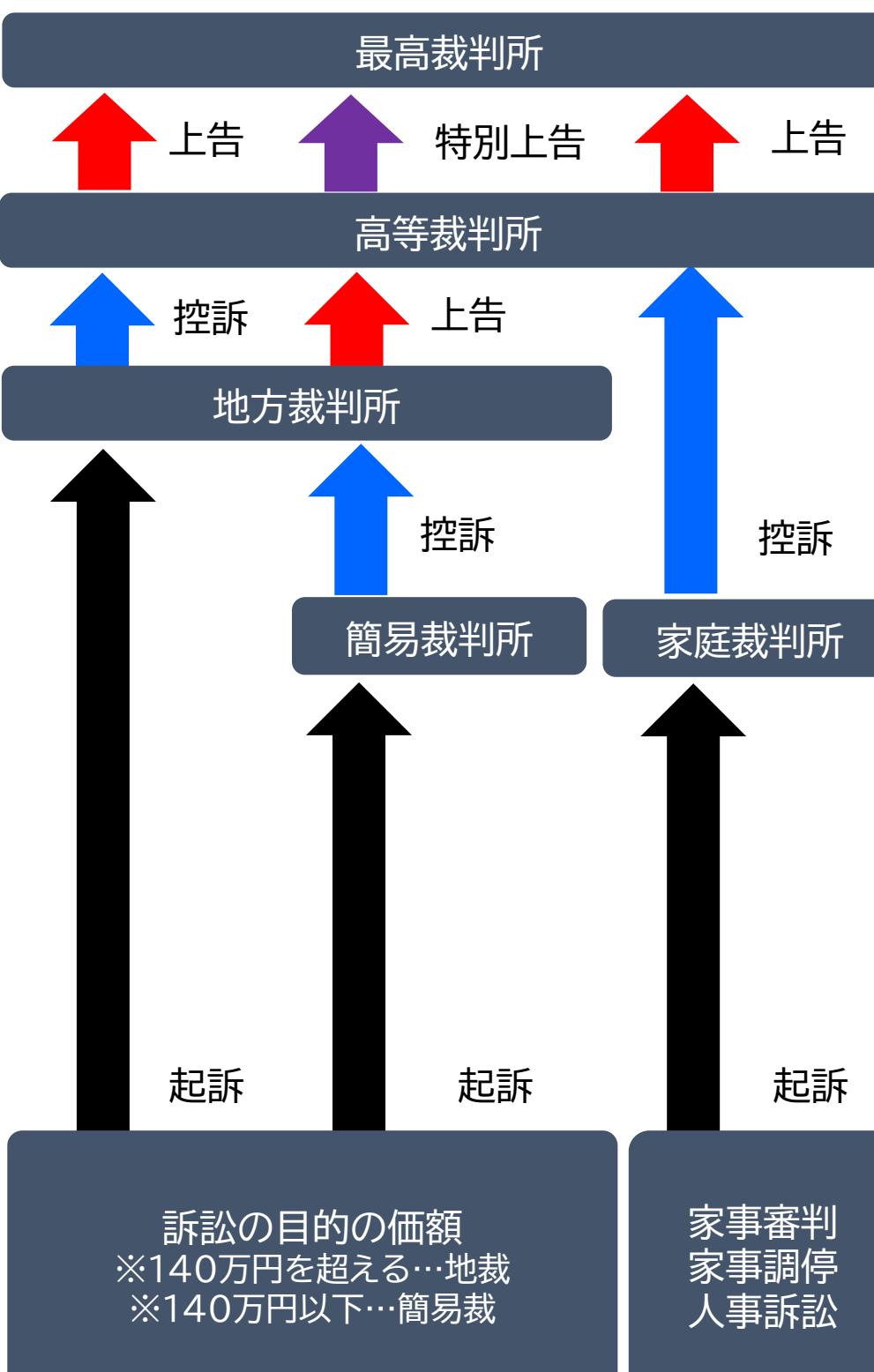
②**再審制**…有罪判決が確定して、裁判が終了した事件について、判決に合理的な疑いがあるような新たな証拠が発見された場合に、裁判のやり直しができる制度。

日本の裁判の流れ

①刑事訴訟の流れ



②民事訴訟の流れ



III：裁判のルール

特別裁判所の禁止	明治憲法下で存在した行政裁判所、皇室裁判所、軍法会議などの設置は禁止されている。
行政裁判所の終審を禁止	行政機関の司法活動は「前審」に限られる。 行政機関の決定に不服であれば裁判所へ訴えることができる。
法廷内における撮影・録音の禁止	法定内においては、撮影・録音を禁じている。 メモを取ることは許されている。
裁判の公開	対審と判決は公開法廷で行わなければならない。 <例外> 裁判官全員の同意があれば、対審は非公開に することができる。(判決は公開) <例外の例外> 政治犯罪、出版に関する犯罪、 国民の権利義務が問題となる事件は絶対公開

IV：日本の冤罪事件

事件名	確定判決	再審判決	再審判決日
弘前大教授夫人殺害事件	懲役15年	無罪	S52.2
加藤老事件	無期懲役	無罪	S52.7
免田事件	死刑	無罪	S58.7
財田川事件	死刑	無罪	S59.3
松山事件	死刑	無罪	S59.7
梅田事件	無期懲役	無罪	S61.8
島田事件	死刑	無罪	H1.1
足利事件	無期懲役	無罪	H22.3
布川事件	無期懲役	無罪	H23.5
東電OL殺人事件	無期懲役	無罪	H24.11
袴田事件	死刑	無罪	R6.9

I：日本の違憲立法審査権

日本国憲法 第81条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が
憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

日本の違憲立法審査権は、最高裁判所のみならず**下級裁判所**にもあるが、
最終的な判断権が最高裁判所にあるため、最高裁判所を「**憲法の番人**」と呼ぶ。

II：違憲立法審査権

	裁判所	制度	採用国
アメリカ型	通常の司法裁判所	具体的(付隨的)違憲審査制 具体的な訴訟事件について行使	アメリカ 日本
大陸型	憲法裁判所	抽象的違憲審査制 具体的な事件と関係なく 個々の法律について行使	ドイツ オーストリア

III：日本の法令違憲判決

(次のページに掲載しております)

IV：違憲立法審査権の限界

単語	説明	例
統治行為論	国会や内閣が判断すべき高度な政治性を有する 行為については、 主権者やその代表の議会が判断すべきとして、 司法審査の対象とならないとする考え方。	・砂川事件 ・苦米地事件 ・長沼ナイキ基地訴訟 ・百里基地訴訟

運用の仕方によっては重大な憲法問題は全て「統治行為」になり、
違憲立法審査権が行使できなくなってしまう！

単語	司法消極主義	司法積極主義
説明	裁判所が統治行為論などを用いて、 憲法判断を回避する傾向。	裁判所が違憲立法審査権を積極的に 行使していくこうとする傾向。
根拠	・司法府は選挙で選ばれた部門ではないので、 国家の政策決定について 最終判断をすべきでない。 ・三権分立の原則から むやみに立法府や行政府の政策に 介入すべきでない。	・違憲審査は民主政治の基礎を妨げるものを 取り除いて、 民主政治を実現し保障する機能がある。 ・少数者の人権を守る人権保障の機能がある。 ・三権相互の抑制の視点を軽視すると 権力分立の目的を失わせてしまう。
例	現在の日本	1960年代のアメリカ

III：日本の法令違憲判決

憲法13条 「幸福追求権」

事件名	概要	概要・問題	判決
性別変更手術規定 違憲判決	性別変更の際に、生殖機能を失う要件があることについての訴訟	性別適合手術の要件を定めた特例法は憲法13条・14条に反するか	法令違憲⑫
旧優生保護法 不妊手術規定判決	旧優生保護法下で障害等を理由に不妊手術等を強制された問題	旧優生保護法は憲法13条に反するか	法令違憲⑬

憲法14条 「法の下の平等」

事件名	概要	概要・問題	判決
尊属殺人重罰事件	性的虐待を父から受けたいた娘が父を殺害した事件	刑法200条が普通の殺人罪より重い罰を科していることが憲法14条の法の下の平等に反するか	法令違憲① (刑法200条を削除)
議員定数不均衡 問題	1973年の衆議院選挙で、一票の格差が1:4.99になった	一票の格差が憲法14条(法の下の平等)、憲法43条・44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲③④ (ただし、事情判決) ※1985年にも同様の判決
国籍付与婚外子 差別規定違憲判決	婚姻関係にない日本人と外国人の間に生まれた子は出生前に認知があれば国籍を付与するが、出生後では認めないと国籍法に定めていた	この国籍法の規定は憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲⑧ (国籍法を改正)
再婚禁止規定 違憲判決	女性だけに離婚後6か月の再婚禁止規定を民法で定めていた	この民法の規定は性別による差別であり、憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲⑩ (ただし100日以内は合理的) ※2023年から規定撤廃
婚外子相続格差 違憲判決	非嫡出子の法定相続分が嫡出子の2分の1であると民法で定めていた。	この民法の規定は憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲⑨ (民法を改正)

憲法15条・44条 「参政権」

事件名	概要	概要・問題	判決
在外日本人 選挙権訴訟	在外日本人に衆院選小選挙区と参院選選挙区の投票を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑦ (公職選挙法を改正)
在外国民審査権 制限違憲判決	在外日本人に最高裁裁判官の国民審査権を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑪

憲法17条 「国家賠償請求権」

事件名	概要	概要・問題	判決
郵便法免責規定 判決	書留郵便の郵送遅れが発生し、この損害に対する国の損害賠償を制限的にしか認めていなかった	この制度が憲法17条(国家賠償請求権)に反するか	法令違憲⑥ (民営化で郵便法を廃止)

憲法22条 「職業選択の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
薬事法薬局開設 距離制限違憲判決	薬事法で薬局の開設について距離制限を定めていた	この薬事法の規定が憲法22条(職業選択の自由)に反するか	法令違憲②

憲法29条 「財産権」

事件名	概要	概要・問題	判決
共有林分割制限 違憲判決	共有林の持株価額が過半数の者からの請求は認め、半分以下の共有者からの分割は認めない制度であった	この制度が憲法29条(財産権)に反するか	法令違憲⑤

I：日本の司法改革

2003

裁判迅速化法の制定

全ての裁判の一審を**2年**以内に終えることを目指すという法律を制定。

2005

知的財産高等裁判所の設置

知的財産権に関する訴訟の一審を東京と大阪の地裁に限定し、二審は知的財産高等裁判所が担当する。
ただし、この裁判所は特別裁判所ではなく、**東京高裁内の支局**である。

2008

被害者参加制度

殺人などの重大な犯罪に関する刑事裁判において、犯罪被害者やその遺族などが被害者参加人として検察官のそばに着席して参加し、次のことができる。

- ①**被告人に直接質問をすること**
- ②**裁判官に量刑を主張すること**

2009

裁判員制度

平成21年から始まった国民が裁判に参加する制度。裁判官**3名**、裁判員**6名**で実施。

●裁判員制度の実施条件

- ①**重大な刑事裁判**であること
- ②**地方裁判所**で行われること(第一審)

●裁判員の対象

令和5年度からは満**18歳**以上からランダムで選ばれた人。

●裁判員がやること

- ①公判に参加して、証人等に質問
- ②評議と表決を行い、被告人が有罪か無罪か、どのような刑罰にすべきかを議論
- ③判決宣告に参加

●判決

たとえ裁判官全員が有罪を支持していても、

裁判官が1名以上有罪を支持しないと無罪となる。

2019

刑事裁判における取り調べの可視化

裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件については、
身体拘束状態の被疑者の取り調べの全過程の録画が義務付けられた。

II：検察審査会

【構成員】 令和5年度より、**18歳以上**の日本国民から無作為に選出。

【内 容】 検察官の不起訴判断が妥当でない場合には、不服を申し立てて、
検察官に再審査を要求することができる。
なお、同一の事件について2回起訴相当の議決を行った場合には、
指定弁護士が**強制起訴**を行う。

【事 例】 初めて強制起訴された事件は「明石花火大会歩道橋事故」

III：国民の司法参加制度

	選出	事実認定	量刑	主な国や地域
陪審制	事件ごと	陪審員	裁判官	英、米、カナダ、オーストラリア、香港
参審制	任期制	参審員 + 裁判官		独、仏、中、伊、オーストリア
裁判員制	事件ごと	裁判員 + 裁判官		日本

IV：世界の裁判制度

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
制度	陪審制	陪審制	参審制	参審制	裁判員制
構成 裁判官:市民	1:12	1:12	3:9 控訴審は3:12	3:2 一部は1:2	3:6 一部は1:4
選任方法	無作為			政党選出	無作為
対象事件	重罪事件で無罪を主張する事件 ※アメリカは州による		テロ事件などを除く重罪事件	軽微な犯罪を除く全ての刑事事件	重罪事件の第一審
評決	原則全会一致		有罪は8人賛成	有罪は3分の2以上の賛成	有罪は裁判官1名以上を含む多数決



SS

国際経済

I：貿易

◆貿易の定義

貿易とは、国家間で輸出入のやりとりを行うこと。貿易には2種類存在する。

	主な論者	内容
自由貿易	<ul style="list-style-type: none"> ・アダム＝スミス 『國富論(諸国民の富)』 ・リカード 『経済学及び課税の原理』 	<p>貿易を民間の自由な取引に任せること。 それぞれの国が得意な商品を生産し、得意でない国が得意な国から輸入することで生産側も購入側もメリットがある。</p>
保護貿易	<ul style="list-style-type: none"> ・リスト 『国民経済学体系』 	<p>自国産業の保護を目的に、輸出入に制限をかけること。 制限のかけ方には</p> <ul style="list-style-type: none"> ①関税障壁……課税して制限する方法 ②非関税障壁…数量を制限する方法 <p>がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際収支が赤字になると出てくる考え方 ・第二次世界大戦前、石油危機、1980年代不況の際に主張する国が存在した。 ・英、米、伊、日、独は第二次世界大戦時に通貨ブロックを形成していた。(ブロック経済)

II：戦後の日本の貿易の特徴

特徴	内容
貿易の拡大	戦後の日本は貿易がほぼない状態であったが、1953年に戦前の水準に回復した。
精密先端産業製品の貿易増加	戦前は軽工業品の輸出が中心だったが、高度成長期には重化学工業品中心へ、現在は 精密先端産業製品 中心へと貿易の中心が変わっていった。
対米・対欧貿易の黒字	欧米に対する貿易は黒字で、 貿易摩擦問題 が発生している。
輸入依存度の増加	資源と食糧については輸入に頼っている状態。 (2016年時点で資源は約6~7割、2018年時点で食料も約6~7割が輸入)
貿易の自由化	<p>日本は貿易自由率が100%で、関税も極めて低いものが多い。 さらに、<u>日本企業の多国籍化</u>が進み、工場を海外に移転するようになったことで、日本の産業の空洞化が発生し国内の雇用と生産の減少が発生した。 また、国際的な貿易の立ち位置も以下のように変化した。</p> <p>◆GATT12条国→GATT11条国になる（1963年） →関税以外の制限をできなくなった。</p> <p>◆IMF14条国→IMF8条国になる（1964年） →外貨使用の制限をできなくなった。</p>

►GATT12条国・11条国

<11条国>
関税以外の制限を禁止する国

<12条国>
国際収支が赤字になった場合などに、国内農業保護のために必要な時には申請で貿易制限を設定できるという例外国

►IMF14条国・IMF8条国

<8条国>
自国通貨と外貨とを自由に交換できるようにしたり、外貨使用の制限を撤廃しなければならない国

<14条国>
外貨が極端に不足しているなどの理由で、申請により外貨使用の制限などを可能とする例外国

III：日本の貿易の歴史

年代	内容
1955～1965年	<p>◆内需主導型 外国から原材料を輸入して、製品化して国内で消費することから、貿易収支はマイナス。</p>
1965～1970年代前半	<p>◆外需主導型 日本経済が外需主導に変化したことで、貿易収支(経常収支)はプラス。</p> <p>◆アメリカが大幅赤字 主な貿易相手国であるアメリカでは、アメリカ経済の競争力の低下や消費拡大が原因となり、大幅赤字の状態になっていた。</p>
1970年代後半～1985年	<p>◆集中豪雨的輸出型 オイルショックの影響を受けた日本は内需が伸び悩み、輸出を促進した。これにより、欧米諸国に対する貿易で貿易摩擦が発生する。</p> <p>◆アメリカの要求による要求 ・アメリカの要求で自動車の輸出自主規制 ・アメリカの要求で牛肉・オレンジの市場開放 →それでも貿易不均衡は改善されず</p>
1985年～	<p>◆プラザ合意 プラザ合意により急激な円高ドル安になったものの、日本は輸出は衰えず。そのため、対米貿易黒字分をアメリカに投資して、世界最大の債権国となった。</p>
1989～1990年	<p>◆日米構造協議 今までの自主規制などによる貿易摩擦の解消方法では解決しないため、経済構造の変化を必要と考えて協議を行った。アメリカ側から大規模店舗法の見直し、排他的取引慣行の撤廃、系列取引の見直し、内外価格差の是正などが要求された。</p>
1993～1994年	<p>◆日米包括経済協議 さらなる経済構造問題の協議と個別の産業が交渉対象となり、アメリカ側からは、日本市場を開放するための規制緩和、対米黒字を削減するための目標数値設定が要求された。</p>

▶貿易摩擦の対象

- ・1970年代以前
→繊維製品
- ・1970年代
→鉄鋼・カラーテレビ・工作機械
- ・1980年代
→自動車・半導体

I：外国為替

◆為替

金融機関を間に立てて、離れた地域の債権債務の決済を、現金を直接輸送することなく行う方法や手段のこと。

◆外国為替

貿易や外国証券の売買などによる国際間の通貨決済の仕組み。

外国為替銀行や為替ブローカー(仲介業者)、

1998年に新たに参入した輸出入業者や保険業者などが電話やインターネットを利用して売買を行う。

<世界の三大市場> ニューヨーク、ロンドン、東京

II：固定相場と変動相場

制度名	固定相場制	変動相場制
内容	国の通貨の交換比率を一定に定める方式。	国の通貨の交換比率を為替市場の需要供給によって決定する方式。
長所	①貿易や投資の為替変動によるリスクがないため、安心して取引が可能	①国際収支の不均衡が、変動相場で吸収されて外貨準備が節約できる ②国際収支の動向に縛られない経済政策が可能 ③外国の経済状態を国内経済が被りにくい
短所	①十分な外貨準備が必要 ②国内経済を犠牲にして、国際収支を均衡させる必要がある ③外国の経済状態を国内経済が被ることがある	①貿易や投資の為替変動によるリスクがあり、安心して取引ができず、貿易が縮小する可能性がある。
日本での採用	1949年～	1973年～

III：円高と円安

円高

$$1\text{ドル} = 200\text{円}$$

$$1\text{ドル} = 100\text{円}$$

$$10\text{万ドル} = 2000\text{万円}$$



$$10\text{万ドル} = 1000\text{万円}$$



アメリカの車ほしい！

日本の輸入増加

$$2000\text{万円} = 10\text{万ドル}$$



$$2000\text{万円} = 20\text{万ドル}$$



日本の車いらん！

日本の輸出減少

円安

$$1\text{ドル} = 100\text{円}$$

$$1\text{ドル} = 200\text{円}$$

$$10\text{万ドル} = 1000\text{万円}$$



$$10\text{万ドル} = 2000\text{万円}$$



アメリカの車いらん！

日本の輸入減少

$$2000\text{万円} = 20\text{万ドル}$$



$$2000\text{万円} = 10\text{万ドル}$$



日本の車ほしい！

日本の輸出増加

I：国際収支

国際収支とは、国の一定期間内の収支(正確には他国への支払額と他国からの受取額)を集計したもので、IMFが新しい国際収支マニュアルを2009年に発表し、それに基づいて、財務省と日本銀行が国際収支統計を作成して公表している。

II：国際収支表の内容

◆表の内容

貿易・サービス収支	貿易収支	商品の輸出入の収支のこと。	+	輸出
	サービス収支	旅行・運輸・通信・保険・金融・特許使用料・ソフト開発など情報関連の収支のこと。	-	輸入
第一次所得収支		出稼ぎ労働者など非住居者に対する雇用者報酬と、対外金融資産による利子・配当等の収支のこと。	+	外国人が日本でお金を使用
			-	日本人が他国でお金を使用
第二次所得収支		政府や民間による無償援助、国際機関への拠出金などのこと。	+	他国で働く日本人に支払われる給与
			-	日本で働く外国人に支払われる給与
金融収支	直接投資	外国企業の経営支配を目的に、株式や債権の購入を行ったり、海外工場を設置したりすること。	+	なし
	間接投資	外国企業の経営支配を目的とせず、値上がり益や利回りを見込んで証券投資を行うこと。	-	国連への拠出金、外国へのODA
	金融派生商品	これまでの金融商品(債券や株式)から派生した新しい金融商品。		
	その他投資	銀行・企業・政府による貸付・借入のこと。		
	外貨準備	政府や日本銀行が保有する流動性の高い金や外国通貨、SDRなどの对外資産のこと。		
資本移転等収支		固定資産の無償提供などを指す。		
誤差脱漏		統計上の誤差や漏れのこと。		

◆表の計算方法

国際収支表について、次の公式が成り立つ。

$$\text{経常収支} - \text{金融収支} + \text{資本移転等収支} + \text{誤差脱漏} = 0$$

III：日本の国際収支の推移

項目	黒字の年	赤字の年
経常収支	毎年	
貿易・サービス収支	それ以外	2008 2011～2015 2018～2019 2021～2024
貿易収支	それ以外	2011～2014 2021～2024
サービス収支		毎年
第一次所得収支	毎年	
第二次所得収支		毎年

▶参考資料

上記表は以下の情報を参考にしています。

国際収支総括表【年度・半期】／財務省
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/bpnet.htm

令和6年中国際収支状況(速報)の概要…財務省

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/preliminary/pg2024cy.htm

I : 通貨制度

制度	内容	貨幣の価値	発行紙幣	中央銀行の行動
金本位制	貨幣制度の基礎となる貨幣(本位貨幣)を金として、一定の量の金を通貨の単位とする制度。	金の準備高 次第	兌換紙幣 (兌換銀行券)	兌換銀行券を発行することができる。
管理通貨制度	通貨に金の裏付けが必要ない制度。	国家の 信用度次第	不換紙幣 (不換銀行券)	通貨の発行・流通量を政策的に操作して景気調整ができる。

※金本位制から管理通貨制度への流れ

1816年

イギリスの鑄貨条例で、世界最初の金本位制を実施。一定量の金とポンドとの交換を認めた。イギリスは世界の金融の中心であったため、多くの国が金本位制を採用した。

1929年

世界恐慌が発生

1930年代

経済停滞、有力通貨を中心とした自給自足経済を進める。金保有高以上に通貨の発行をせまられた国が多く、金本位制が崩壊。金保有額の少ない国も自国の経済事情に応じて、通貨の発行ができる管理通貨制度を採用した。

□ 兑換銀行券 (B)

金本位制のもとで金と交換できる紙幣のこと。兌換紙幣が発行はその国の金保有高によるため、発行に制限がある。

□ 不換銀行券 (B)

金との交換ができない紙幣のこと。金の保有高という制限ではなく、発行量によってはインフレになる場合もある。国の信用度の影響を受ける。

II：国際通貨体制の歴史

		金本位制(英)				
1929	世界恐慌 発生					
1930 年代	経済停滞、有力通貨を中心とした自給自足経済を進める。 ↓ 自給自足のため、より多くの加盟国や植民地が必要。 資源や植民地の少ない国が原材料の輸入をできなくなる。	ブロック経済				
1939	第二次世界大戦 開戦					
1944	<p>↓ ブロック経済を反省。</p> <p>□ ブレトンウッズ協定を締結 自由貿易の促進と国際通貨の安定を目的とし、次の組織を設立。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 国際通貨基金 (IMF) </td><td style="width: 70%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 途上国に対する短期融資 通称:「通貨の番人」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドルで交換、 1ドル=360円で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 国際復興開発銀行 (IBRD) </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「世界銀行」 </td></tr> </table> <p>↓ ①資材の輸入先は結局アメリカだけになる。 ②日欧への復興支援、ベトナム戦争、多国籍企業展開 のためにドルが大流出 ③ドルの信用低下により、各国がドルと金を交換 ④アメリカから金が大流出</p>	国際通貨基金 (IMF)	途上国に対する短期融資 通称:「通貨の番人」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドル で交換、 1ドル=360円 で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。	国際復興開発銀行 (IBRD)	途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「世界銀行」	管理通貨制度 + 固定相場制 ※ドル本位制
国際通貨基金 (IMF)	途上国に対する短期融資 通称:「通貨の番人」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドル で交換、 1ドル=360円 で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。					
国際復興開発銀行 (IBRD)	途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「世界銀行」					
1960 年代	□ ドル危機 ↓ アメリカはドル防衛が必要					
1971	<p>↓ □ ニクソンショック発生 ドル防衛を目的とした政策で、①金とドルの交換停止 ②対外援助の10%減少 ③10%輸入課徴税の実施 を行い、各国が影響を受けた出来事。 世界は不慣れな変動相場制に悩まされる</p> <p>↓ □ スミソニアン協定を締結 貿易が停滞し、固定相場制に移行。 金1オンス=38ドル、1ドル=308円に切り上げ。 ドル流出が続き、信頼回復ならず</p>	管理通貨制度 + 变動相場制 管理通貨制度 + 固定相場制				
1976	□ キングストン合意を締結 ↓ 変動相場制を承認し金とドルの交換を辞めて、 <u>SDR</u> を金に変わる中心通貨とする。 アメリカの輸出減少、貿易赤字になる	管理通貨制度 + 变動相場制				
1985	□ (G5) プラザ合意を締結 …ドル安円高誘導をかける ↓ 日本で円高不況が発生	□ SDR (B) 特別引出権のこと。 IMF加盟国が、 国際収支が赤字のとき、 外貨の豊富な国に対して SDRと引き換えに必要な外貨を 引き出す権利のこと。				
1987	□ (G7) ルーブル合意を締結 …ドル安の進行を抑制					

I：戦後の貿易体制

第二次世界大戦の一因となったブロック経済の反省から、自由貿易が促進される。

名称	GATT (関税及び貿易に関する一般協定)	発足年	1948年
目的	自由貿易の促進、世界貿易の拡大		

GATTの理念は多国間で合意した方が効果的であるため、他国との貿易交渉(ラウンド)が行われた。

ラウンド	内容	参加国数
ケネディ・ラウンド (1964-1967)	・アメリカ、ECを中心とした ・ 関税の一括引き下げ (平均35%)に成功	47
東京ラウンド (1973-1979)	・日本、アメリカ、ECを中心とした ・約33%の関税引下げ ・途上国の参加と発言権が増大 ・ 非関税障壁 の軽減	100
ウルグアイ・ラウンド (1986-1994)	・ サービス貿易 のルール作り ・ 知的財産権 の保護 ・ 農産物 の例外なき関税化 →日本はコメの関税化義務を負う ・ マラケシュ宣言 でWTO設立を宣言	125

名称	WTO (世界貿易機関)	発足年	1995年 (GATTを改組)
目的	農業、知的所有権、サービス貿易 を含めた幅広い世界貿易の統一ルール化		
特徴	①GATTが国際協定であったが、WTOは国際機関になった ②モノの貿易ルールだけでなく、サービス貿易・知的財産権などが確立目的 ③農業分野の関税化、輸出補助金の削減などの自由化の削減 ④2年1回閣僚会議を開催して、政治的・意思決定ルールを確立 ⑤紛争処理手続きの強化		

ラウンド	内容
ドーハ・ラウンド (2001-)	・農業、サービス貿易、非農産品市場アクセス、ルール、 TRIPS協定 、紛争解決処理の改正、貿易と環境が対象 ・2008年に交渉決裂したものの復活したが、停滞中。

□ 非関税障壁 (B)

関税以外の手段による輸入制限方法のこと。例)数量制限

□ TRIPS協定 (B)

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定。
著作権、商標、意匠、特許などの分野について実体的な保護規定とその国内での実施措置を定める。

II：自由貿易の原則

自由主義 (フリー)	・関税をかけない ・非関税障壁の軽減
無差別主義 (フェア)	最惠国待遇 自国の領域内で、外国人等に認めた最も良い待遇や権利を相手国やその国民にも保障すること。
	内国民待遇 輸入品を国産品と同等に扱うこと。
多角的交渉 (グローバル)	GATT ケネディ・ラウンド、東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンド
	WTO ドーハ・ラウンド

III：GATTとWTOが認めている貿易特例

セーフガード (緊急輸入制限措置)	他国から安価な商品が大量に輸入されたことに対して、国内産業に大きな影響を与える恐れがあるため発動する措置。
アンチダンピング	自国通貨を切り下げることで、自国の輸入商品の価格を不当に切り下げる(ダンピング)を行っていた場合に、その商品に関税をかけることが認められる制度。
一般特恵関税制度	途上国の輸出を拡大するために、先進国は途上国の商品に関税を課さないか、特別に低く関税を設定する制度。

►セーフガードの例

- ・2001年 中国からの「しいたけ」「ねぎ」「い草」
- ・2017年 アメリカからの「冷凍牛肉」

►アンチダンピングの例

- ・アメリカからの自動車

I：世界銀行の誕生

背景

第一次世界大戦の敗戦国であるドイツが、経済的混乱の中で巨額の賠償金を課された。



ベルサイユ体制打破を唱えるナチスドイツが台頭し、第二次世界大戦が始まった。

世界銀行グループ

国際復興開発銀行
(IBRD)

1945年設立。
途上国に対する長期融資(戦後復興)
通称:「**世界銀行**」
日本は東海道新幹線建設時などに融資を受けた。

国際金融公社
(IFC)

1956年設立。第2世界銀行。
発展途上国の**民間企業**に対し、
その国の政府保証なしで市場金利で
融資を行なっている。

国際開発協会
(IDA)

1960年設立。ドル防衛が目的。
現在では、後発途上国(LDC)の**政府**に対して、
無利子で長期間の融資を行っている。
アフリカ諸国を中心とする国が対象。

II：国際投資

歐州経済協力機構
(OEEC)

<創設> 1948年
<役割> マーシャルプランの受け入れ機関

改組

経済協力開発機構
(OECD)

<発足> 1961年
<本部> パリ(フランス)
<目的> ①加盟国の経済成長
②途上国への開発経済援助
③貿易の拡大
<義務> 加盟国は原則として資本の自由化が義務。

開発援助委員会
(DAC)

OECDの下部組織で、先進国の集まり。
発展途上国への援助について、
加盟国間の利害調整をしたり、
援助の方法を検討・決定する。

III：アジアの国際銀行

名称	創設	目的と業務	日米の参加
アジア開発銀行 (ADB)	・1966年 ・マニラ (フィリピン)	<目的> アジア諸国の経済開発を促す。 <業務> 開発融資・計画立案・技術援助	○ (歴代総裁は日本人)
アジアインフラ 投資銀行 (AIIB)	・2016年 ・北京(中国)	<目的> 中国がアメリカに対抗 <業務> インフラ整備を主体とした融資など	× (総裁は中国人)

I：世界の経済統合・地域的経済協力機構

◆日本が加盟しているもの

年号	名称	国（傍線は原加盟国）
1989年	APEC (アジア太平洋経済協力会議)	オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・中国・香港・インドネシア・日本・韓国・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・パプアニューギニア・ペルー・フィリピン・ロシア・シンガポール・台湾・タイ・アメリカ・ベトナム
説明	アジア・太平洋地域の経済協力を目的とし、オーストラリアのホーク首相の提唱で実現。	

2016年	TPP (環太平洋パートナーシップ協定)	オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・アメリカ・ベトナム
説明	アジア・太平洋地域の貿易自由化などを推進する経済的な枠組み。後継はCPTPP。	
2018年	CPTPP (TPP11協定) (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)	オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・ベトナム
説明	TPPからの離脱を表明したアメリカ以外の11カ国でTPPの内容を実現するための協定	

2020年	RCEP協定 (地域的な包括的経済連携)	ASEAN10カ国・日本・韓国・中国・オーストラリア・ニュージーランド
説明	東アジア諸国およびオセアニア諸国から構成されるEPA。世界のGDPと人口それぞれの約3割を占める、世界最大のEPA。発効は2022年。	

◆日本が加盟していないもの

年号	名称	国（傍線は原加盟国）
1960年	EFTA (欧州自由貿易連合)	スイス・ノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン
説明	EEC(欧州経済共同体)に対抗して設立。EC(欧州共同体)のように、共同市場の設立が目的であるが、ECとは違い、農産物が対象でなく、対外共通関税を設けない。	

1967年	ASEAN (東南アジア諸国連合)	インドネシア・マレーシア・タイ・フィリピン・シンガポール・ブルネイ・カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム
説明	バンコク宣言で設立。経済・政治・安全保障等での地域協力が目的。	

1993年	AFTA (ASEAN自由貿易地域)	ASEAN加盟国
説明	ASEAN内の経済協力組織。域内の関税などの撤廃を目指す。	

1995年	MERCOSUR (南米南部共同市場)	ブラジル・アルゼンチン・ウルグアイ・パラグアイ
説明	南米での共同市場づくりが目的。	

2002年	AU (アフリカ連合)	アフリカの55カ国・地域
説明	EUを手本にした共同市場の創設や、通貨統合を目指している。	

2015年	AEC (ASEAN経済共同体)	ASEAN加盟国
説明	通貨統合は目指さず加盟国の主権を優先する一方、関税を撤廃し、サービスや投資の自由化などを目指した。	

2018年	USMCA (アメリカ・メキシコ・カナダ協定)	アメリカ・メキシコ・カナダ
説明	1994年発効の NAFTA(北米自由貿易協定) に代わる3カ国間の協定。アメリカのトランプ大統領の主導の自由貿易協定だが、保護主義的要素が増加。これによりアメリカの自動車産業の保護につながるとされた。	

I : 南北問題

北半球に多くある先進国と、南半球に多くの開発途上国との間の経済格差に関する問題。

●貿易に関する問題

モノカルチャー経済

開発途上国が植民地時代から先進国に強いられた経済構造で、
少数の一次産品の輸出に頼るが、価格が不安定であったり、
工業製品に比べて交易条件が悪化することが多い。

→UNCTAD(国連貿易開発会議)の設立

南北問題について討議する国連の機関。

初代事務局長のプレビッシュによる3つの目標が掲げられた。

▶プレビッシュ報告の目標

- ①一次産品の価格の安定化
- ②一般特恵関税の開発途上国への供与
(開発途上国からの輸入品に対する関税の撤廃や低い税率にするなどで貿易を促進する)
- ③経済協力の推進

●資源に関する問題

資源ナショナリズム

先進国の多国籍企業に天然資源を支配してきた開発途上国は、
1970年代に、天然資源を国有化して、自国の経済開発に役立てようとする「資源ナショナリズム」が高揚した。

→1973年には、OPEC(石油輸出国機構)が先進国から石油に関する主権を奪い返し、
原油の価格を大幅に引き上げたことで、第一次石油危機が発生。

→1974年には、国連資源特別総会にて、NIEO(新国際経済秩序)の樹立宣言を採択。

天然資源に対する保有国の恒久主権、多国籍企業に対する規制や監視、

一次産品の価格の安定化などが盛り込まれた。

●債務に関する問題

累積債務問題

1980年代に、メキシコやブラジルなどラテンアメリカ諸国を中心に、
先進国から借り入れた資金が返せなくなる問題(累積債務)が発生。

→先進国側は、債務返済の繰延べ(リスケジューリング)を認めるなどの対応をとった。

南南問題

開発途上国間での経済格差による問題(南南問題)が発生。
資源を有する国や、アジアNIES(新興工業経済地域)のような
工業化に成功した国などは国民所得が上がるも、
アフリカを中心とした貧困に悩む後発開発途上国(LDC)が存在する。

II：日本の国際協力

上記のような開発途上国の問題が発生している現状で、

経済大国である日本は経済協力が求められる立場にある。

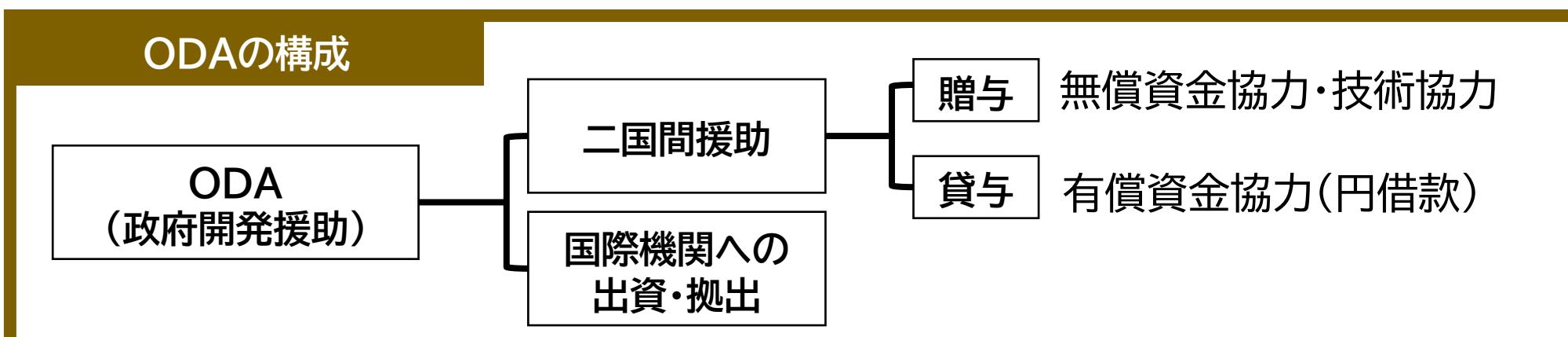
◆開発協力大綱

1992年に政府がODA大綱を閣議決定。2003年に改訂。

2015年にODA大綱に代わるものとして開発協力大綱を閣議決定した。

<内容>

- ①開発協力を目的として、国際社会の平和と安定・国益の確保に貢献することを掲げた
- ②基本方針として、非軍事的協力によって
平和と繁栄に貢献・人間の安全保障を推進することを掲げた



<日本のODAの特徴>

- ①ODA総額はDAC(開発援助委員会)加盟国の中では上位。
- ②ODA総額はGNI比0.4%ほどで、国連が国際目標として定めている0.7%を未達成
- ③援助に占める贈与の割合(グラント・エレメント:贈与比率)が低い
- ④二国間援助の供与先はアジア諸国が大きな割合を占めている。(アフリカ諸国も多い)
- ⑤日本政府は、開発途上国で開発事業を行っているNGO(非政府組織)に対し、
ODAの一環として、無償資金協力という形で資金を供給している。
- ⑥援助をするものの開発は日本企業でという日本企業への公共事業の海外版
(ひもつきODA)と揶揄されている。



S

労働問題

I : 労働権

日本国憲法 第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

日本国憲法 第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

◆労働三権

		警察・消防・自衛官 (人事院の勧告制度)	一般公務員 (労働委員会が仲裁)
団結権	労働組合を作る権利	✗	○
団体交渉権	労働条件について 雇用者と話し合う権利		△(一部)
団体行動権	労働者の権利を めぐって争う権利		✗

II : 労働三法

◆1945年 労働組合法

労働組合法第1条

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより
労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために
自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結すること
を擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための
団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

不当労働行為	次の行動を禁止した。 ①使用者による労働組合活動への介入・干渉・資金援助 ②理由のない団体交渉の許否 ③組合活動に参加しないことを条件とした雇用契約 (黄犬契約)
免責条項	労働者の争議行為が正当であれば、 民事上・刑事上の責任は免れるとした。
労働委員会	使用者、労働者、公益代表者から成り立つ行政委員会を設置し、 使用者と労働組合の労働争議を調整する。

◆1946年 労働関係調整法

労働関係調整法第1条

この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、
又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする。

争議 行為	労働者	ストライキ(同麺罷業)、サボタージュ(怠業)
	使用者	ロックアウト(作業所閉鎖)
争議 調整	斡旋	双方の意見を聞き、交渉をとりもつ。当事者で解決
	調停	委員会から解決案を提示する。 <拘束力> なし
	仲裁	委員会が解決方法を決定する。 <拘束力> あり

◆1947年 労働基準法

労働条件についての最低基準を定め、
 ①**労使対等** ②**男女同一賃金** ③**均等待遇** を原則とする。

	ポイント	労働基準法の条文
労働時間	1日8時間 1週間40時間	第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。 ② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。
休憩	(6時間以上) 45分 (8時間以上) 1時間	第34条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。(略) ③ 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならぬ。
休日	週休1日	第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えるなければならない。 ② 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。
所定外労働	割増賃金25% ・労働時間延長 ・休日労働 ・深夜労働 割増賃金50% ・1か月60時間 以上の延長	第37条 使用者が、(略)労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。(略) ④ 使用者が、午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間ににおいて労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
有休	6か月未満 なし 6か月 +10日 1年6か月 +1日 2年6か月 +2日 3年6か月 +4日 4年6か月 +6日 5年6か月 +8日 6年6か月 +10日	第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。 ② 使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、(略)同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。
年齢	15歳以上	第56条 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。
組織	労働基準監督署 の設置	第97条 労働基準主管局(厚生労働省の内部部局として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。)、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くほか、厚生労働省令で定める必要な職員を置くことができる。

I：正規雇用と非正規雇用

◆雇用形態

	契約	雇用期間の定め	例
正規雇用	無期雇用契約 (フルタイム契約)	なし	正社員
非正規雇用	有期雇用契約 (パートタイム契約)	あり	契約社員・派遣社員・ アルバイト・パートタイマー

◆非正規雇用の問題点

- ①賃金や待遇などの条件が正規雇用よりも劣る
- ②正規雇用と同じ労働内容であっても同じ賃金がもらえない
- ③男性に比べて女性の非正規雇用率が高い（2019年で男性22.8%に対し、女性56.0%）

II：様々な労働の形

◆労働形態

	例
みなし労働時間制	<p>実労働時間ではなく、一定の時間働いたものとみなす労働制度。 労働時間の把握や計算が難しい職種などに適用される。 大きく分けると2つに分けることができる。</p> <p>①裁量労働制</p> <p>A:専門業務型裁量労働制 →業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務</p> <p>B:企画業務型裁量労働制 →企画、立案、調査、分析を行う業務で、業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務</p> <p>②事業場外みなし労働時間制 →労働者が業務の全部又は一部を事業場外で従事する業務</p>
変形労働時間制	繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、 閑散期の所定労働時間を短くするというような 業務の繁閑や特殊性に応じて労働時間を配分する制度。
フレックスタイム制	<p>一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、 労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度。</p> <p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間を定める期間(精算期間) ・労働時間を定める ・コアタイムが設定できる →従業員が必ず業務していなければならない時間帯のこと

▶専門業務型裁量労働制

以下の業務が対象になる。

- ・新商品や新技術などの研究業務
- ・情報処理システムの分析又は設計の業務
- ・新聞、出版、放送などにおける取材、編集などの業務
- ・服飾、広告などのデザイン考査の業務
- ・放送番組や映画などの制作におけるプロデューサー又はディレクターの業務
- ・広告、宣伝等における文章案（キャッチコピーなど）考査の業務
- ・情報処理システムなどのシステムコンサルタントの業務
- ・インテリアコーディネーターの業務
- ・ゲーム用ソフトウェア創作の業務
- ・証券アナリストの業務
- ・金融商品の開発の業務
- ・大学における教授研究の業務
- ・公認会計士の業務
- ・弁護士の業務
- ・建築士の業務
- ・不動産鑑定士の業務
- ・弁理士の業務
- ・税理士の業務
- ・中小企業診断士の業務

▶企画業務型裁量労働制

以下の業務が対象になる。

- ・事業の運営に関する業務
- ・企画、立案、調査、分析の業務
- ・業務遂行の方法を労働者の裁量に委ねる必要があると客観的に判断される業務
- ・いつ、どのように行うか等について広範な裁量が労働者に認められている業務

I：時間外労働の上限規制

◆導入の背景

今まで労働基準法に時間外労働(残業時間)の上限を月45時間、年360時間と定めていたが、36協定を締結した場合には、その上限を超えて残業ができるものの上限が法律で定まっていなかった。

そこで、法律上で残業時間の上限を定めることにした。

改正前		改正後	
原則	残業時間の上限は 月45時間・年360時間	原則	残業時間の上限は月45時間・年360時間
例外	36協定を結べば、上限なし。 (法律に規定なし)	例外	臨時的な特別な事情があり労使が合意する場合には、 残業時間の上限は以下を条件を全て満たしていれば、 上限規制を超えることができる。 ①年720時間以内 ②複数月年平均80時間以内(休日労働を含む) ③月100時間未満(休日労働を含む) ④月45時間を超えることができる年6ヶ月まで

II：年次有給休暇の取得義務化

◆導入の背景

今まで年次有給休暇は入社後半年を経過すると年10日付与されるが、

取得するためには労働者が有給取得の希望時季を申し出る必要があった。

しかし、そもそもその申出をしづらいという問題があり、有給取得率が低い状態であった。

改正前		改正後	
有給は 入社後半年に年10日付与 ただし、取得義務なし。		有給は 入社後半年に年10日付与 そのうち 5日 は労働者の希望を聞き、 使用者(会社側) が時季を指定して強制取得。	

III：雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、

不合理な待遇差を設けることが禁止された。(同一労働同一賃金)

IV：その他の働き方改革

勤務間インターバル制度 の導入促進	1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、 一定時間以上の 休息時間(インターバル) を設けることで、 働く方の生活時間や睡眠時間を確保する制度で、 事業主に必要な措置を講ずることを努力義務となった。
フレックスタイム制の拡充	フレックスタイム制の清算期間を1ヶ月から 3ヶ月 に延長した。
高度プロフェッショナル 制度の導入	高度の専門的知識等を有し、一定の要件を満たす労働者を対象に、 別の措置を適用する代わりに、 労働基準法に定めた労働時間、 休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない という 制度。 要件は ①使用者と労働者間の合意、 ②使用者から払われる年収1075万円以上、 ③対象業務に常態として従事 の3つ。
月60時間超残業に対する 割増賃金率の引き上げ	中小企業の月60時間超時間外労働の割増賃金の猶予措置を廃止 し、大企業と同じく割増賃金率は 50% と決定。(2023年4月施行)

▶高度プロフェッショナル
制度対象業務

- ①金融商品の開発業務
- ②金融商品のディーリング業務
- ③アナリストの業務
(企業・市場等の高度な分析業務)
- ④コンサルタントの業務
(事業・業務の企画運営に関する
高度な考案または助言の業務)
- ⑤研究開発業務



S

社会保障

I：社会保障制度の根拠

戦前は、不十分ながらも公的扶助(恤救規則)と社会保険(健康保険法)があった。

戦後には、憲法で生存権を定め、これに基づいて社会保障制度を発展させた。

日本国憲法 第25条

すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**を有する。

② 国は、すべての生活面について、
社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

II：社会保障制度の種類

	負担	具体的な内容
公的扶助	政府 (無拠出)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活保護法」に基づいて実施 ・生活保護受給には厳しい条件がある
社会福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方自治体が、児童・母子・老人・障がい者のために施設やサービスを提供 ・「福祉六法」の制定
社会保険	政府・事業者・被保険者 (拠出)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険から成り立つ。
公衆衛生		<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康維持、促進のために伝染病予防、予防接種、上下水道の整備などを行う。

▶生活保護

生活保護は、以下の8種類。

- | | |
|-------|-------|
| ①生活扶助 | ②住宅扶助 |
| ③教育扶助 | ④葬祭扶助 |
| ⑤生業扶助 | ⑥出産扶助 |
| ⑦医療扶助 | ⑧介護扶助 |

□ 福祉六法 (B)

次の福祉に関する法令の総称。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ①生活保護法 | ②児童福祉法 |
| ③身体障害者福祉法 | ④知的障害者福祉法 |
| ⑤老人福祉法 | ⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法 |

III：社会保険

保険の種類	保険名	詳細
労働	労働外 医療保険	<p>業務外の病気やけがに適用</p> <p>①健康保険……一般民間労働者(サラリーマン) ②国民健康保険…自営業、農家 ③共済組合保険…公務員</p> <p><基本> 自己負担は3割（国と事業主が7割負担）</p> <p><例外> 75歳以上については、後期高齢者医療制度を適用し、自己負担は1割としている。</p>
	労働中 労働者災害補償保険	<p>業務上の病気やけがに適用（バイトもOK、通勤中もOK）</p> <p>【保険料】事業主が全額負担</p>
	失業時 雇用保険（失業保険）	<p>失業時に一定期間給付。</p> <p>【保険料】事業主と労働者で折半</p>
保護	高齢者・障害者 年金保険	<p>高齢者や障害者の生活保障。</p> <p>①国民年金…20歳以上の全国民が加入 60歳まで支払、65歳から給付 ②厚生年金…一般民間労働者 + 公務員</p> <p>【保険料】修正積立方式(事実上の賦課方式)</p> <p>◆積立方式 自分で積み立て、老後に受け取る方式 →物価上昇に対応できない</p> <p>◆賦課方式 若者の保険料をその時代の高齢者に渡す方式 →少子化に対応できない</p>
	40歳～64歳の要介護者・65歳以上 介護保険	<p>在宅介護、施設介護を行う。</p> <p>市町村及び特別区が管理・運営する。</p> <p>なお、要介護者の認定は厳しい。</p> <p>【保険料】40歳以上の全国民+1割自己負担</p>

▶健康保険の種類

健康保険には組合や政府が運営するものがある。

- ・組合管掌
大企業ごとにつくる健康保険組合が運営する。
- ・政府管掌
中小企業用の健康保険で、政府が運営する。

I：年金制度の変遷

制度の変化	イメージ図
◆1961年 国民皆年金 国民はいずれかの年金に加入する。	国民年金（任意） (民間労働者) 厚生年金 (公務員など) 共済年金
◆1985年 基礎年金制度 20歳以上の全国民は国民年金に加入する。 厚生年金と共済年金は年金制度の2階部分に当たる。	
◆1994年 厚生年金の定額部分の支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定。	
◆2000年 厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定。	国民年金基金（任意） (民間労働者) 厚生年金 (公務員など) 共済年金
◆2004年 年金改革法 ①厚生年金の保険率を段階的に引き上げる ②給付は厚生年金の支給開始時点で現役世代の年収の50%以上を保障する ③国民年金の保険料も段階的に引き上げる ④国民年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1にする(2009年から)	国民年金（基礎年金）
◆2015年 共済年金を廃止 共済年金が廃止され厚生年金に統一された。 基本的には自営業者などの国民年金基金に加入することになる。	国民年金基金（任意） (使用されている労働者) 厚生年金 国民年金（基礎年金）

年金保険制度には大きく2種類ある。

制度	詳細
確定給付型年金	給付される年金の金額が先に確定され、それに応じて月々の保険料が決定される仕組み。国民年金や厚生年金がこれにあたる。
確定拠出型年金 (日本版401K)	月々の拠出額(毎月の保険料)を決定し、積立金の運用収益が伸びれば、給付される年金が増える仕組み。 企業年金ともいい、国民年金+厚生年金に加えて3階部分にあたる。

II：老人医療制度の変遷

年号	出来事
1973年 (福祉元年)	◆老人福祉法の改正 70歳以上の老人医療費が無料となった。
1982年	◆老人保健法の改正 70歳以上の老人医療費が一部有料となった。
2002年	◆老人保健法の改正 対象年齢を70歳から75歳に引き上げることになった。
2008年	◆後期高齢者医療制度の導入 ①75歳以上の全国民が加入し、保険料を拠出(年金から天引き) ②都道府県単位で設置された広域連合が運営団体 (介護保険は市町村及び特別区が運営) ③基本は1割負担だが、現役並みの所得者は3割負担

I : 社会保障制度の成立

時期	社会保障制度の流れ
1601年	◆イギリス「エリザベス救貧法」 囲い込み運動で土地を追わされた者に救貧税を与える。
19世紀	◆ドイツ「アメとムチ」政策 ビスマルクによる社会保険政策。 アメ:疾病保健法、労働者災害保険法、養老廃疾保険法 ムチ:社会主義者鎮圧法
1935年	◆アメリカ「社会保障法」 F.ルーズベルトによるニューディール政策の一環。 医療保険は規定されなかった。
1942年	◆イギリス「ベバリッジ報告」 全国民に最低限度の生活(ナショナルミニマム)を保障。 スローガンは「ゆりかごから墓場まで」
1944年	◆ILO「フィラデルフィア宣言」 所得・医療保障を各国に勧告。
1952年	◆ILO「社会保障の最低基準に関する条約(102号条約)」 「社会保障の最低基準」を採択。

II : 社会保障の類型

◆主な社会保障の類型

類型	制度	保険料負担	給付額	負担
イギリス・北欧型	均一負担均一給付	全国民同じ額	全国民同じ額	国庫・公費負担が多い
ヨーロッパ大陸型	所得比例方式	所得に応じて異なる	拠出額に応じて給付水準が異なる	保険料(特に事業者)負担が多い

◆特殊な社会保障の類型

類型	特徴
アメリカ型	生活自助の原則より、私的保険が中心。民間保険会社による保険の普及から、全国民を対象とする公的な健康保険制度は存在しない。 そのため、全国的な社会保障制度は十分に発達していない。
日本型	自己負担、事業主負担、公費負担がおぼ同じという三者均衡型。 ただし、近年は崩れつつある。

III : 国民負担率

(2017年で比較)	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
アメリカ	34.5%	26.1%	8.5%
日本	43.3%	25.5%	17.7%
イギリス	47.7%	36.9%	10.7%
ドイツ	54.1%	31.5%	22.6%
スウェーデン	58.9%	53.8%	5.2%
フランス	68.2%	41.7%	26.5%

アメリカは公的な健康保険制度が存在していない分、国民の負担が少ない。
一方、フランスやスウェーデンのように高福祉である場合には国民の負担も大きくなる。

I：税の種類

	直接税 (担税者と納税者が同じ税)	間接税 (担税者と納税者が異なる税)
国税	所得税・法人税・相続税・贈与税	消費税・酒税・たばこ税・関税
地方税	住民税・事業税・固定資産税	地方消費税

▶直間比率

直接税と間接税の比率のこと。
日本は6:4
アメリカは9:1
西欧諸国(フランスなど)は4:6
となっている。

II：税制度の歴史

1949年	吉田茂	シャウプ税制改革(シャウプ勧告)
1989年	竹下登	消費税導入 (3%)
1997年	橋本龍太郎	消費税増税 (5%)
2008年	福田康夫	ふるさと納税制度の導入
2014年	安倍晋三	消費税増税 (8%)
2019年	安倍晋三	消費税増税 (10%)、軽減税率の導入
2023年	岸田文雄	インボイス制度導入

III：日本の税制度の問題

間接税の性質	間接税は、金額的には公平だが、実質的には低所得者の負担を大きくするという逆進性がある。 ●垂直的公平 (例:所得税) 所得などの経済状況の違いに応じて税負担を求めること ●水平的公平 (例:消費税) 同じ経済状態の人々に同等の税負担を求めること
捕捉率の違い	会社が源泉徴収制度によって税処理するサラリーマンに比べ、自営業者や農業者は自己申告であるため補足率が低い。 把握率がサラリーマンは約9割、自営業者は約6割、農家は約4割 なのでクロヨンと呼ばれる。

□ 補足率 (B)

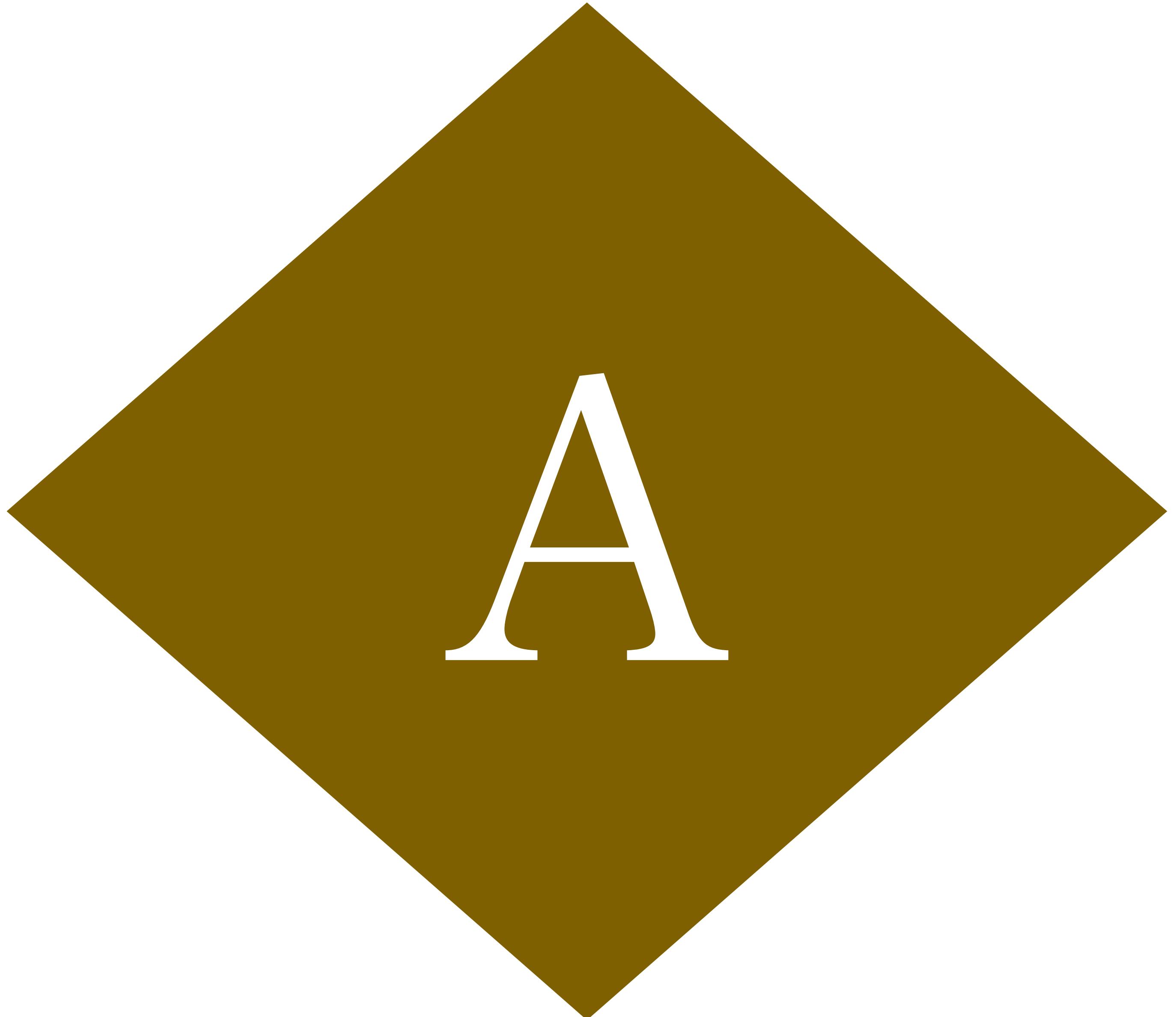
税務署が労働者の収入を把握している割合のこと。

IV：近年の税制度改革

ふるさと納税	自分が支援したい地方公共団体に寄付することで、その分を住民税や所得税から差し引かれる制度。 <目的>都市から地方に税収を移転させること <問題>寄付者が返礼品を目的に行う結果、地方自治体が返礼品競争を行ってしまう。 (2019年の税法改正で、返礼品は寄付額の30%以下の地場産品という条件を定めた)
軽減税率	飲食料品(酒類を除く)、テイクアウトや宅配、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡などは消費税を10%ではなく8%にするという制度。 <目的>低所得者に配慮する観点
インボイス制度	正式名称は適格請求書等保存方式といい、2023年10月開始の複数税率に対応した消費税の仕入税額控除を受けるためには適格請求書(インボイス)の発行・保存が必要になった。 ただし、インボイスを発行できるのは適格請求書発行事業者のみのため対応が必要となっている。

▶インボイス制度の目的

軽減税率の導入により、複数の税率が適用され、仕入額にも影響があった。
 そのため、正確な消費税額を把握するために、仕入税額控除を受けるならばインボイスの発行が必要とした。



地方自治

I：地方自治

国から独立した地方公共団体が、政治や行政を住民の参加と意思に基づいて行うことを地方自治という。日本国憲法第8章で定めているが、**大日本帝国憲法では規定がなかった。**

日本国憲法 第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基いて、法律でこれを定める。



団体自治	政府から独立した地方公共団体が、自らの機関や財源によって地方公共団体の政治を行うこと。
住民自治	各地方の地域住民やその代表者の意思に基づいて、地方公共団体の政治が行われること。

□ ブライス

「地方自治は**民主主義の学校**である」

□ トックビル

「地方自治の自由に対する関係は、**小学校の学問にに対する自由**と同じである」

II：地方公共団体の仕組み

◆地方公共団体の種類

普通地方公共団体	都道府県(1都1道2府43県)・市町村
特別地方公共団体	特別区(東京都23区)・財産区・地方公共団体の組合・地方開発事業団

▶特別地方公共団体の詳細

- 財産区 山林・公民館などの共同財産の管理
- 地方公共団体の組合 病院・水道など複数の団体の共同事業
- 地方開発事業団 道路・公園などの共同開発事業など

◆特別な区域

構造改革特区 の導入	規制を緩和・撤廃した特別な区域を設けることで地域社会の活性化をはかるとする試み。地方自治体が特区の提案をする。 2002年施行の構造改革特別区域法に基づき、小泉純一郎内閣が構造改革の一環として推進。
国家戦略特区 の導入	雇用・医療・農業・都市開発などの分野で、種々の規制緩和、企業のビジネス環境を整えることを目的とした特別区域。 2013年の安倍内閣によって設けられた。国が特区を上から決める。
政令指定都市	地方自治法に基づき政令で指定された人口50万人以上の市。行政需要の特殊性に対応して、住民生活に密着した事務が都道府県から移動されるほか、行政区の設置などの特例が認められる。

▶政令指定都市一覧(20市)

- <北海道> 札幌
- <東北> 仙台
- <関東> 横浜・川崎・千葉・さいたま・相模原
- <中部> 静岡・浜松・新潟・名古屋
- <近畿> 大阪・京都・神戸・堺
- <中国> 広島・岡山
- <九州> 北九州・福岡・熊本

III：地方自治体の課題

市町村数増大による不安定な行政基盤	<p>①平成の大合併(1999年) 政府主導で自治体を広域化することで行政基盤を強め、地方分権の推進に対応することを目的としたもの。これにより、市町村数は約3200から約1720になった。</p> <p>②道州制 都道府県を廃止し、広域の道や州に再編し広域化することで行政基盤を強め、自主性を高めることを検討中。</p>
財政再生団体の存在	財政破綻により、国の管理の下で財政再建を行う地方自治体が存在する。 ・2010年 北海道夕張市 (現在進行 京都府京都市)
限界集落の増加	居住者が都市に移ったり、高齢化したりすることで地域社会の維持が困難となる限界集落が増加した。
中心街の衰退	駅前などにある商店街が閉鎖される シャッター街 が登場。中心街を行政サービスと連携させ、商業・居住・交通などの拠点にする コンパクトシティ を推進。
住民税の不足	任意の自治体に寄付して、一部の住民税・所得税が控除される ふるさと納税制度 を導入。ただし、自治体が寄付を求め 返礼品競争 が生じている。

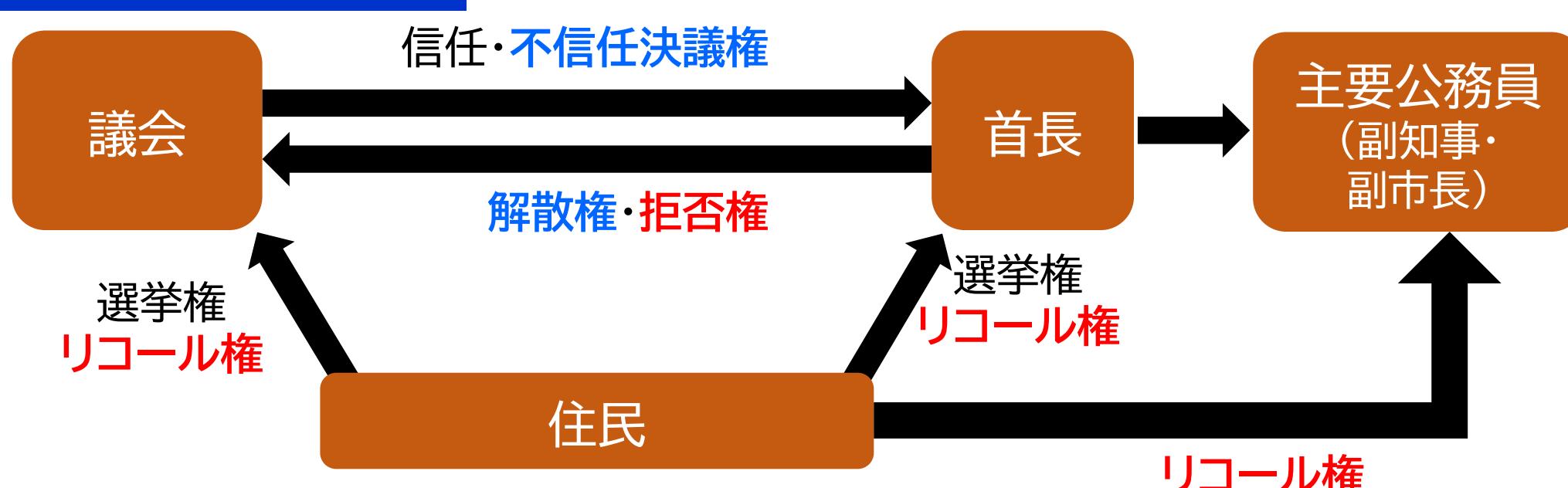
I：地方公共団体の政治体制

日本国憲法 第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、
その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

地方公共団体の政治体制



※首長による解散権は単独では行使できず、不信任決議の対抗措置として可能である。

II：地方分権

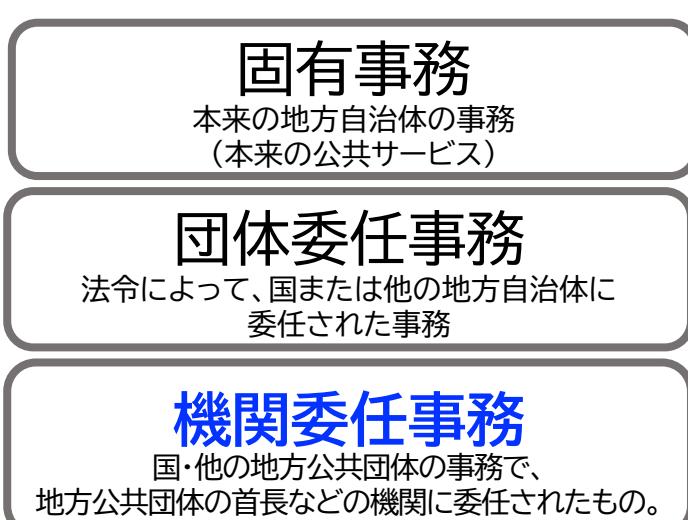
地方分権推進法	1995年	バブル崩壊後の日本経済の立て直しの一貫。 地方分権を総合的・計画的に推進することを目的として制定
---------	-------	---

↓ 後継

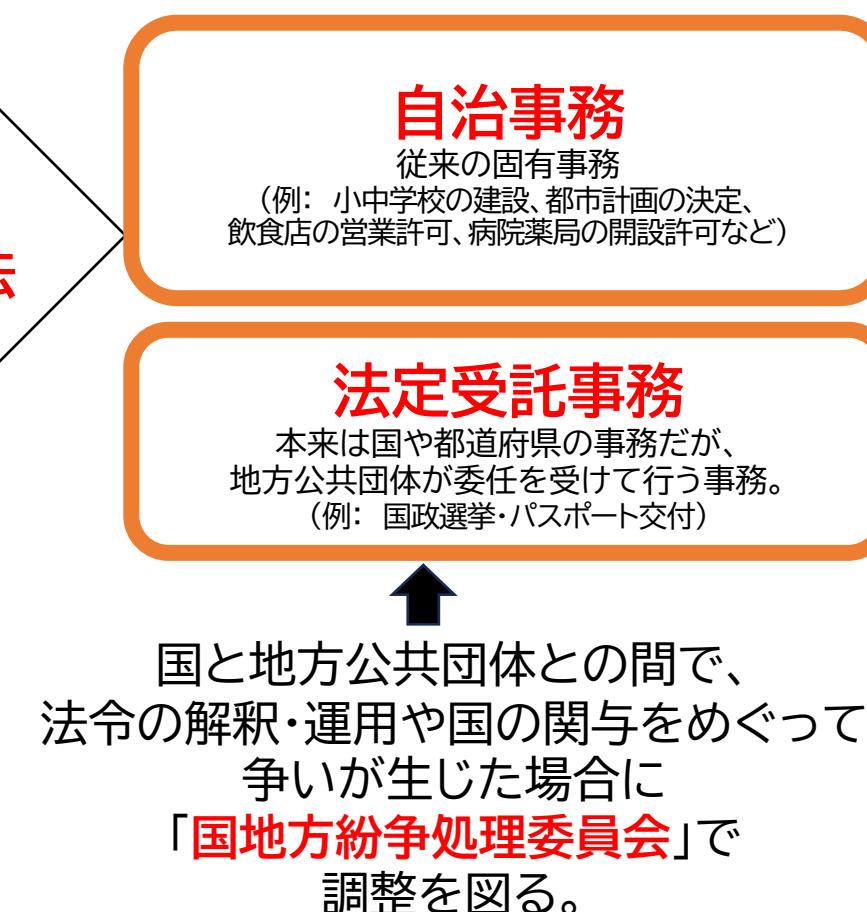
地方分権一括法	1999年	これまでの中央集権型行政システムを、地方分権型に変更していくことを目的として制定。 <ポイント> 国と地方公共団体の関係性が、上下・主従関係→対等・協力関係になった。
---------	-------	---

地方公共団体の業務の変化

従来



現在



I：住民自治

住民が自ら政治の担い手となることを**住民自治**という。憲法では95条に規定がある。

日本国憲法 第95条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、
その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、
国会は、これを制定することができない。

□ 住民自治 (B)

各地方の地域住民やその代表者的意思に基づいて、
地方公共団体の政治が行われること。

◆住民ができること

レファレンダム (住民投票)	地方公共団体における重要な政策について 住民が投票を行うことで最終決定する。
リコール (解職請求)	議員・長・主要公務員の解職、議会の解散などを住民が要求する。
イニシアティブ (住民発案)	住民が条例の制定・改廃の提案を行う。

II：地方自治法上の直接請求

住民自治の観点から、地方自治法は住民に直接請求する権利を明記している。

直接請求権の一覧

請求内容	根拠	署名数 (選挙人名簿 登録者数)	提出先	その後の対応
条例の制定・改廃	74条	50分の1 以上	長	長が議会にかけて結果公表
監査の請求	75条		監査委員	監査結果を公表し、 議会・長に報告
議会の解散請求	76条	3分の1 以上 (※2)	選挙管理 委員会	有権者の投票 で 過半数の同意が必要
議員の解職請求	80条			
長の解職請求	81条			
主要公務員の 解職請求(※1)	86条		長	長が議会にかけて 3分の2以上の出席かつ 4分の3以上の同意が必要

※2 有権者数が次の場合、条件が変わる。

40万人以下	$x \times 3\text{分の}1$
40万人を超える、 80万以下	$\frac{80万 + (80万 - x)}{6}$ ※xは有権者数 ※ $40万 \times 3\text{分の}1 + (\text{有権者数} - 40万) \times 6\text{分の}1$
80万人を超える	$\frac{480万 + 3(80万 - x)}{24}$ ※xは有権者数 ※ $40万 \times 3\text{分の}1 + 40万 \times 6\text{分の}1 + (\text{有権者数} - 80万) \times 8\text{分の}1$

※1 主要公務員

副知事・副市長などの副長、
選挙管理委員、監査委員などを
指す。

III：住民投票の種類

住民投票の種類

種類	根拠法	拘束力	投票者	例
地方特別法制定 のための住民投票	憲法95条	あり	日本国籍 18歳以上	・広島平和記念都市建設法 ・長崎国際文化都市建設法
直接請求権による 住民投票	地方自治法			・愛知県解職請求署名偽造事件 ・埼玉県本庄市署名無効事件
特別区設置のための 投票	大都市地域 特別区 設置法			・大阪府(大阪都構想)
その他住民投票	住民投票 条例	なし	自由 ・外国人○ ・年齢引下げ○	・新潟県巷町(原発設置) ・沖縄県(米軍基地) ・岐阜県御嵩町(廃棄物処理場)

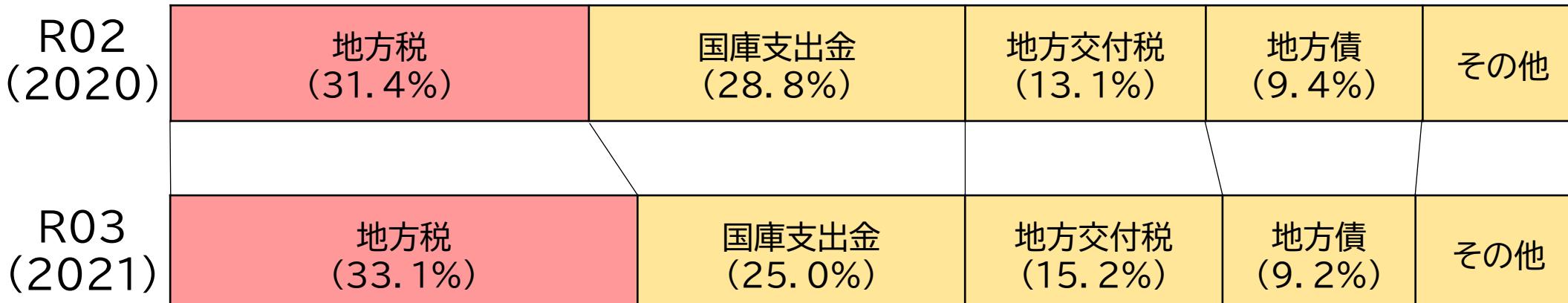
I：地方財政の種類

地方財政		財源	
	使途		
地方税	なし	自主財源 (自分で調達)	一般財源 (用途なし)
地方交付税	なし (地方自治体間格差の解消が目的)	依存財源 (国・借金から調達)	
国庫支出金	あり (特定の開発に使用)		特定財源 (用途あり)
地方債	あり (地方財政法第5条に定める場合)		

▶地方財政法第5条

交通事業、ガス事業、水道事業、公営企業の事業、出資金及び貸付金、地方債の借換え、災害対応、公共施設の建設事業費など。

※現在の地方財政(令和3年度 岁入の状況)



※自主財源が30%～40%のため、「3割自治」「4割自治」と呼ばれている。

地方交付税	【目的】 地方公共団体の財政格差の是正 【使途】 なし 【財源】 所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の合算額
国庫支出金	【目的】 【使途】 あり (国が必要と認めた事業・国が委託する事務など) 【財源】
地方譲与税	
地方消費税	都道府県や市町村に配分される税のこと 消費税のうち2.2%が地方消費税で、残りの7.8%が国の消費税になる。
法定外税	地方公共団体が持つ課税自主権を活用し、条例に基づいて新設した法定税以外の税目。
ふるさと納税	支援したい地方公共団体などに寄附することで、その分が所得税や住民税から差し引かれる制度。

II：地方財政改革

①三位一体の改革（2002年 小泉内閣）

地方分権を進めるための制度。

改革① 国庫支出金の削減

改革② 地方交付税の見直し

改革③ 国から地方への財源移譲

②地方債発行要件緩和（2006年）

今まででは地方債の発行には総務大臣の許可が必要な許可制だったが、2006年度から事前に協議をすれば発行が可能な事前協議制になった。



A

選挙制度

I：選挙の原則

原則	内容	原則に反する例
普通選挙	一定年齢に達した全ての国民に選挙権を与えること。	・一方の性別にのみ認める選挙 ・所得や納税額で制限がある選挙
平等選挙	全ての人の一票は、同等の価値で平等に扱うこと。(投票価値の平等)	・一票の格差のある選挙
秘密選挙	投票する内容を公にさせられないこと。	・強制的に投票した候補者名を公開する選挙
直接選挙	選挙権を持つ国民が直接投票すること。	・代理による選挙
自由選挙	本人の自由意思で投票ができ、誰からも干渉されないこと。また投票に関する責任を負わないこと。	・圧をかけられて投票する選挙

II：選挙区制度

	小選挙区制	大選挙区制 (中選挙区制)	比例代表制
選出方法	1つの選挙区において、最も得票数が多い候補者が当選する方式。	1つの選挙区において、得票数が多い候補者が定数分順番に当選する方式。	1つの選挙区において、各政党の得票数に応じて議席を配分し、その人数分当選する方式。
当選者数	1名	複数名	得票数に応じて決定
投票内容	個人名	個人名	政党名 or 個人名
政権	安定	比較的不安定	不安定
政権交代	しやすい		しにくい
少数意見	反映されにくい	反映されやすい	反映されやすい
民意	反映されにくい	比較的正確に反映	正確に反映
死票	多い	比較的少ない	少ない
不正	起きやすい (選挙戦の激化)		起きにくい
政党・個人	政党本位	個人中心	政党本位
その他長所		同一政党のなかから候補を選択できる	
その他短所	地方的人物が選ばれやすい	・1票の重みの差が出やすい ・地元への配慮が優先され、金も多く必要	・候補者選考過程で政党幹部の力が過大になる ・顔の見えない選挙になる。

III：世界の選挙制度の歴史

◆選挙制度の歴史

原則	内容
1848年	フランスで世界初の男子普通選挙権が与えられた。
1890年	アメリカのワイオミング州で世界初の女子普通選挙権が与えられた。
1893年	ニュージーランドで国家として世界初の女性普通選挙権が与えられた。
1919年	ドイツでG5/G7国家として世界初の女性普通選挙権が与えられた。

◆各国の選挙権付与時期

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	ソ連	スイス	ニュージーランド
男子	1925	1870	1871	1848	1918	1936	1848	1879
女子	1945	1920	1919	1944	1928	1936	1971	1893

I：日本の選挙制度

衆議院議員総選挙		参議院議員通常選挙
小選挙区比例代表並立制 (小選挙区 + 比例代表制)	選挙制度	選挙区制 + 比例代表制
465名	定数	248名
4年	任期	6年 (3年ごとに半数改選)
289名	選挙区 定数	148名
176名	比例代表 定数	100名
あり	解散	なし
18歳以上	選挙権	18歳以上
25歳以上	被選挙権	30歳以上
可能	重複立候補	不可能

II：選挙期間の禁止事項

選挙期間や選挙運動について以下の行為を禁止している。

- ①戸別訪問（候補者が直接有権者の自宅などを訪問して選挙運動を行う行為）
- ②飲食物提供
- ③署名運動
- ④連呼行為（選挙力一を除く）
- ⑤指定された枚数以上のはがき、ポスターの配布等
- ⑥公務員の選挙運動
- ⑦選挙期間前・投票日の選挙運動

※インターネットを活用した選挙運動は可能

また、候補者自身のみならず選挙運動の責任者や候補者の親族が悪質な選挙違反を行い、禁固刑以上の有罪が確定した場合は、当選者の関与の有無にかかわらず当選を無効にし、かつ同一選挙区での立候補を5年間禁止とする連座制が導入されている。

III：選挙運営制度

期日前投票	投票日当日に投票できない有権者が事前に投票できる制度。 当日に投票できない理由は仕事や旅行など比較的自由である。
不在者投票	期日前投票・投票日当日に本来投票所となる場所から離れている場合、 出張先などの選挙管理委員会で投票ができる制度。
在宅投票・郵便投票	身体障害者手帳を持ち、一定の要件に該当する場合は、 郵便による在宅での投票や不在者投票ができるという制度。
代理投票・洋上投票	心身の故障や目の見えない人のように、 自ら候補者名を記入できない有権者は申請をすれば 代理で投票ができるという制度。
洋上投票	遠洋漁業を行う船舶上で不在者投票を行う制度。
在外投票制度	海外に住む有権者が国政選挙などへ参加することができる制度。

I：選挙制度

衆議院の議員(465名)を選挙する制度は、小選挙区制と比例代表制を並立させた「**小選挙区比例代表並立制**」である。また、小選挙区と比例代表の両方に立候補する**重複立候補**が認められており、小選挙区で落選した場合に、比例代表で当選する**復活当選**が可能になる。

	小選挙区	比例代表
制度	1つの選挙区の中で最も得票数が多い1名が当選する方式。	1つの比例代表区の中で各政党の得票数に応じて各政党の当選人数が決まる方式。
1区あたりの当選者数	1名	複数名(区による)
全国の選挙区数 全国のブロック数	289区	11区
定数	289名	176名
有権者が投票用紙に書くもの	候補者名	政党名

II：比例代表制の選出方法

◆拘束名簿方式

比例代表制では各政党の得票数に応じて各政党の当選人数(議席数)が決まるが、その際に各政党は候補者に順位をつけて、上位から議員として議席を与えることになる。このように、候補者に順位をつけた政党が作成する名簿を**拘束名簿**という。

<拘束名簿のルール>

- ①複数の候補者を同じ順位にすることができる
- ②同じ順位で全員を当選にできない場合は、**惜敗率**が高い順に当選する。
- ③小選挙区で当選した候補者は衆議院議員になるので、**比例代表では当選しない**。
- ④小選挙区での得票数が有効投票総数の10%に満たない場合は、復活当選できない。

◆比例代表の議席数の決め方

比例代表で各政党が獲得する議席数は、各政党の得票数に応じて決定する。その際に、得票数を1、2、3と順に割っていき、その商の大きい順に議席を配分する方法を用いる。この方法を**ドント方式**という。

III：例題

◆STEP1 各政党の議席数を計算する(ドント方式) 定数:5議席

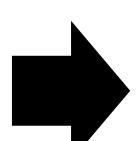
▶この区の各政党投票数

政党名	X党	Y党	Z党
得票数	45000	15000	3000
÷1	①45000	③15000	3000
÷2	②22500	7500	1500
÷3	③15000	5000	1000
÷4	⑤11250	3750	750
÷5	9000	3000	600

X党は4議席=4名当選

Y党は1議席

Z党は0議席



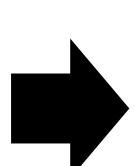
◆STEP2 当選する候補者を決める(拘束名簿)

▶X党の拘束名簿

順位	候補者名	重複立候補	小選挙区	惜敗率
1	A	—	—	—
2	B	○	落選	75%
3	C	—	—	—
4	D	○	当選	—
5	E	○	落選	50%
5	F	○	落選	80%
7	G	○	落選	70%

上位4名が当選するので

A・B・C・Fが当選



▶投票所に行くと…

投票所に行くと、投票券を元に本人確認をされた後、まずは小選挙区の投票用紙を渡されます。

書いて投票箱に行くと、次は比例代表区の投票用紙が渡されます。

そして書いて投票箱に行って終わるかと思ったら、最高裁判官の国民審査の審査用紙が渡されるんです。3段階になっているという衆議院特有の投票所です。

▶比例代表の11区とは

比例代表制の選挙区11区とは、北海道・東北・北関東・南関東・東京都・北陸信越・東海・近畿・中国・四国・九州であり、地域で分けている。各区ごとに定数は異なり、最少は四国の6、最多は近畿の28。

□ 惜敗率 (B)

衆議院選挙の比例代表制で重複立候補をして、小選挙区で落選した候補者が復活当選する際の基準。

計算式は、

$$\frac{\text{落選者の得票数}}{\text{当選者の得票数}} \times 100 \text{ (%)}$$

 になる。

▶当選者決定方法の解説

【1位】

順位1位のAは小選挙区ででていなかったため、そのまま当選。

【2位】

順位2位のBは小選挙区ででたが落選しているため比例代表2位で当選する。

【3位】

順位3位のCは小選挙区ででていなかったため、そのまま当選。

【4位】

順位4位のDは小選挙区で当選しているため、議員になれるのでこの名簿ではパス。

順位5位はEとFがいるが、2人とも小選挙区で落選しているため、惜敗率で比較する。すると惜敗率が高い方のFが当選する。

I：選挙制度

参議院の議員を選挙する制度は、選挙区制と比例代表制を併用した制度である。衆議院議員総選挙のように小選挙区と比例代表の両方に立候補する重複立候補は認められていない。ただし、参議院議員は3年に半数改選のため、1回の選挙で選ぶのは定数の半数だけである。(以下の表の括弧内の人數)

	選挙区	比例代表
制度	1つの選挙区の中で得票数が多い順に複数名が当選する方式。	1つの比例代表の中で各政党の得票数に応じて各政党の当選人数が決まる方式。
1区あたりの当選者数	複数名(区による)	複数名
全国の選挙区数 全国のブロック数	45区	1区
定数	148名 (74名)	100名 (50名)
有権者が投票用紙に書くもの	候補者名	政党名または候補者名

▶投票所に行くと…

投票所に行くと、投票券を元に本人確認をされた後、まずは選挙区の投票用紙を渡されます。書いて投票箱に行くと、次は比例代表区の投票用紙が渡されます。衆議院選挙とは違い2段階です。

▶選挙区の45区とは

選挙区45区とは、基本各都道府県に1区。ただし、有権者数の少ない「高知と徳島」「鳥取と島根」はそれぞれ1つの区としている。これを合区という。

II：比例代表制の選出方法

◆非拘束名簿方式

比例代表制では各政党の得票数に応じて各政党の当選人数(議席数)が決まるが、その際に各政党は候補者に順位をつけず、候補者名での得票数が多い上位から議員として議席を与えることになる。

このように、候補者に順位をつけずに政党が作成する名簿を非拘束名簿という。

◆比例代表の議席数の決め方

比例代表区で各政党が獲得する議席数は、各政党の得票数に応じて決定する。その際に、得票数を1、2、3と順に割っていき、その商の大きい順に議席を配分する方法を用いる。この方法をドント方式といふ。

III：例題

◆STEP1 各政党の議席数を計算する(ドント方式) 定数:5議席

▶この区の各政党投票数

政党名	X党	Y党	Z党
得票数	45000	15000	3000
÷1	①45000	③15000	3000
÷2	②22500	7500	1500
÷3	③15000	5000	1000
÷4	⑤11250	3750	750
÷5	9000	3000	600

X党は4議席=4名当選

Y党は1議席

Z党は0議席

▶議席数決定方法の解説

得票数については、本来は1回の選挙で議席が50の状態で計算していくことになりますが、例として5議席の場合についています。

◆STEP2 当選する候補者を決める(非拘束名簿)

▶X党の非拘束名簿

候補者名	得票数
A	①15000
B	④8000
C	②12000
D	400
E	③10000
F	7000
G	800



上位4名が当選するので

A・B・C・Eが当選

I：ネット選挙の解禁

2013年にインターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁された。

II：インターネット等でできること

	できること
①	選挙運動期間に更新された、 WEBサイト等に掲載された選挙運動用文書図画を 当日もそのままにしておくこと
②	候補者・政党などが電子メールを使って、選挙運動用文書図画を頒布すること
③	選挙運動期間中に、 政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする 政治活動用有料広告を掲載すること
④	インターネット等を利用した 選挙期日後の挨拶行為
⑤	屋内の演説会場において、選挙運動のために映写すること

III：インターネット等でできないこと

	できないこと
①	選挙期日当日にWEBサイト等に掲載する選挙運動用文書図画を 更新すること
②	候補者・政党など以外の一般有権者が電子メールを使って、 選挙運動用文書図画を頒布すること
③	<u>II</u> にあてはまらない 選挙運動のための有料インターネット広告を掲載すること
④	当選・落選させるという目的で、 真実に反する使命・名称・身分を表示して インターネット等を利用する方法で通信をすること (虚偽表示罪)
⑤	候補者のウェブサイトの改ざん等、その他不正な方法で選挙の自由を妨害すること (選挙の自由妨害罪)
⑥	他人のID・パスワードを悪用するなどにより、 アクセス権限のないコンピュータを利用すること (不正アクセス罪)
⑦	ウイルスの頒布やDos攻撃などにより、 コンピュータの使用目的にそるべき動作しない・使用目的に反する動作をさせて、 人の業務を妨害すること (電子計算機損壊等業務妨害罪)
⑧	インターネットを利用した選挙運動を行った者に、 その選挙運動の対価として報酬を支払うこと (買収罪)

□ Dos攻撃(C)

コンピュータに不正なデータを送信して使用不能にしたり、
トラフィックを増大させてネットワークを麻痺させたりする攻撃のこと。

IV：電子投票

現時点で、国政選挙においてはネット上で選挙の投票を行う電子投票は導入されていないが、**地方選挙などでは実施されたケースもある。**

<法律>

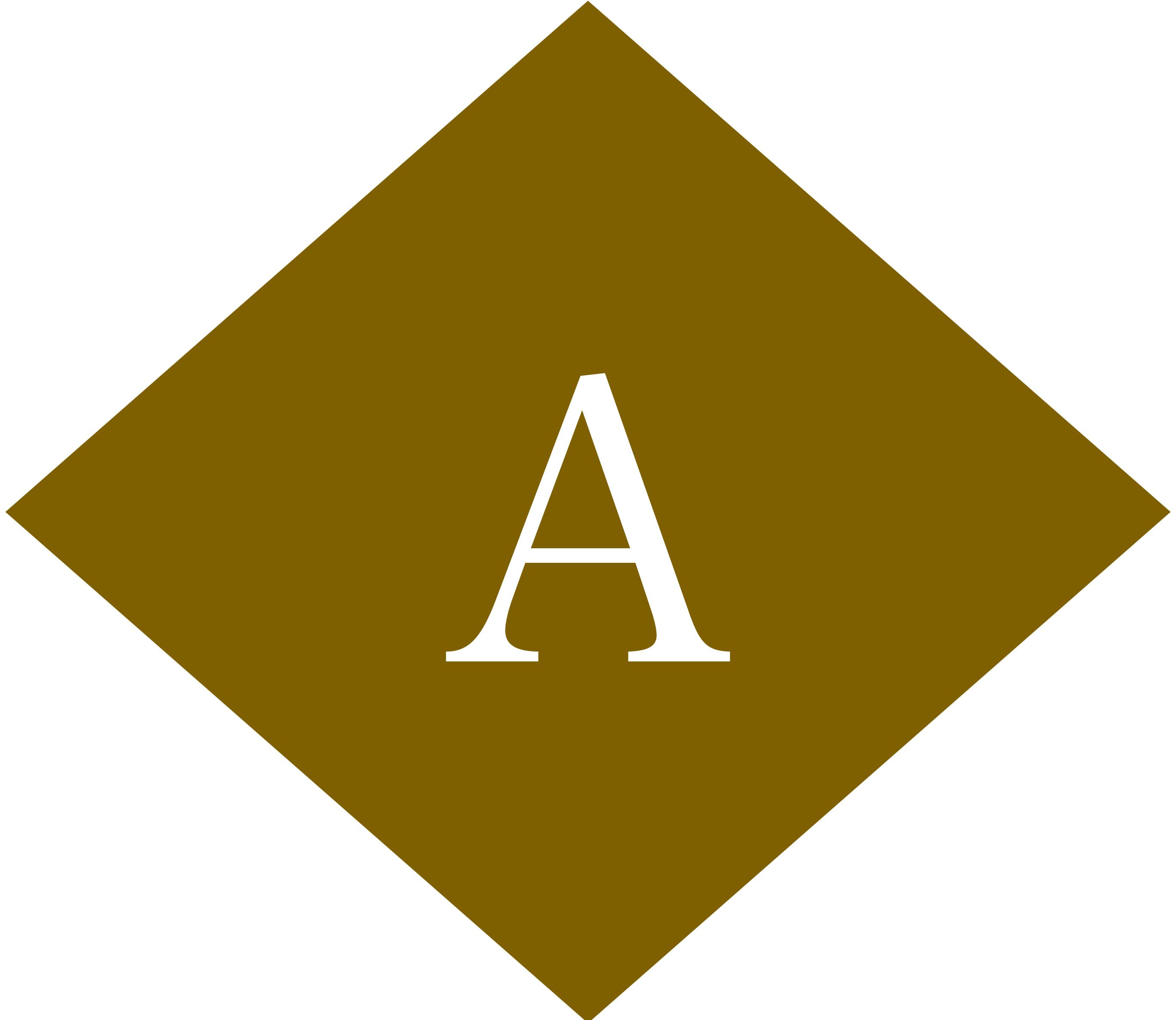
電磁記録投票法(2001年公布)

<初めての電子投票>

岡山県新見市市長・市議会議員選挙

<裁判>

2003年岐阜県可児市(かにし)の市議会議員選挙で実施された電子投票のトラブルをめぐり、落選した候補者ら有権者15人が選挙無効を求めた訴訟。
2005年に最高裁は選挙を無効とし、再選挙が行われた。

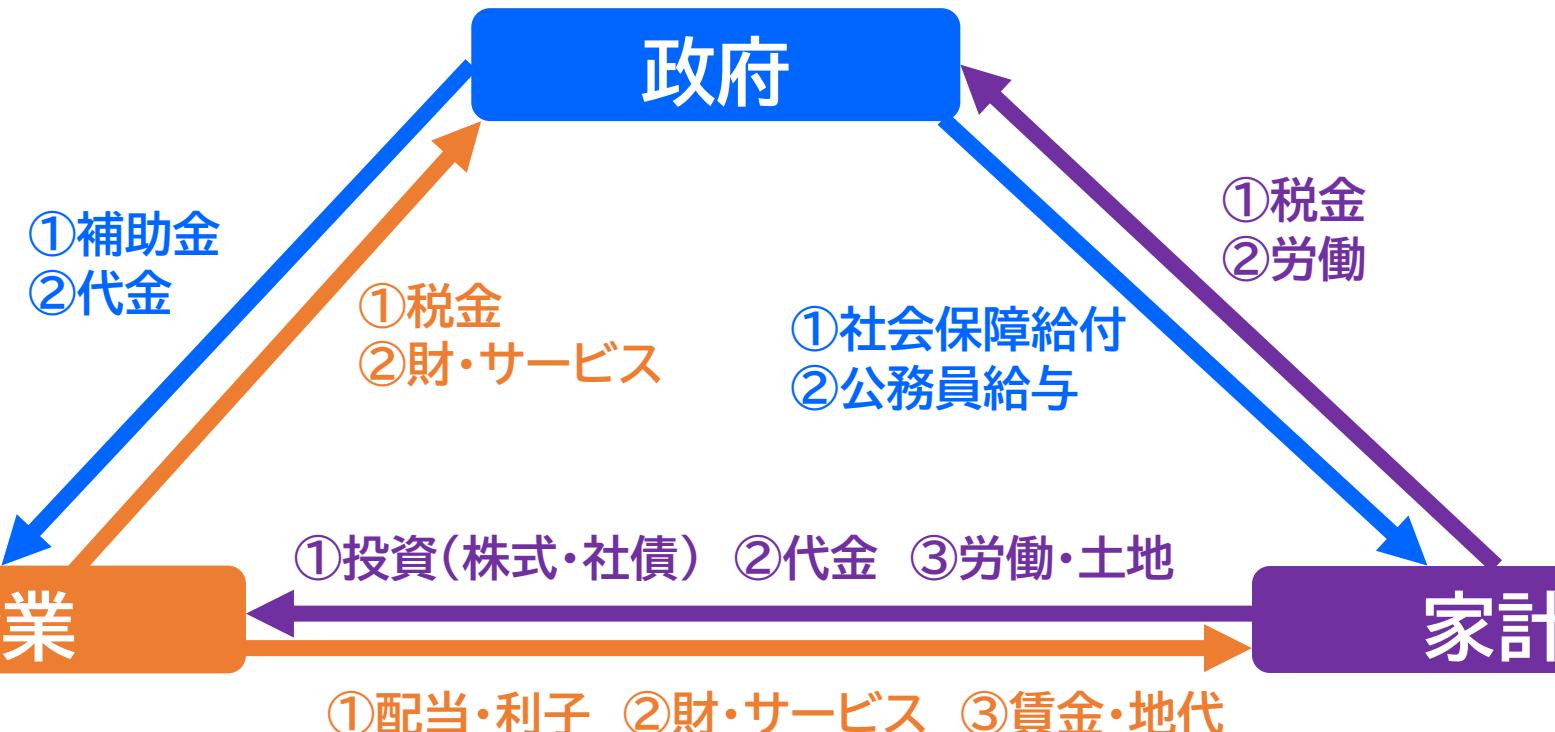


A

経済主体
(企業)

I：国民経済の循環と家計

国民経済の循環



家計…労働などの生産要素を提供して、それに対して所得を得て、その所得を使って消費財を購入する経済主体。

II：所得と可処分所得

所得
賃金 + 利子 + 配当 + 賃貸料(地代) + 社会保障給付

・租税
・社会保険料
を差し引く

可処分所得
家計が自由に消費または貯蓄できる所得

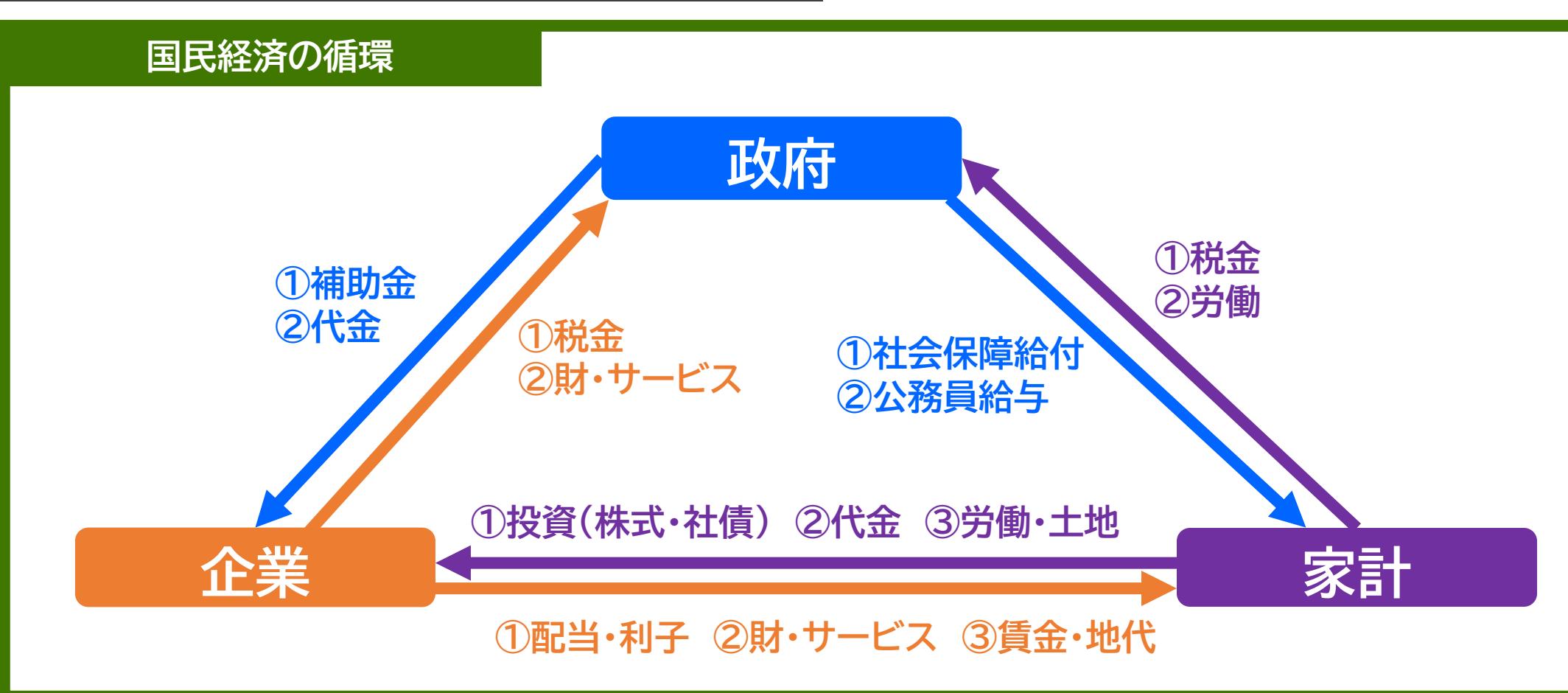
III：家計の支出分析

方法	詳細
エンゲルの法則	家計費の中に占める飲食費の割合(エンゲル係数)が高いほど生活水準は低くなるという法則。 <課題> 生活習慣や生活条件の異なる地域や国家の比較には有効でない
シュワーベの法則	低所得者ほど所得に占める家賃など居住費の割合が大きいという法則。 <課題> 国際比較の指標として

IV：日本の消費行動

時期	詳細
高度経済成長期以前	消費性向が低く貯蓄性向が高い 貯蓄性向(%) = 貯蓄額 ÷ 可処分所得 × 100
高度経済成長期以降	商業主義の「使い捨て」「消費は美德」などの考え方から消費性向が高まる 消費性向(%) = 消費支出 ÷ 可処分所得 × 100

I：国民経済の循環と企業



企業…資本を集め、労働者を雇い、生産設備と原材料を購入して、財やサービスを生産し、それらを家計や政府に売り、利潤を手に入れようとする利益集団のこと。

II：資本

資本…生産活動のために投下された資金(基本的にはお金)のこと。

◆資本の構成による分類

方法	詳細
自己資本	自己出資金(株式)、内部留保などによる資本のこと。返済義務がない。
他人資本	社債の発行、銀行からの借入金による資本のこと。返済義務がある。

日本は、自己資本<他人資本の傾向にある。

◆資金調達方法による分類

方法	詳細
内部金融	内部留保で資金を調達する方法。
外部金融	株式や債券などを発行して投資家から資金を調達する方法。
	銀行などの金融機関を経由して、融資や借入などをして資金を調達する方法。

I：企業の種類

企業の分類

名称		具体例	
公企業		国営企業	
		地方公営企業	
		独立行政法人	
		特殊法人	
公私混合企業		日本銀行・NTT・JRの一部・JT・第三セクター	
私企業	個人企業		
	共同企業	会社企業	
		組合企業	
		個人商店・農家	
		合名会社、合資会社、株式会社、合同会社、(有限会社)	
		農協・生協・健康保険組合	

□ JR (B)

日本国有鉄道が民営化され設立された7つの会社の総称。会社には、完全民営化された私企業と国が株主となっている公私合同企業がある。

II：私企業(会社企業)の種類

◆私企業(会社企業)の種類

会社分類	株式会社	合同会社	合資会社	合名会社
会社規模	大	中	小	小
資本金	資本金1円～	資本金1円～	規定なし	
出資者	1名以上の 株主	1名以上の社員	2名以上の社員	
責任	有限責任	有限責任	有限責任+無限責任	無限責任
会社の種類	株式		持分	
最高意思決定機関	株主総会		社員の過半数	
上場	可能		不可	

◆有限責任と無限責任

有限責任	会社の借金に対して、 出資金の範囲内でのみ 責任を負うこと。
無限責任	会社の借金に対して、無限に責任を負うこと。

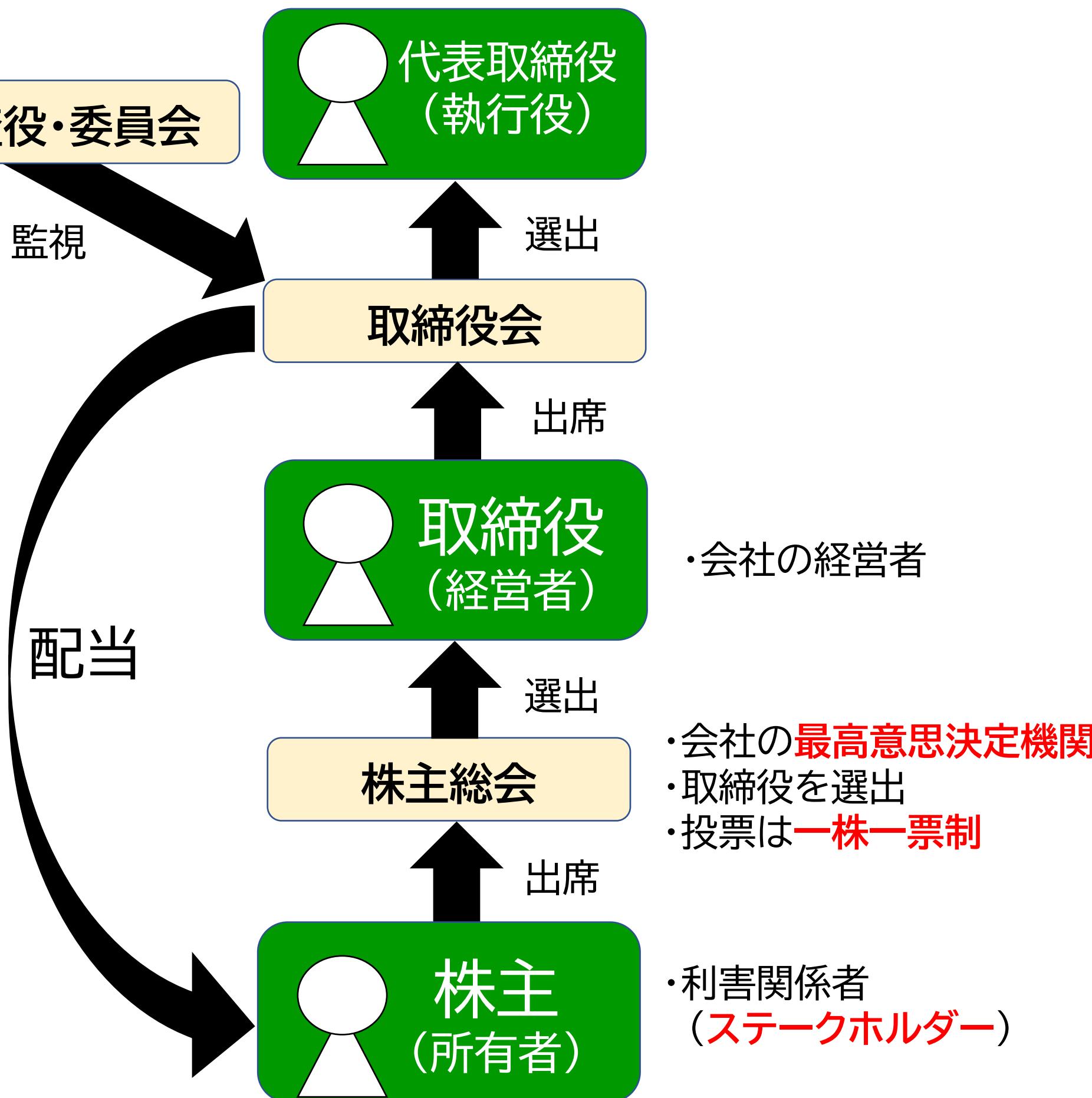
III：会社法の改正

◆2006年 新会社法制定

新会社法のポイント

- ①**有限会社**は今後創設できない ※既存のものはそのまま存続
- ②**最低資本金制度**が撤廃された ※出資金1円から創設できる
- ③**合同会社**の創設

I：株式会社の仕組み



II：株式会社の特徴

株主は法人>個人	<ul style="list-style-type: none"> ●法人株主…企業や金融機関が企業の株主となる場合 ●個人株主…個人投資家が企業の株主となる場合 →法人(約80%)>個人(約20%) ※2018年時点
所有と経営の分離	企業の所有者と経営者が別になること。 個人株主は株価の推移や配当を目的とし、経営に关心がない。 また経営者は株主である必要もないことから、 出資者=経営者という状態でない場合が多い。
株の持ち合い	大企業が企業集団を結成している場合が多く、 お互いの株式を所有し合うこと。 近年この割合は低下している。
配当	会社が利益を生み出した場合には、 その利潤の一部を株主が受け取ること

I：企業の社会的責任(CSR)

企業は社会に大きな影響を与えるため、企業には様々な社会的責任(CSR)が伴う。

ゼロ・エミッション	廃棄物や排出物を一切出さないこと
メセナ	文化・芸術活動への支援
フィランソロピー	社会貢献活動や慈善的寄付行為
コンプライアンス	企業による法令遵守や自主規制
アカウンタビリティ	行政や企業の説明責任
コーポレート・ガバナンス	企業統治のこと。企業の業務の監視を行うこと。
ディスクロージャー	情報公開のこと
ISO14000シリーズ	企業の活動が環境に及ぼす影響を最小限にすることを目的とした国際的な標準規格。
無過失責任の原則	今まででは、故意や過失があった際に責任を負う「過失責任」だったが、故意・過失の有無にかかわりなく、損害発生の責任を負うという「無過失責任」に考え方が変わった。
汚染者負担の原則 (PPP)	公害を発生させた企業が損害賠償や公害防止費用を負担する原則。OECDで採択され、公害事業負担法や公害健康被害補償法で法制化した。

III：企業の変化

日本の経営の崩壊	高度経済成長の基礎であった終身雇用制度を前提とした年功序列型賃金制度が、リストラ・非正規雇用の増加・定期昇給の廃止・年俸制の導入などにより、崩壊しつつある。
連結決算	親会子会社の会計・決算を別にするのではなく、一つの企業グループとして行うことを連結決算という。これは、グローバル化や多角化の進展により、業績悪化した子会社を連結から外す連結外しを防ぐために2000年から連結決算中心の制度になった。
ストック・オプション	役員や従業員に与えられる自社株をあらかじめ決められた価格で買うことができる権利である。決められた価格以上の値で売却をするために、従業員は業績向上を目指し、株価を上げる意識を持つようになる。1997年商法改正で導入。

II：非営利組織

組織(団体)として、企業のような利益を目的とせずに活動するものがあり、それを**非営利組織(NPO)**という。

ただし日本では、このNPOに法人格を与える**特定非営利活動推進法(NPO法)**を制定しているため、非営利組織を法人化することもできる。

NPO法人	社会的活動をする営利を目的としない民間団体に、法人格を持たせたもの。
認定NPO法人	NPO法人のうち、 ①収入に占める寄付金等の割合が20%以上 又は 3000円以上の寄付者が年平均100人以上いる ②創設から1年以上が経過している 以上の2つ等の条件を満たすことによって認定されたもの。 税制の優遇措置などがあり、5年ごとに更新する。 NPO法人全体の1%程度がこれに当たる。



A

金融

I : 金融とは

家計や企業などの経済主体が、必要な資金を貸し借りして融通すること。
 お金の余っている部門から不足している部門へお金を流す。
 金融は、中央銀行・市中銀行などの銀行や政府の金融機関を通じて行うのが一般的。

III : 金融市场

長期金融市场 (資本市場) 返済期間が 1年以上	①公社債市場 国・地方公共団体・企業などが外部資金を調達するために 公社債を発行したり流通させる市場
	②株式市場 企業が出資者を募る発行市場と株券を売買する流通市場からなる。 株式は通常、証券取引所で取引される。
短期金融市场 (マネー マーケット) 返済期間が 1年未満	①インターバンク市場 金融機関相互の短期金融市场のこと。コール市場(ごく短期間の資金取引)と手形市場によって構成されている。
	②オープン市場 金融機関だけではなく、一般企業や公的機関なども参加できる 短期金融市场を指す。 特に、企業が短期の資金を調達するために発行する無担保証券である コマーシャルペーパー(CP)市場が注目されている。

IV : 銀行の3大業務

①預金業務

資金を受け入れる業務。

預金の種類	説明	銀行目線
普通預金	常時引き出しが可能な要求払い預金	低金利 いつ引き出されるかわからないので、安心できない。
定期預金	6ヶ月、1年など預金期間を定めた貯蓄性の預金	高金利 期間が長いほど、企業などへ安心して貸し付けられる。
通知預金	一定期間据え置いて、払出しの2日前に引出しの通知をする預金	普通預金より有利、定期預金より不利。
当座預金	本人がやるべき出納業務を代行する営業性預金	代行なので無利子 (手数料の代わり)

②貸出(融資)業務

資金の貸出し(貸付)業務。

③為替業務

現金を送らないでも、遠隔地間の貸し借りの決済を行う業務。

内国為替	送金、振込、手形・小切手による支払い、電気ガス水道など公共料金やクレジット代金などの口座振替
外国為替	貿易などに使用する、国際間の決済や送金など。

I：貨幣の機能

価値尺度	商品の価値を測る物差しの役割
交換手段 (流通手段)	必要な品物を手にいれるための交換をスムーズに行う交換手段としての役割
支払手段	税金の納入や取引の決済として支払手段としての役割
価値貯蔵手段	貨幣をためることでいつでも商品やサービスが得られる価値を貯蔵する役割

II：マネーストック

マネーストックは、金融機関から経済全般へ供給されている通貨の総量のこと。

名称		内容	
M2		現金通貨+国内銀行などに預けられた預金 (対象: 日本銀行、ゆうちょを除く国内銀行、外国銀行在日支店、 信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫)	
広義流动性	M3	現金通貨	銀行券発行高+貨幣流通高
		預金通貨	要求払預金(当座、普通、貯蓄預金等)一対象金融機関が保有する 小切手・手形
	準通貨		定期性預金、外貨預金、定期積金など
	CD	譲渡性預金のことで、銀行が発行する無記名の預金証書	
	金銭信託、投資信託、金融債、銀行発行普通社債、国債、外債など		

I：中央銀行

中央銀行

国家の金融政策の中心となる金融機関で、銀行券を発行する。

日本は、**日本銀行**。

II：日本銀行の役割

発券銀行	日本銀行券(紙幣)を発行する唯一の銀行
政府の銀行	国庫金の出納や国債の発行事務を行う銀行
銀行の銀行	市中銀行に対して、預金の受け入れ、資金の貸し出し、資金の送金などを行う銀行

III：金融政策の手段

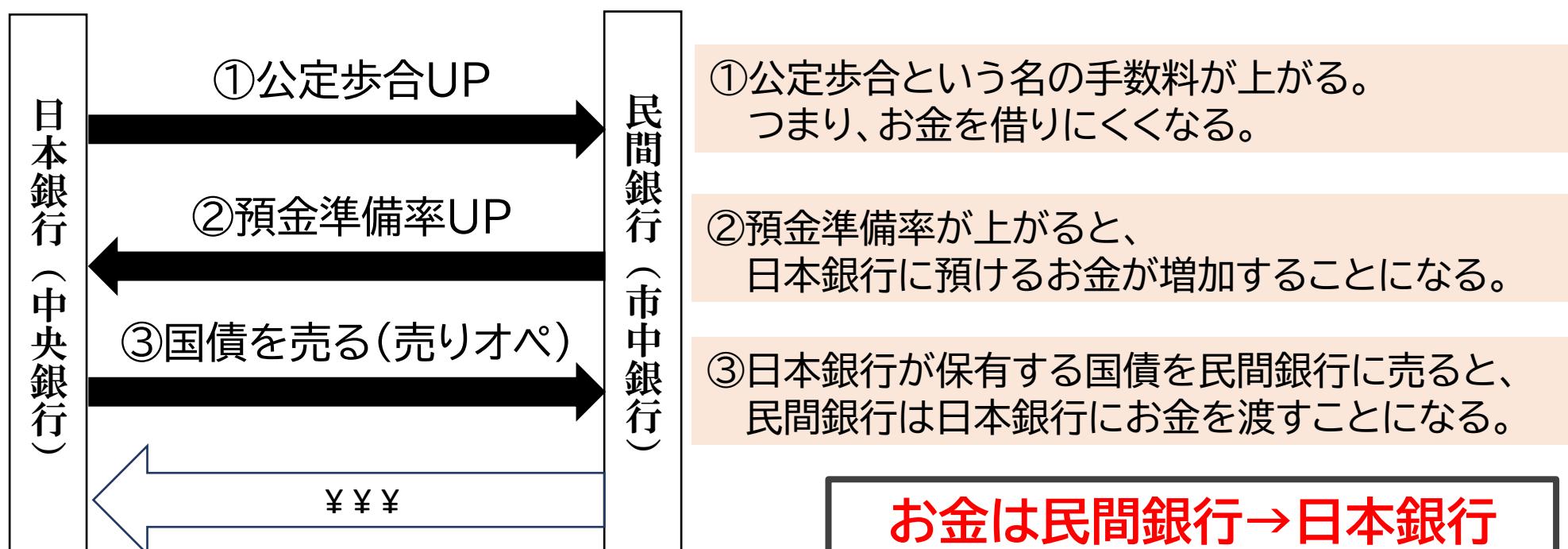
公定歩合操作	日本銀行が民間銀行に通貨を貸し出すときの利子率を操作して通貨量を調整すること ※現在は「公定歩合」ではなく「基準割引率および基準貸付率」と呼ぶ
預金準備率操作 (支払準備率操作)	日本銀行が民間銀行の受けた預金の一部を預かる際の率を操作して通貨量を調整すること
公開市場操作	日本銀行が国債などの有価証券を売買して通貨量を調整すること

IV：日本の金融政策

日本の金融政策

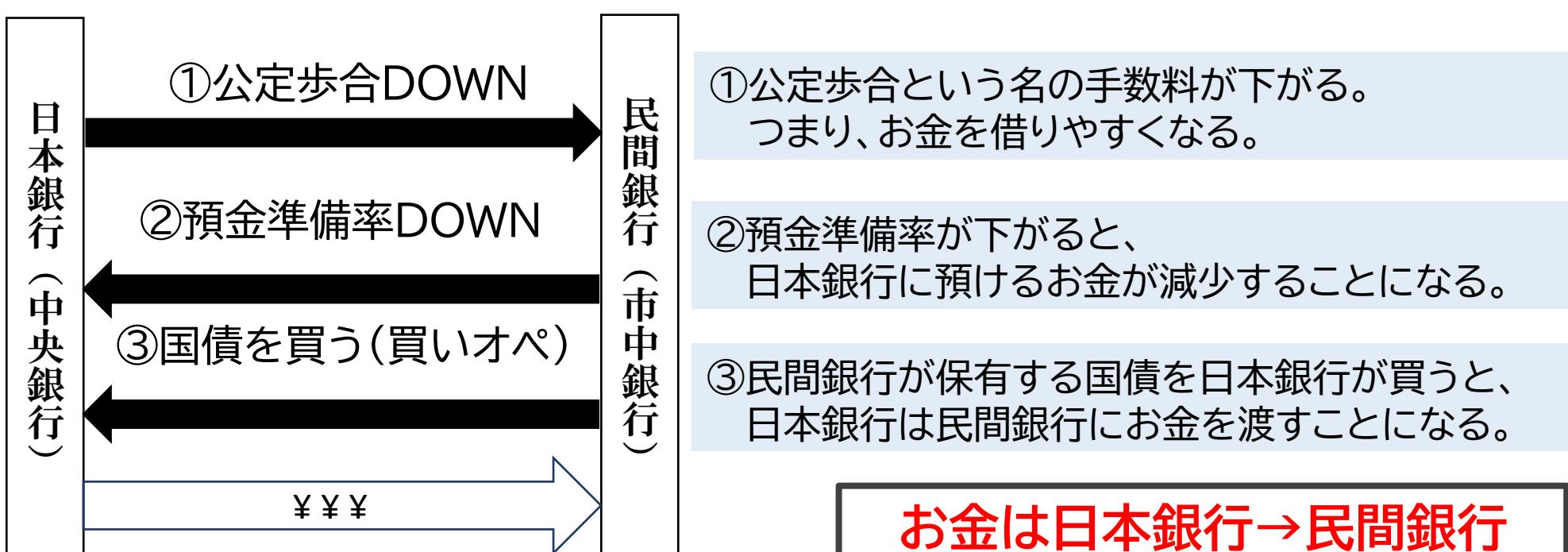
好景気 金融引締め政策 ／ 資金吸収オペレーション

→収益や給料の増加により、消費が拡大している状態（お金が多すぎる状態）



不景気 金融緩和政策 ／ 資金供給オペレーション

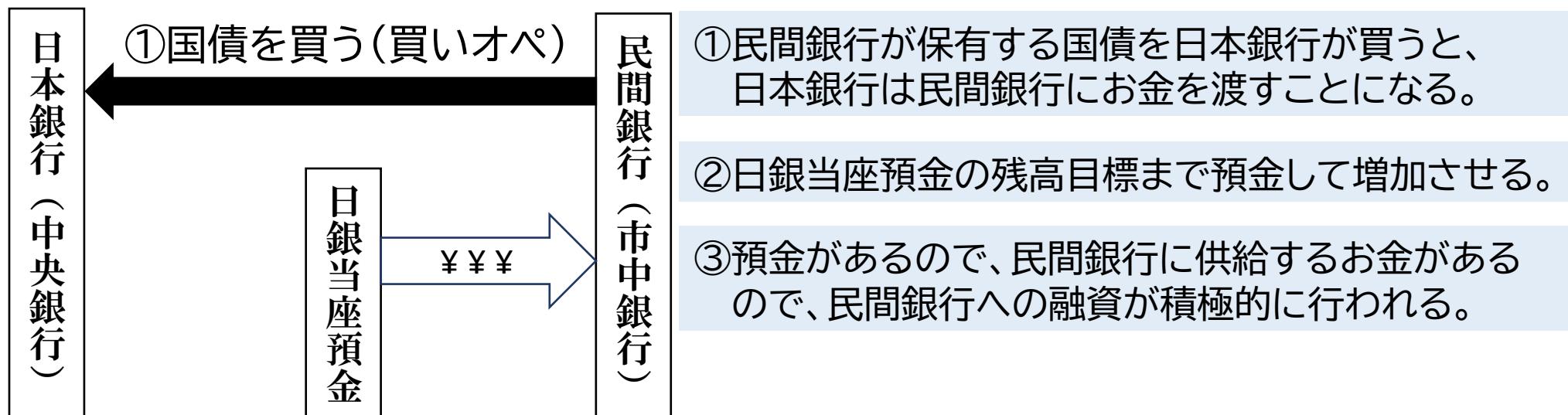
→収益や給料の減少により、消費が縮小している状態（お金が少なすぎる状態）



I：量的緩和政策（不景気）

日本の金融政策

不景気



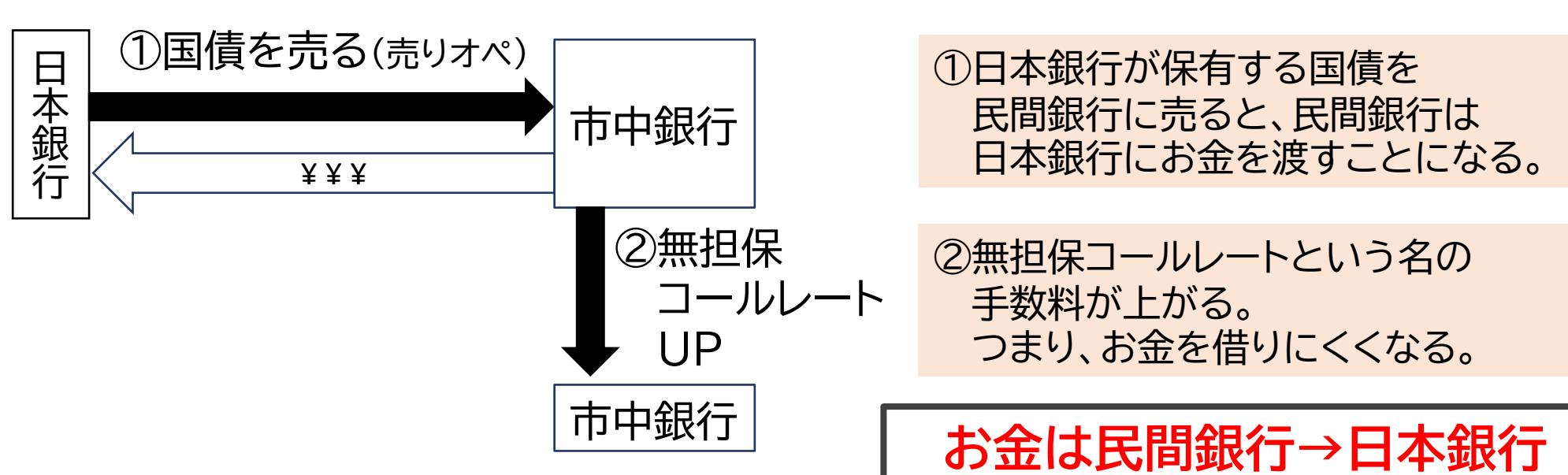
◆マイナス金利政策

日銀当座預金にかかる金利をマイナスにするという政策。
 金利が高いほど、**預けていると利子が多く得られる**というものです。
 市中銀行は、日銀当座預金に資金を預けていると、マイナス金利が適用されることになり、
 資金が目減りしてしまうため、日銀に預けずに貸出を増やすと予想される。
 2016年導入。

II：無担保コールレート翌日物

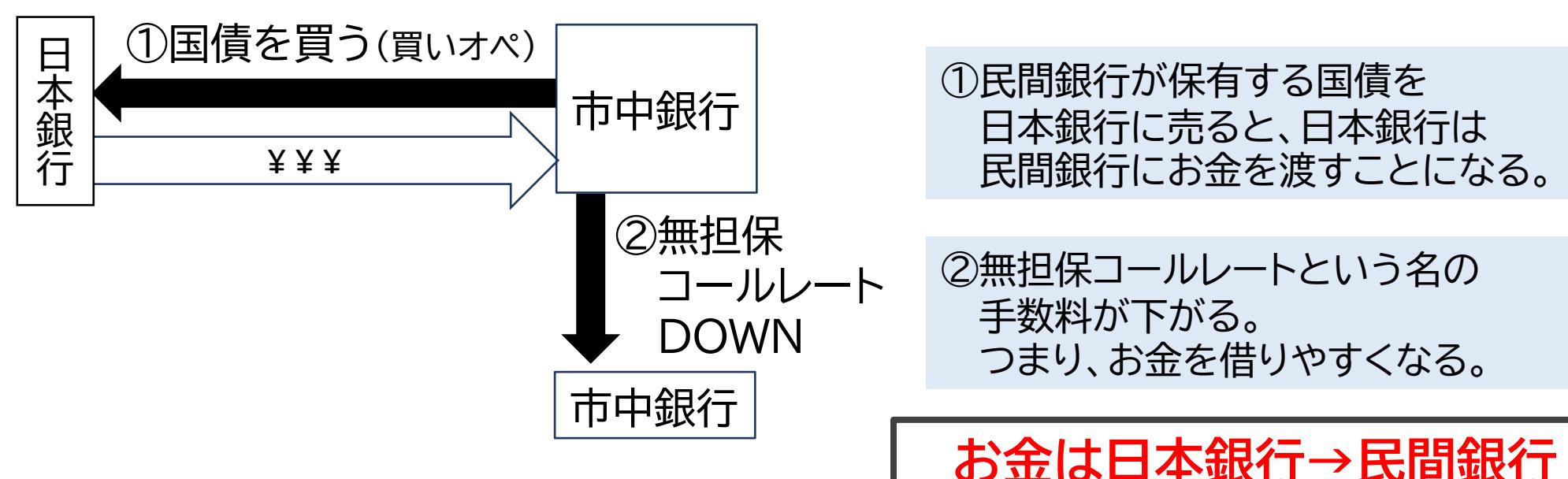
日本の金融政策

好景気

□ 無担保コールレート
翌日物 (A)

市中銀行間における資金の貸し借りにおいて、借りた資金を翌日に返金する政策金利のこと。

不景気



不景気

◆ゼロ金利政策

無担保コールレートをほぼゼロにすることで、
 無担保コールレートという名の手数料がほぼゼロになる。
 つまり、市中銀行は他の市中銀行からお金が借りやすくなるため、
 企業への融資も活発になる。

I：金融自由化

戦後

大蔵省による**護送船団方式**で、金融業界を守っていた。

護送船団方式

金融機関全体の存続と利益を守ることを目的として、
大蔵省が行ってきた金融行政のこと。

1990年

・経済のグローバル化
・閉鎖的な日本の金融市場に対して、アメリカが市場解放・規制緩和を要求

バブル経済崩壊

不良債権問題

銀行が融資した企業の経営状態が悪化し、お金が返済されなくなった問題。
バブル崩壊により融資の担保であった不動産の地価が下がってしまい、
企業側は安くしか売却できなくなってしまった。

→これにより銀行は融資が消極的になったり(**貸し渋り**)、
融資を期日よりも前に引き上げようとしたり(**貸し剥がし**)した。

1991年

金融機関の破綻が始まる

1994年

金利の完全自由化（1993年定期性預金、1994年流動性預金）

日本版ビッグバン

日本版ビッグバン

<首相> 橋本首相

1980年代の英国のサッチャー政権の「サッチャリズム」の一環として
行われた金融改革(ビッグバン)をモデルとした日本の金融改革。

<スローガン> **フリー**(自由)・**フェア**(公正)・**グローバル**(国際化)

<目的> ①銀行にリスクを取らせる「間接金融」方式から
国民や企業がリスクをとる「直接金融」方式にすること
②東京の金融市場をニューヨークやロンドンに並ぶ
国際市場にすること

<内容> ①銀行・証券・信託・保険の相互参入(1992年金融制度改革法)
②株式売買の手数料の自由化
③有価証券取引税の廃止
④外国為替業務の自由化(1997年外国為替管理法改正)
⑤持株会社の解禁(1997年独占禁止法改正)

1997年
～

金融再編が始まる。(金融機関の統合)

2005年

ペイオフの全面解禁

ペイオフ

破綻金融機関の預金者に対する払い戻しのことで、
預金保険機構という特殊法人が業務を担当する。
上限は元本1000万円とその利息までとなっている。
2005年から普通預金を含め全面的に解禁された。

<結果> 預金者や投資家にも自己責任が求められる(預金の分散)



公共空間

I：活動と公共空間の形成

ことばを通して人間相互が関わり合うことを活動といい、自分と異なる人間と語り合い、さまざまな見方を学び自分というものを言動で表現し合うことで公共空間が形成される。その語り合い(話し合い)について次のような考え方がある。

人物	考え方
アーレント	人々が異なる視点や考え方で、自分らしさを表現して他者に認められることが大切という考え。 この考えを導く際に、人間の行為を3つに分類した。 ①活動…ことばを通して人間相互が関わり合うこと ②労働…食糧などの生命維持に必要な消費財を生産すること ③仕事…芸術作品や道具など、耐久性のある人工物を作製すること
ハーバーマス	理性的(人間同士互いによく理解し合うことを可能にする能力的)なコミュニケーションを通して合意形成を行うことで、価値観・利害が異なる人々がそれぞれにとってよりよい結論を導くことができるという考え方。 このコミュニケーション理性を自由に主体的に発揮することで、討議デモクラシー(熟議民主主義)が可能だとした。

II：公共性と日本の思想

人物	考え方
和辻哲郎	著書:『倫理学』『風土』 人間は自我と社会性の両方を持つ「間柄的存在」であるとし、人間は共同体の一員として、共同体に埋没することなく、独立した自己を確立して、社会の信頼に応える行為の選択が必要。
丸山眞男	著書:『日本政治思想史研究』『現代政治の思想と行動』『日本の思想』 戦前に日本が軍国主義的ファシズムに陥った原因是、日本が無責任の体系(責任の所在を明確にしない考え方)であるからとし、公共的問題についての責任を自覚することが真の民主主義確立に重要だとした。

III：正義

正義とは何かということは、古代ギリシアから現代まで探求されている永遠のテーマであるが、その中でも特に有名な正義の考え方は次のとおり。

考え方	人物	内容
福祉国家	ロールズ	所得や富の不平等を認める道徳観を批判して、カントの義務論の影響を受け、「公正としての正義」を主張した。正義を考える際には、偽りのない公正な場を保障すべきであり、地位や名誉、立場などの個人情報がない状態「無知のヴェール」で合意や納得できる真理の追求を正義と考えた。 (カントの義務論: 行為者が誰もが守らなければならない道徳法則として自ら設定し、自ら守るという自律を主張した。)
コミュニタリアニズム (共同体主義)	マッキンタイア	アリストテレスの「人間はポリス的動物である」という考え方に対する起源を持ち、人間は誰もが誰かの子孫であり、どこかの共同体に属していて、その共同体の中で物語を演じ、共通善を目指す生き物であると考える。自由意志を重要視するリベラリズムを批判する立場。
	サンデル	共同体の考え方を引き継ぎ、ロールズが考える個人は社会から孤立した存在を想定しており、自由意志によって生きること(負荷なき自己)が人間にとての善ではなく、個人が共同体の一員であることを忘れていると批判し、個人の正義は、自らが所属する共同体が持つ価値観を尊重して、共同体のなかで負荷を負うこと(負荷された自己、位置づけられた自己)を実現することにあるとし、共同体がめざす善の追求を正義の本質だと考えた。



青春期と
自己形成

I : 青年期

◆青年期の定義

青年期とは、人間の生涯にかかる発達のなかで、子どもから大人への過渡期にあたる時期。青年期の区分は、**年齢のみならず**、さまざまな捉え方が存在する。

表現	提唱者	概要
疾風怒濤の時代	ホール	おさえがたい激情にかられ、 不安と動搖 を経験する。
マージナル・マン (境界人)	レヴィン	子どもと大人という二つの異なる集団の狭間にあり、 行動や情緒が不安定 な人。
心理的離乳	ホーリングワーカス	精神的な面で親からの 分離・独立 を求める。
モラトリアム	エリクソン	心理・社会的モラトリアムともいう。 社会側から大人としての責任や義務が免除 されている時期。

◆第二の誕生

青年期には、他人との違いを知り、自分はどんな人でありたいかを自分に問いかける経験をする。このような経験をルソーの著書『エミール』で「**第二の誕生**」と表現した。

II : 青年期の特質

◆青年期の特質

特質	概要
青年期の高年齢化	産業発展などにより 知識が複雑化・多様化 したため、学業時間が延長された
青年期の低年齢化	身体的(性的)に成熟する時期は早まった

→これら両方が現代社会で発生することによって、昔よりも青年期が長くなっている。

※ミードは、未開社会の**サモア島**の若者には青年期特有の不安感などがみられないと調査結果を報告した。

◆青年期に関わる重要語句

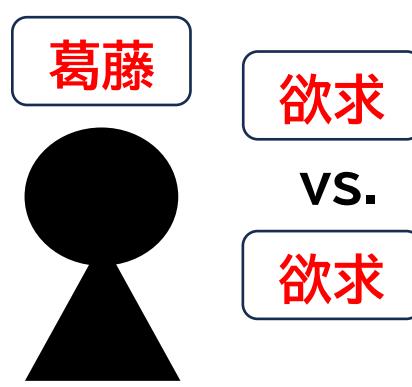
語句	説明	時期
第二次性徴	思春期の 身体的な変化 (性的成熟のこと)。	8~13歳
第二反抗期	大人や社会的通念などに対し、反抗的な態度 を取るようになる時期のこと。	12~15歳

III : 青年期と発達課題

提唱者	課題
ハヴィガースト	<p>ハヴィガーストは青年期の発達課題を10項目あげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同年齢の男女との洗練された交際を学ぶこと。 ②男性として、また女性としての社会的役割を学ぶこと。 ③自分の身体的变化について理解し有効に使うこと。 ④両親や他の大人から情緒的に独立すること。 ⑤経済的独立のめやすをつけること。 ⑥職業を選択しその準備をすること。 ⑦結婚と家庭生活の準備をすること。 ⑧市民として必要な知識や態度を発達させること。 ⑨社会的に責任のある行動を求め、成し遂げること。 ⑩行動の指針としての価値観や倫理の体系を学ぶこと。
エリクソン	<p>◆アイデンティティの確立 一貫性や連続性のある安定した自己像を持ち、自分がどのような人間か、確信を得る状態を指す。</p> <p>◆アイデンティティの危機 アイデンティティの確立がうまくいかず、自分が自分であるという確信が持てない状態を指す。</p>

I : 葛藤と欲求

◆青年期の自己形成



欲求が実現しないと

欲求不満
(フラストレーション)アイデンティティの
確立の妨害

無意識に自我を守る

防衛機制
(防衛反応)フロイトの
精神分析学から
派生した概念

◆葛藤

葛藤とは、相反する二つ以上の欲求に挟まれて選択に苦しむ状態。

葛藤は大きく3つのパターンに分けることができる。

【解説】◆青年期の自己形成

青年期は、子どもから大人への成長過程で葛藤し、自分という存在に向こう時期。それ故に欲求を持っているが、その欲求が実現できない場合には、欲求不満(フラストレーション)の状態に陥ってしまう。欲求不満は、心の安定を脅かし、アイデンティティの確立を妨げる可能性もあるため、フロイトは、そのような場合(欲求不満や自我崩壊の危機)には、無意識に自我を守る防衛機制(防衛反応)があるとした。

葛藤のパターン

表現	イメージ	具体例
回避一回避型	- vs. -	勉強をしたくない vs. 合格できない
回避一接近型	- vs. +	食中毒になりたくない vs. 生牡蠣を食べたい
接近一接近型	+ vs. +	YouTubeを見たい vs. テレビを見たい

□ フロイト

オーストリアの心理学者・精神科医。

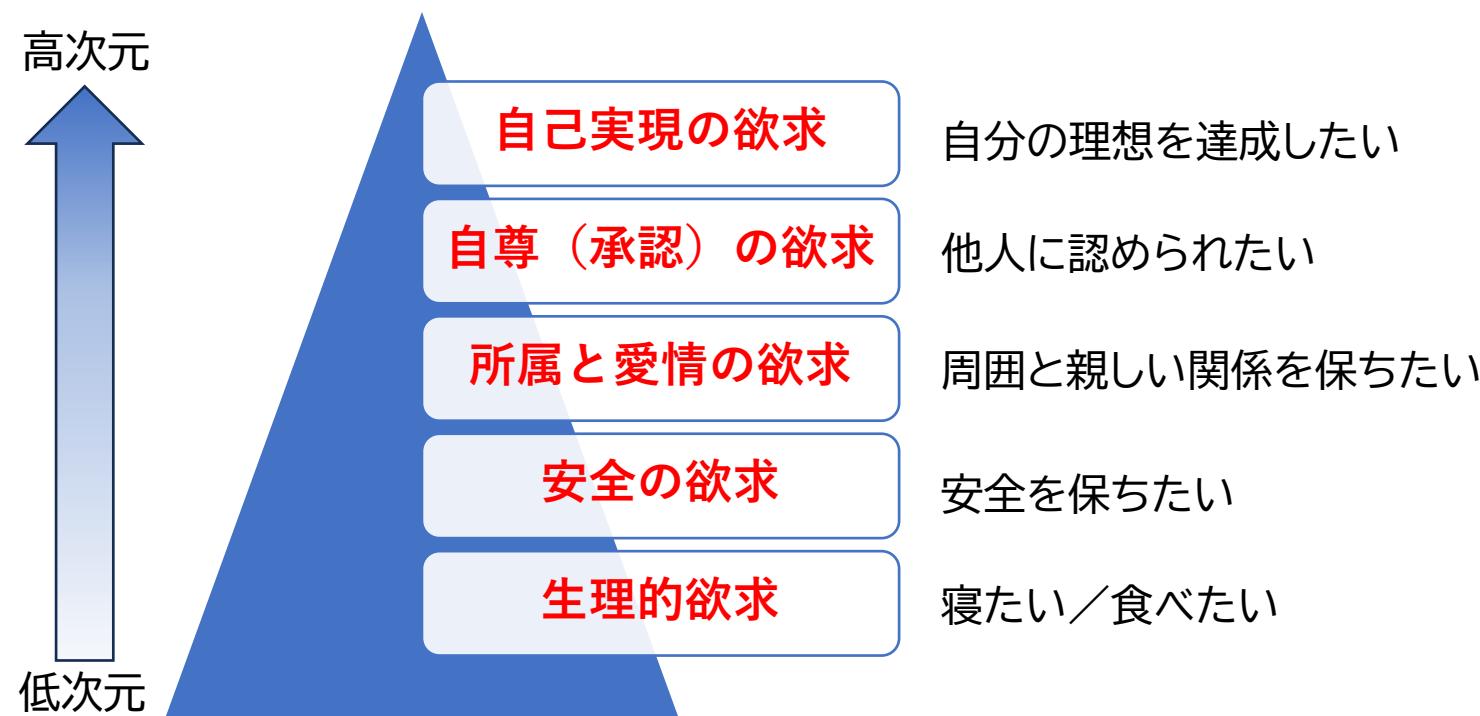
□ マズロー

アメリカの心理学者

◆欲求

マズローは、欲求を5段階に分けて、低い次元の欲求が満たされるとより高い欲求実現を目指すと考えた。

マズローの欲求5段階説



◆防衛機制(防衛反応)

欲求不満や自我崩壊の危機の場合に、無意識に自我を守る心的メカニズムのこと。

防衛機制	概要	具体例
抑圧	不快な記憶を抑え込む	テストで欠点を取ったけど、そのことは思い出せないなあ。
合理化	屁理屈をつけて納得する	点数が悪かったのは雨が降ったせいだ！
反動形成	適応できない欲求に対して正反対の行動をとる	好きな子に意地悪をしちゃおう！
逃避	適応できない欲求がある場合に、空想の世界に逃げること	勉強したくないから、大学生になった自分をイメージしてみよう…
退行	適応できない欲求に対して幼児化すること	やだ～！やだ～！と泣きわめく。
同一視	他者の長所を自分が持っているかのように思い込む	有名人が出たこの学校に通っている自分はすごい！
	自分の否定的欲求を他人に転嫁する (自分の短所を他者のものとみなす)	相手が自分を嫌っているから、自分も嫌おう！ (実際は自分が嫌っている)
代償	適応できない欲求を類似の欲求に変換する	コロナで友達と遊べないからペットと遊ぼう！
昇華	適応できない欲求を社会的価値の高い欲求に変換する	友達と喧嘩した。あいつに負けないように〇〇大学に合格してやる！！



西洋
近現代思想

I：ルネサンスと宗教改革

◆ルネサンスと宗教改革（14~16C）

ヨーロッパで
中世カトリック協会が絶対的権威を持ち、
封建的制度の下で支配されていた。

人間中心のあり方を追求する学問や
芸術を復興させる
ルネサンス(文芸復興)や宗教改革が発生

教会制度や権威ではなく、
聖書中心の主体的信仰の世界へ

古代ギリシア・ローマ文化を再評価。
理性を重視する近代ヒューマニズムを主張。

理性により科学的思考が発展。

◆ルネサンス期の代表者

人物	作品名
ピコ・デラ・ミランドラ	『人間の尊厳について』
レオナルド・ダ・ヴィンチ	最後の晩餐／モナ・リザ
エラスムス	『愚神礼賛』
ダンテ	『神曲』
マキヤヴェリ	『君主論』

◆宗教改革

人物	考え方
ルター	中世カトリック教会の免罪符による 資金集めに抗議 ↓ 救いは聖書に基づく人々の信仰
カルヴァン	人々の救いは神によって あらかじめ決められている。 ↓ 職業は神の栄光を実現するために 神が人々に命じたもの ↓ 人々は神に与えられた職業に奉仕。 充実感を得られると救いを確信。

これらの主体的信仰によって
キリスト教の在り方を取り戻そうとした
彼らの信仰グループを**プロテスタント**という。

II：近代化学思想①

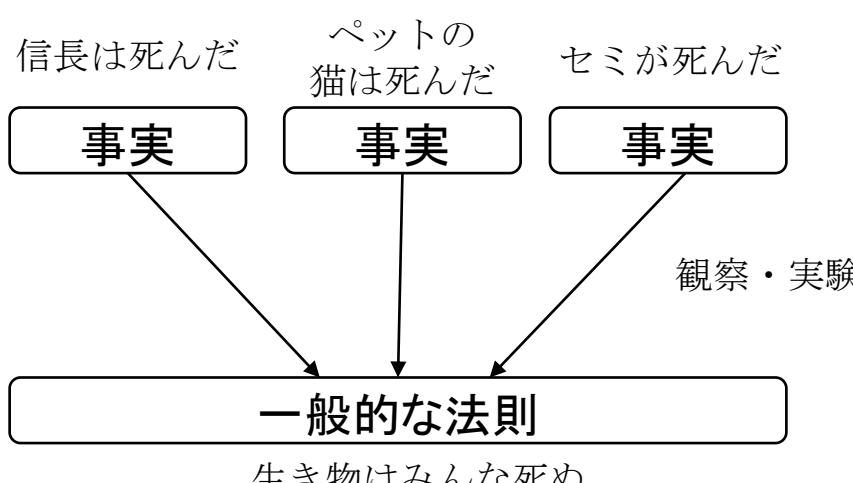
ベーコンとデカルトは今までの神学的な学問のあり方に疑問を持ち、
新たな学問のあり方を追求した。

◆イギリス経験論

ベーコン

「知は力なり」
自然法則を正しく知れば、自然を利用・支配し、
人間生活の向上に役立てられるという
人間中心的な自然観を提示した。

◆帰納法(きのうほう)



◆大陸合理論

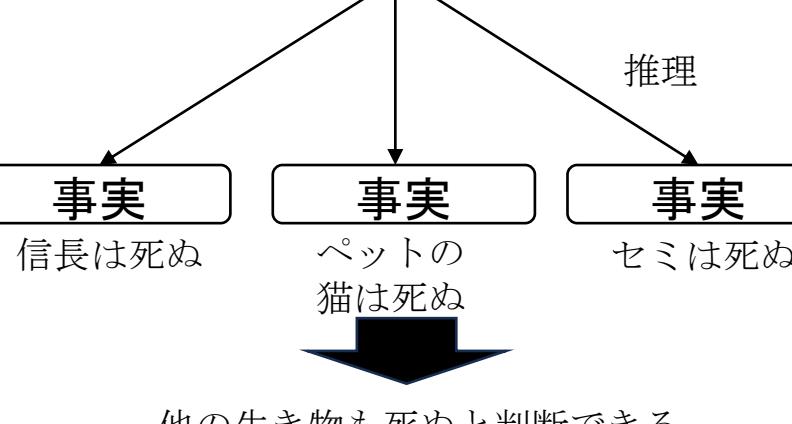
デカルト

「われ思う、ゆえにわれあり」
あらゆることを疑い、
疑いに疑った上でも疑い得ない事実は、
疑っている自分の存在であり、
自分には疑う能力があり、
良識が全ての人に平等に備わっていると考えている。

◆演绎法(えんえきほう)

生き物はみんな死ぬ

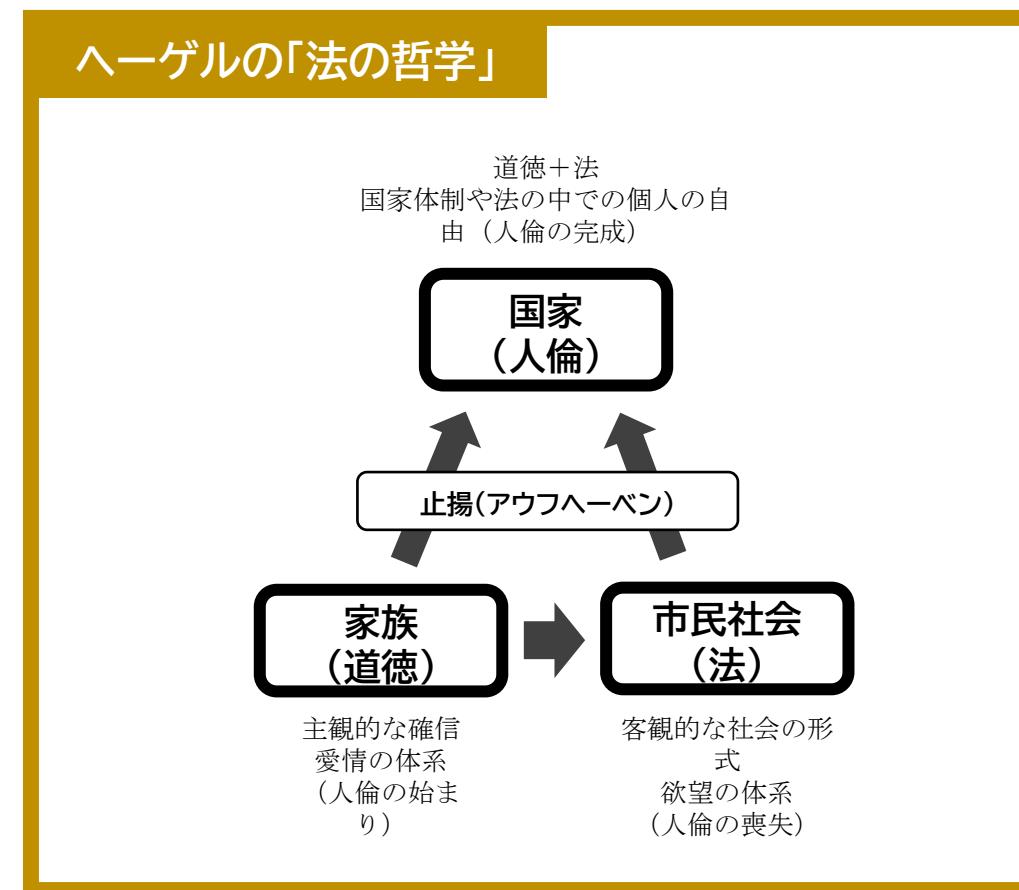
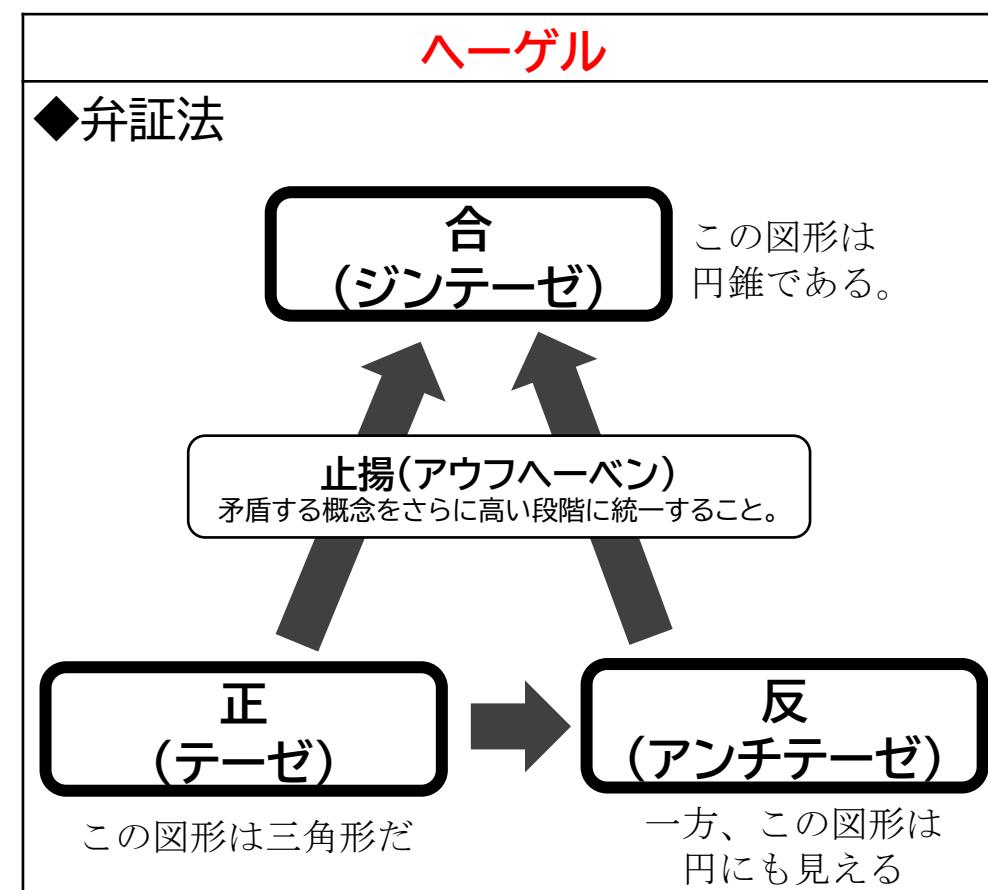
一般的な法則



II：近代科学思想②

◆ドイツ観念論

ヘーゲルは、世界の歴史は、自由を求める世界精神(絶対精神)によって動かされてきたと考えた。



III：功利主義

◆功利主義

19世紀、個人の行動の正しさを幸福・快樂の増大に求めた。

人名	ベンサム	J.S.ミル
著書	『道徳と立法の原理序説』	『自由論』『功利主義論』
主義	量的功利主義	質的功利主義
考え方	個人の快樂は計算できる (道徳や法が正しいかどうかの基準は、それが快樂を増し、苦痛を減少させるかどうかにある)	何を快樂とするかは個人によって異なる
名言	「最大多数の最大幸福」	「太った愚者より瘦せたソクラテスでいたい」
制裁	外的制裁 (法律による制裁)	内的制裁 (自己の良心に基づく制裁)
特徴	万民平等 (貧困者救済・囚人の待遇改善・平等選挙)	他者危害の原則 人間全体が同質の幸福を実現することは不可能だが、他者に危害を及ぼさない限り、個人の自由は最大限に尊重されるべき。 (比例代表選挙・女性の参政権)

◆実存主義

現代に入り、科学中心主義や資本主義の考え方が批判され、人間性の回復を求める。そのうちの一つである実存主義では、自分の存在意味を明らかにする。

	人物	特徴
有神論的実存主義 自分の存在意義と神との関係で明確にする。	キルケゴール	・絶望からの飛躍には神の前で信仰する宗教的実存が必要なので、神にすがるしかない。
	ヤスパース	・魂と魂の実存的な交わりで実存の意味を感じる。 (死・苦悩・争い・免罪など…)
無神論的実存主義 神の存在を否定し、自分自身の力で実存を自覚する。	ニーチェ	超人として生きる能動的ニヒリズム(虚無主義)。 キリスト教的な道徳観が弱者を生み出したので、自分自身の力で情熱的に生きるべき。(権力への意志)
	サルトル	人間は自らの本質を自分の責任において創造する自由がある。 (責任ある自由) アンガージュマン(社会参加)によって責任を自覚する。 「人間は自由の刑に処せられている」(自由は重い責任を伴う)
	ハイデッカー	・「死への存在」を自覚 ・人は不安から逃げて日常に埋没したダス・マン(世人)に崩れ落ちている ・死を意識することで残された時間で自分がなすべきことを自覚すべき



注意

消費者問題

I : 消費者問題

商品について、企業が持っている情報量と消費者が持っている情報量に格差があるという**情報の非対称性**の問題があることで、消費者が不利な立場に置かれる。その中で、さまざまな消費者被害の問題が発生している。

II : 消費者被害

◆食品被害事件

事件名	森永ヒ素ミルク事件	力ネミ油症事件
発生年	1955年	1968年
内容	森永ドライミルクに多量のヒ素が混入していた事件。	米ぬか油の製造過程で有害物質PCBが混入した事件

◆薬品被害事件

事件名	サリドマイド事件	スモン薬害事件	薬害エイズ事件	薬害肝炎事件
発生年	1960年頃	1955年	1985年	不明
内容	サリドマイド剤を服用した母親からアザラシ上の肌をした子が生まれた事件。	整腸剤キノホルムを服用した人から、下半身麻酔やしづれなどのスモン病が発生した事件。	HIVに汚染された輸入血液製剤を投与された血友病患者がエイズに感染した事件。	出産の際などに、血液製剤フィブリノゲンが使用され、多くの者がC型肝炎に感染した事件。

◆悪質商法

マルチ商法	ネズミ算式に販売会員を増やして、販売会員が新会員を入会させることで、その紹介料や売り上げの一部を利益として得る。
キャッチ・セールス	繁華街の路上や駅前で、商品の購入を勧誘し、契約を結ばせる。
アポイントメント・セールス	電話などで商品やサービスの購入を勧誘し、契約を結ばせる。
ネガティブ・オプション	注文していない商品を送り付け、断らなければ購入したとみなし、代金を請求する。
SF商法	「数に限りがある」「今買わないと一生後悔する」などと客をあおって、高額な商品を買わせる。
かたり商法	消防員や警察官などの公的機関を装って、消防や防犯用具を購入させる商法。
靈感商法	「靈」「たたり」と言って、不安をあおって、それに付け込んで商品を法外な価格で売る。
催眠商法	「サクラ」を集めて、高価な商品が安売りされているかのような雰囲気を作り、一種の催眠状態に陥れて、実際は安価な商品を販売する。

◆消費行動

用語	説明
依存効果	企業の広告や宣伝による、消費者の欲望を喚起する効果
デモンストレーション効果	他者の消費のあり方に影響を受けること

I : 消費者の権利

◆消費者主権

企業の生産のあり方を最終的に決定する権限が消費者にあるとする考え方のこと。

◆ケネディの「4つの消費者の権利」

ケネディ米大統領が、消費者の権利として、

- ①選ぶ権利 ②知らされる権利 ③安全を求める権利 ④意見を反映させる権利
- があるとした。

□ ケネディ(A)

第35代アメリカ合衆国大統領で民主党出身。キューバ危機などを切り抜けた人だが、暗殺された。

II : 日本の消費者保護行政の歴史

◆消費者保護行政の歴史

年号	出来事	説明
1968年	消費者保護基本法 制定	ケネディの4つの消費者の権利を理念とした法律。 (改正済)
1970年	国民生活センター 設置	消費者問題に関する情報収集・提供を行う独立行政法人。 地方版は「消費生活センター」
1994年	製造物責任法(PL法) 制定	商品の欠陥が原因で被害を被った場合に、 製造者の過失の有無にかかわらず、 製造者に損害賠償責任を負わせる制度(無過失責任)を導入。
2000年	消費者契約法 制定	不当な契約から消費者を保護する法律。
2004年	消費者基本法 制定	消費者保護基本法を改正した。
2009年	消費者庁 設置	消費者行政を一元的に推進するために設置された省庁。 内閣府の外局。

III : 消費者救済

◆消費者救済の仕組み

出来事	説明
クーリング・オフ制度	訪問販売や割賦販売などで購入した商品について、 一定期間内であれば、無償で契約を解除できるという制度。 特定商取引法 や割賦販売法で定める。 <具体的な期間> ①8日間……訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入 ②20日間……連鎖販売取引(マルチ)・業務提携誘引販売取引 ③対象外……通信販売
消費者団体訴訟制度	事業者の不当な行為による消費者被害の拡大を防止する目的で、 直接被害を受けていない消費者団体が、不当な行為の差止めを 裁判で求めることができる制度。
グレーゾーン金利撤廃	債務者が裁判所に破産を申し立て、債務の免責を求める自己破産が 増えたが、出資法の上限金利が利息制限法の上限金利を上回ることで 生じるグレーゾーン金利が増加の原因とされていたが、 この金利が撤廃された。
国民生活センター 消費生活センター	消費に関する消費者からの苦情や相談を受け、商品テストを行う行政機関。 地方版が「消費生活センター」 国版(独立行政法人)が「国民生活センター」 →提供された情報を消費者庁と共有し、連携する。

I：私法の原則

権利能力平等の原則	出生した自然人であれば権利能力が平等に与えられるという原則
権利能力は次のようなものがある。 ◆意思能力…自分の法律行為によってどのようなことが起こるかが理解できる能力 ◆行為能力…自分ひとりで有効な法律行為ができる能力 ※場合によっては制限される。	
所有権絶対の原則	物の所有者が使用、処分などの扱いを自由できるという原則
日本国憲法第29条 財産権は、これを侵してはならない。 ② 貢産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。	
私的自治の原則	人は自由に契約などの私的関係を結ぶことができるという原則
<背景> 個人は自由・平等で、権利や義務については自分で決めるべきとする考え方 <例外> 公共の福祉や公序良俗に反する場合	
過失責任の原則 …加害者側に故意または過失がない場合には損害賠償責任を負わないという原則。 ⇒無過失責任の原則 …加害者側に故意・過失がなくても原則責任を負うという原則。 例) 製造物責任法(PL法)	

II：契約の成立

民法 第522条（契約の成立と方式） 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたとき ^{に成立する。} 2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

契約は、表意者の申込みと相手方の承諾があれば成立し、書面である必要はない。

例)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 売買契約…ものの購入に関する契約 | 雇用契約…労働に関する契約 |
| 消費貸借契約…お金の貸し借りに関する契約 | 賃貸借契約…物の貸し借りに関する契約 |

◆無効・取消しができるケース

無効は契約がそもそもなかった状態にし、

取消しは契約は存在するがそれをキャンセルすることになる。

取消しを宣言しない限りその契約は有効ということになる。

無効	意思能力の欠如	意思能力を持っていない人が行った法律行為は無効になる。
	公序良俗違反	犯罪行為や倫理的に問題のあるような法律行為は無効になる。
	心裡留保	自分も相手も本意ではないとわかっていた法律行為は無効になる。
	虚偽表示	自分も相手も嘘とわかっていた法律行為は無効になる。
取消し	制限行為能力者(未成年者など)	制限行為能力者が行った法律行為は取消しが可能。
	錯誤	錯誤(勘違い)をして行った法律行為は重要事項であれば取消しが可能。
	詐欺・強迫	詐欺や強迫(害悪を予告される)を受けて行った法律行為は取消しが可能。

□ 権利能力(C)

権利や義務の主体となる能力のこと。

□ 公序良俗(公B)

日本の民法90条に定める公共的に認められている倫理モラル。

□ 故意(C)

意図的。わざと。
故意がある=意図的に。

□ 過失(C)

不注意のこと。
過失がある=不注意だった

□ 製造物責任法(PL法)(A)

1994年制定
製造物の欠陥などの問題により消費者が身体、生命、財産に損害を受けた場合に、製造者(企業側)に故意がなく、無過失でも損害賠償の責任を定めた法律。



注目

情報社会

I : 情報社会

インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の発展により、様々な情報が対面ではなくオンライン上で共有されるようになった。その内容が思想や政治に大きくつながることもある。

III: 情報用語

マスメディア	新聞やテレビなどの大量メッセージを不特定多数に拡散できる情報メディアのこと。
ユビキタス社会	いつでも、どこでも、だれでもコンピュータネットワークを通じれば情報にアクセスが可能になっている社会のこと。
デジタル・デバイド	情報機器を使える人と使えない人、情報技術の恩恵を受けることができる人とできない人、情報格差による経済格差などのこと。
忘れられる権利	すでに拡散した個人情報(犯罪情報など)について、SNSなどのサイトに申請することで削除を求める権利のこと。
メディア・リテラシー	情報リテラシーともいう。情報を受け取る側に求められる、メディアが伝える情報を批判的に使いこなし、情報の質(正確性)を見極めて、主体的に読み解く能力を身につけること。 情報社会を生き抜く上では必要な能力。

II: 情報社会の問題

ネットワーク障害	電力や交通などのインフラには様々なネットワークが活用されているが、ネットワーク障害によりシステムダウンすると、インフラが機能しなくなるという問題が生じる。
サイバー犯罪	コンピュータへの不正侵入や不正アクセスをすることで、システムに障害を与え、社会が混乱するという問題が生じる。
個人情報管理	個人情報がデータベース化されてインターネット上に存在しているが、その個人情報が流出されたり、売買されたりして悪用されるという問題がある。
知的財産権の侵害	インターネットでの情報交流が盛んになったことで、書籍や楽曲などがデジタル上で広まり、作者の権利(知的財産権)を侵害するという問題がある。
SNS上のトラブル	SNSなどのインターネット上は発言が自由で制限があまりされていないことから、誹謗中傷、差別発言などネットいじめが起きてしまうという問題がある。 また、出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場になることもある。
フェイクニュース	あたかも正しい情報かのように流れるうその情報のことで、それによつて人々が左右されるという問題がある。

IV: 情報社会の問題対策

放送倫理・番組向上機構の設置(BPO)	NHK(日本放送協会)と日本民間放送連盟が2003年に設置した第三者機関で、放送による言論と表現の「自由を保障しながらも、視聴者からの意見や人権被害を受け付けて放送局に勧告を行う。
ファクトチェック	主に政治家の発言内容などを事後に、事実に即して確認・点検・評価するジャーナリズムの手法で、アメリカで積極的に取り組まれている。
不正アクセス禁止法の制定	2000年に日本で施行。他人のパスワードを使用するなどして、他人のコンピュータへの不当侵入を禁止した。 他人のコンピュータに侵入することは処罰対象とした。
青少年インターネット規制法の制定	18歳未満の青少年が有害な情報(わいせつ・残虐・犯罪や自殺を請け負う内容)を閲覧する機会を少なくすることを目的とした法律。 これらが閲覧できないようにする フィルタリングサービス などを事業者に義務付けたが表現の自由の統制につながるという指摘もある。

I：キャッシュレス決済

現金(硬貨や紙幣)を使用せずにお金のやりとりを行うこと。

●キャッシュレス決済の種類

種類	主な支払方法	支払時期
電子マネー	非接触型	前払い(プリペイド)
デビットカード	接触型	即時払い(リアルタイムペイ)
クレジットカード	接触型	後払い(ポストペイ)
スマートフォン決済	コード型 非接触型	前払い・即時払い・後払い いずれも可能

●キャッシュレス決済の長所と短所

メリット	・現金を持ち歩く必要がない ・ポイントが付与されることがある
デメリット	・支払いが可能な店舗が限られる ・媒体の紛失や盗難の可能性がある ・使いすぎる可能性がある

●世界の動向

アメリカ、韓国はクレジットカード決済が主流。
スウェーデンは、スマートフォン用の決済アプリが普及。
中国は、二次元コード決済が普及。
→日本での普及は遅め。

II：資産運用

資産運用とは、自分の持っているお金(資産)を貯めるために貯金したり、増やすために投資すること。

●資産運用の種類

貯金の場合	普通預金、定期預金、積立預金など
投資の場合	株式、債券、投資信託など

●資産運用の注意点

不確実性	金融商品には、リスクがある。 リスクとリターン(収益)は トレードオフの関係性 であり、 リスクは小さくてリターンは大きいものは存在しない。
自己責任	リスクを負うことになっても、責任は資産運用を決意した 自分自身にある。

□ トレードオフ(A)

あちらを立てれば、こちらが立たずという関係性のこと。
片方を求めるに、もう片方は失う。

□ 分散(C)

リスクを分散するということ。
一つの金融商品にまとめて投資することは避け、様々な商品に分散させるという視点。

●金融商品の選択のポイント

①自身のリスク許容度

安全性、収益性、流動性を考慮して、自分がリスクを負える範囲であるかに注意をして選択をする必要がある。

②中期・長期的な運用

投資では、「**長期**」「**積立**」「**分散**」の3つの視点で、価格の上昇を期待し、中期・長期で運用する必要がある。

●投資の効果

投資によって、経済や社会全体の発展に寄与できる。

環境問題、社会問題、企業統治を重視して投資先を選ぶ**ESG投資**も注目されている。

注意

生命倫理

I：生命倫理の考え方

◆生命倫理

遺伝・成長・生殖など生命活動のしくみを解明して活用しようとする
バイオテクノロジー(生命工学)などの生命科学が発展し、人々の役に立ってきた一方、
 それによりさまざまな倫理的な問題が生じ、
 その問題を考察する**バイオエシックス(生命倫理)**という学問が誕生した。

◆生命倫理用語

SOL (生命の尊厳)	Sanctity of life (生命の尊厳)の略称で、倫理学上の概念。 あらゆる人間の命を神聖で不可侵なものとみなす考え方。
クオリティオブライフ (QOL)	Quality of life (生活の質・生命の質)のこと、 生活や命を物質的・量的な面からではなく、 生きがいや命の潤いといった精神的・質的側面から 把握しようとする概念。
クオリティオブデス (QOD)	Quality of death (死の質)のこと、 医療・介護・緩和ケアなどの質を100点満点で数値化し、 緩和ケアやホスピスの充実度を表すもの。

□ ホスピス (B)

治療的効果が期待できない
 末期患者や家族の心身の苦痛を
 軽減し、残された日々の充実の
 ための総合的なケアを行う施設
 のこと。
 始まりは1967年のイギリスで、
 日本では1980年代に開始された。

II：生命倫理と自己決定権

◆生命倫理と自己決定権

医療方法や死後の身体の取り扱い等については、本人の意思を尊重すべきという議論が
 されている。そこで次のような対立関係がある。

◆本人の意思にかかわらず医師が決定

パターナリズム	強い立場のものが弱者のために、本人の意思に反して 介入・干渉することで、医療では患者(子)の医療方針を 医師(父)が一方的に決定することを指す。
---------	--

VS.

◆本人の意思を優先して決定

インフォームド コンセント	患者が、医師から病気や治療内容について説明を受け、 それに同意する形で治療の選択をすべきという考え方。
セカンドオピニオン	治療方法について、主治医以外の医師から第二の意見を聞くこと。
リヴィングウィル	自分の死に関する意思のことで、 生前に文書などで臓器移植の可否などの意思を表明しておく。

I：臓器移植

◆臓器移植

病気や事故などにより、機能回復の可能性のない臓器を他者の正常な臓器と置き換えることを**臓器移植**という。

移植される臓器は、新しいものほど定着しやすく、脳死状態にある人の臓器を移植することで、心臓や肝臓の定着率は高い。

II：死の判断基準

◆死亡判定

人間の死は、本来心臓死と呼ばれるものによって判断することになる。

しかし、臓器移植により救える命もあることから新たな死の基準が設けられた。

心臓死	人の死は心臓の停止で判断するもの
脳死	<p>人の死は心臓が動いていても 脳機能の回復が不可能な状態であるかで判断するもの (臓器移植法で用いる判断方法)</p> <p>※竹内基準 臓器移植法における脳死の定義は1985年に出された竹内教授らの厚生省(現:厚生労働省)の研究班が出したものに基づく。 その基準を竹内基準という。</p>

▶竹内基準

- ①深く昏睡していること
 - ②自発呼吸がないこと
 - ③瞳孔が開いていること
 - ④7つの脳幹反射がないこと
 - ⑤脳波が平坦であること
 - ⑥以上の状態が6時間経過し、変化がない
- ①～⑥の条件を満たす場合は、脳死と判断する。

III：臓器移植法と臓器移植のルール

◆臓器移植法（1997年制定）

臓器移植の場合に限って、脳死状態は「人の死」と判断され、臓器を他者に移植する臓器移植を法的に可能にした法律。

(提供者=ドナー、受取者=レシピエント)

次の条件を満たす場合には、法的に他者に臓器を移植する臓器移植が認められた。(自己決定権の尊重)

			家族				
			不在	同意		拒否	
				書面	口頭	書面	口頭
本人	同意	書面	○	○	○	×	×
		口頭					
	拒否	書面			×		
		口頭					
意思不明			×	○		×	

※まとめると臓器移植が可能なのは

- ①本人が書面で移植に同意して、家族がいないまたは家族が拒否していない場合
- ②本人の意思が不明で、家族が書面で移植同意している場合

→本人が拒否している以上は臓器移植はできない

I： 安楽死

◆安楽死とは

人々は不治の病や重度の障害などを持つ場合もあるが、その場合に、肉体的・精神的苦痛を伴って生きることになる。そこで、延命治療の停止や、薬物投薬による死を希望する患者もいる。このように苦痛から解放することを目的に人為的に死亡させることを**安楽死**という。

◆安楽死と尊厳死

安楽死には上記のような広義の意味もあるが、実際には、安楽死と尊厳死という考えに分けて論じられることが多い。主な意味は次の通り。

尊厳死	延命治療の停止による自然死（消極的安楽死）
安楽死	薬物投薬による死（積極的安楽死）

◆安楽死に関する裁判

カレン=クインラン事件	1976年にアメリカの最高裁判所で争われた事件。植物状態になったカレン=クインランという女性に対し、父親が人工呼吸器を外すことで延命治療を停止し、自然死を迎えることを求めて提訴した。 最高裁は「死ぬ権利」を認めた判決を下し、この判決から安楽死の考え方がアメリカに広まった。
東海大学安楽死事件	1991年に日本の東海大学付属病院で発生した事件。家族の強い要請を受けた医師が末期がん患者に塩化カリウムなどを注射することで死亡させた。 1995年に横浜地裁は、医師に有罪判決を下し、安楽死が法的に許容される条件を提示した。

▶日本における安楽死基準

東海大学安楽死事件において横浜地裁は安楽死が認められる条件を次のように提示した。

- ①患者に耐え難い肉体的な苦痛があること
- ②死期が迫っていること
- ③肉体的苦痛を除去・緩和するためには方法を尽くし他に代替手段がないこと
- ④患者自身による明示の意思表示があること

II： 生殖補助医療

◆生殖補助医療

世の中には、子を望んでも子を授かることができない人がいる。その際には、不妊症治療や不妊手術を行ったり、妊娠しやすい環境づくりを行う**妊活**をすることがある。妊娠を成立させるためにヒトの精子と卵子、胚を取り扱うことを含む治療方法を**生殖補助医療(生殖医療)**といい、不妊症治療として活用される。不妊症治療には次のようなものが挙げられる。

人工授精	男性の精子を女性の子宮に移植する方法
体外受精	男性の精子と女性の卵子を体外で受精させ、受精卵を子宮に移植する方法
代理出産	受精卵を第三者の女性(代理母)の子宮に移植する方法 ※代理母の身体的な危険性や親権の問題あり

◆代理出産に関する裁判

マザーM事件	1985年に代理母契約を締結して女児を出産した女性の気持ちが変わり、養子譲渡契約への署名を拒否し、子どもの引き渡しを拒否した事件。1987年にアメリカのニュージャージー州の地方裁判所はこの契約を認めて、契約を依頼した夫婦に養育権があるとしたが、1988年の州最高裁判所は子どもの人身売買や権利侵害にあたるとして、この契約を否定し、親権は代理母にあると判断した。これ以降、代理出産に関する判例が蓄積され、現在では営利目的でない代理出産を認める州もある状態。
--------	---

III： 出生前診断

◆出生前診断

胎児の遺伝性の疾患や健康状態を出生前に診断することを**出生前診断**という。例として、羊水の状況から胎児の異常の有無を判断する「**羊水検査**」、妊婦の血液から胎児にダウン症や染色体異常が出る確率を示す「**母体血清マーカー**」がある。2013年から始まったが、これが安易に利用されると**命の選別**になる**可能性**がある。

I：遺伝子工学

◆遺伝子工学

生物の遺伝情報が組み込まれている遺伝子を操作研究をする**遺伝子工学**という学問がある。これによりさまざまな研究されて技術発展がある一方、改変具合・法的・倫理的・安全性の問題が議論される。遺伝子に関する研究については、以下のようなものがある。

遺伝子組み換え	遺伝子工学における中心の技術で、ある遺伝子の一部を切り取って別の遺伝子と繋ぎ合わせて新しい遺伝子を作るというもの。 完成したDNAを使い、目的とする物質の大量生産などが可能になった。 これにより有用なタンパク質や抗生物質の生産、病気の遺伝子の治療についての研究などが進められている。
ヒトゲノム計画	30億の塩基対からなると推定されるヒトにあるゲノム(雄・雌二つの配偶子に含まれる染色体の一対)の全配列を解明する計画で、1990年から2003年にかけてアメリカを中心に行っていた。これにより医療への活用が期待されている。
ゲノム編集	生物の遺伝情報を人工の特別なDNA切断酵素を用いて目的の遺伝子を切断したり別の遺伝子に置き換えたりすることで自在に改変できる技術のこと。 これにより、農作物や家畜の品種改良、医療などで研究開発が進められているが、技術精度や安全性、改変そのものの是非などが議論されている。
クローン	無性的に増殖し、親と全く同じ遺伝的な性質をもつ複製の生物のこと。 1962年に動物(カエル)でクローンの生成に成功した。 1996年にはイギリスで哺乳類(羊)のクローンの生成に成功した。 これによりクローン人間の作製を現実的にしてしまったことから、 その是非について議論されることがあり、 日本では 2000年にクローン規制法制定して、クローン人間の產生を禁止。 2005年には国連でクローン人間禁止の宣言が採択された。 現在は、再生医療技術などへの応用に関する研究などがされている。

II：再生医療

◆再生医療

病気や事故などで失われた人体の器官や組織をする医療を**再生医療**という。
現在は、粘膜・骨髄などの組織幹細胞を移植することで皮膚や血管を再生する技術などが一部実用化されている。

その一方であらゆる種類の細胞に分化・増殖できる**万能細胞**の研究も進んでおり、
その万能細胞には次のようなものがある。

ES細胞 (胚性幹細胞)	受精卵の分割途中の細胞を培養することでできる細胞。 神経・内臓・血液・骨などのどんな細胞や組織にもなる能力を秘めている。 この細胞を活用すれば、糖尿病や心筋梗塞といった治療が困難だった病を持つ患者に再生医療が可能となる。 1995年にアメリカで培養に成功して以来、皮膚・骨・肝臓の細胞などをつくることに成功している。 一方で、ヒトの胚を再生医療に使用することやの問題点などが挙げられている。
iPS細胞 (人工多能性幹細胞)	ヒトの皮膚細胞からつくられたES細胞と同じ働きをする細胞で、 日本の 中山伸弥教授 とアメリカの トムソン博士 を中心に2007年に作製された。 2009年には中山教授らが成人の皮膚細胞から作製した新型万能細胞をそのまま培養することに初めて成功した。 受精卵を破壊してつくるES細胞のような生命倫理上の問題がともなわらず、再生医療などへの応用が期待されている。

III：遺伝子の活用

遺伝子治療	DNAを対象として行われる遺伝病の治療で、 遺伝子異常による致死性で他に治療法がない重度の先天性の遺伝子病、がん、エイズなどに限定されていたが、 動脈硬化、心筋梗塞、糖尿病なども対象になった。 その一方、精子や卵子などの遺伝子治療は倫理的に認められていない。
遺伝子診断	健康な人と病気の人との遺伝子のDNAレベルでの違いを把握することで、 病気の診断を行うこと。これにより病気の発症予防や、最も適した医療行為の選択も可能になる。



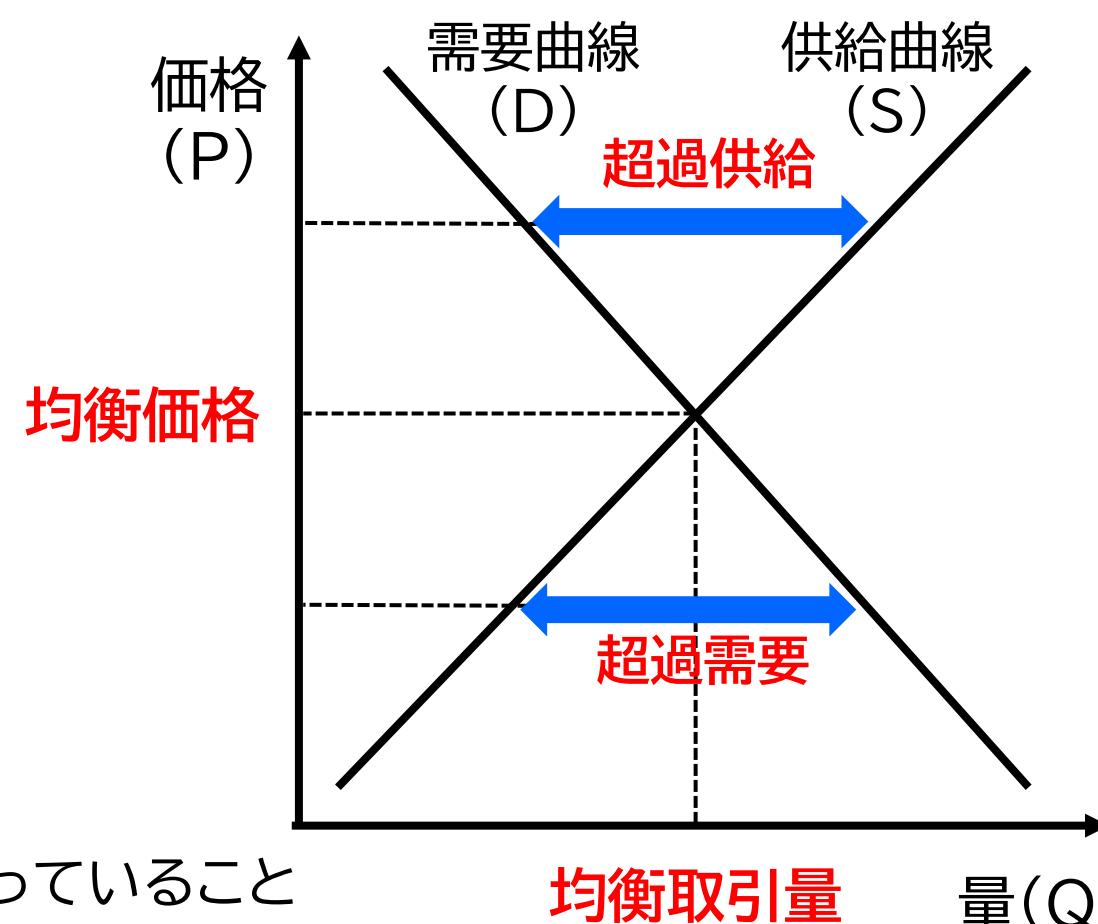
注目

市場機構

I : 需要供給の関係

アダム・スミス『国富論』

財の量が余っているとき価格は下がり、財の量が足りていないとき価格は上がるという自動的な動きを「**価格の自動調節機能**」といい、これを神の「**見えざる手**」とした。



◆完全競争市場の条件

- ①売り手と買い手が多数存在すること
- ②商品の**質が同じ**であること
- ③商品に関する**完全な情報**を参加者が持っていること
- ④市場への参加と退出が自由であること

II : 需要供給線の移動要因

◆需要曲線が動く要因

左に動く場合 (需要小)	図	右に動く場合(需要大)
減少	所得	増大
増税	税金	減税
低下	人気	上昇
下落	代替財価格	上昇
上昇	補完財価格	下落

□ 代替財(B)

ある財の代わりになるような他の財のこと。

例) バターとマーガリン

□ 保管財(B)

一緒に使うことによって、経済的目的に役立つ財のこと。

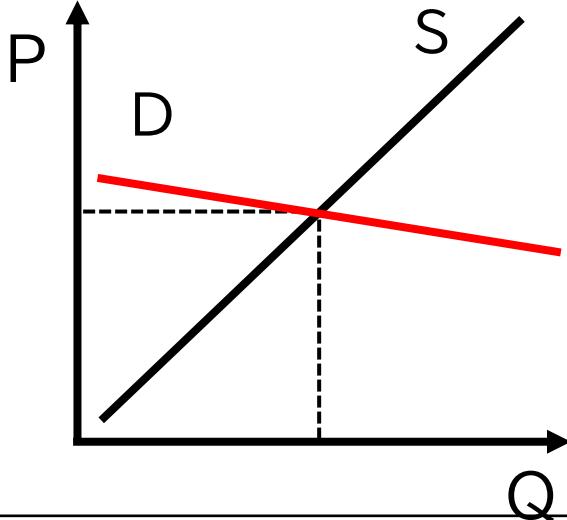
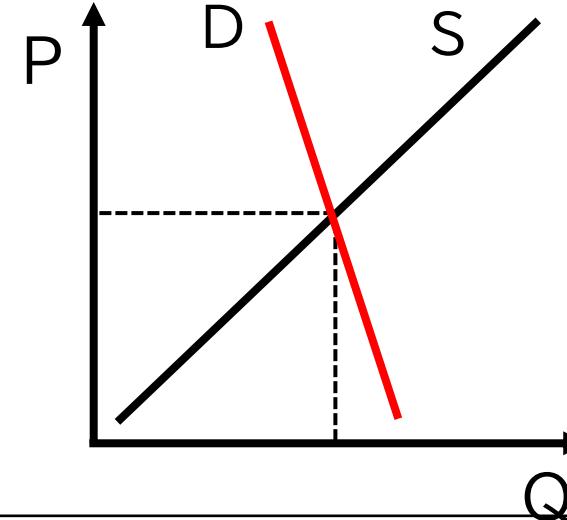
例) ペンとインク

◆供給曲線が動く要因

左に動く場合 (供給小)	図	右に動く場合(供給大)
なし	技術革新	あり
上昇	材料価格	下落
増税	税金	減税

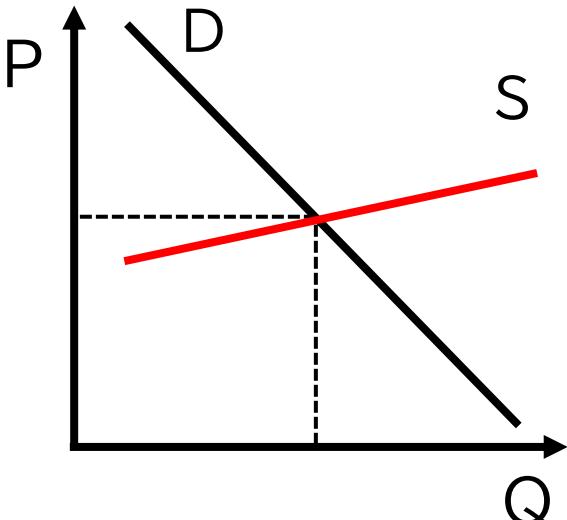
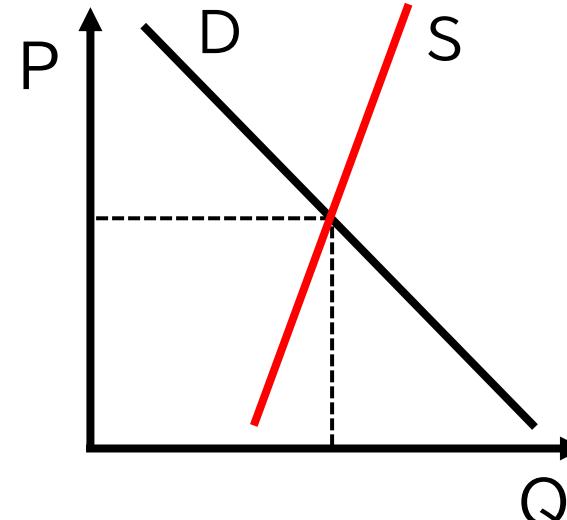
I : 需要曲線の傾きの変化

◆需要曲線が動く要因

傾きが緩やかな場合		傾きが急な場合
	図	
状態	値段が少し変動しただけで、需要量が大きく変動する。	値段が大きく変動しても、需要量は少しだけ変動しない。
具体例	ダイヤモンドなどの贅沢品	トイレットペーパーなどの生活必需品
考え方	ダイヤモンドが100万円から90万円に安くなったとき、今がチャンスと思い需要が増える。110万円に高くなったとき、今は買えないと思い需要が減る。	トイレットペーパーが500円から1000円になったとしても、生活上必要になるので、買わざるを得ない。

II : 供給曲線の傾きの変化

◆供給曲線が動く要因

傾きが緩やかな場合		傾きが急な場合
	図	
状態	値段が少し変動しただけで、供給量が大きく変動する。	値段が大きく変動しても、供給量は少しだけ変動しない。
具体例	流行商品などの工業品	キャベツなどの農産物
考え方	流行によって需要が高まった時、機械によって迅速に生産が可能で、供給量が増加する。	需要が高まったとしても、季節や天候に左右されるため生産時期が限られ、供給量は急には増加しない。

計算

問題編

I : 信用創造

① 本源的預金が100万円で、支払準備率(預金準備率)が10%のとき、
信用創造額はいくらか？

II : 比較生産費説



次の表は、リカードの比較生産費説を説明するために用意した表である。
表には貿易前に、各國がそれぞれの商品を1単位生産するために必要な
労働者の数を表している。

リカードの比較生産費説に基づいて考えると、

- (1)各商品はどちらの国が生産する方が好ましいか。
- (2)貿易前と比べて各商品の生産量はどの程度変化するか。

なお、ポルトガルの労働者は170人、イギリスの労働者は220人とし、
必ずぶどう酒またはラシャの生産に携わるものとする。

	ぶどう酒1単位の生産に 必要な労働量	ラシャ1単位の生産に 必要な労働量
ポルトガル	80人	90人
イギリス	120人	100人

計算

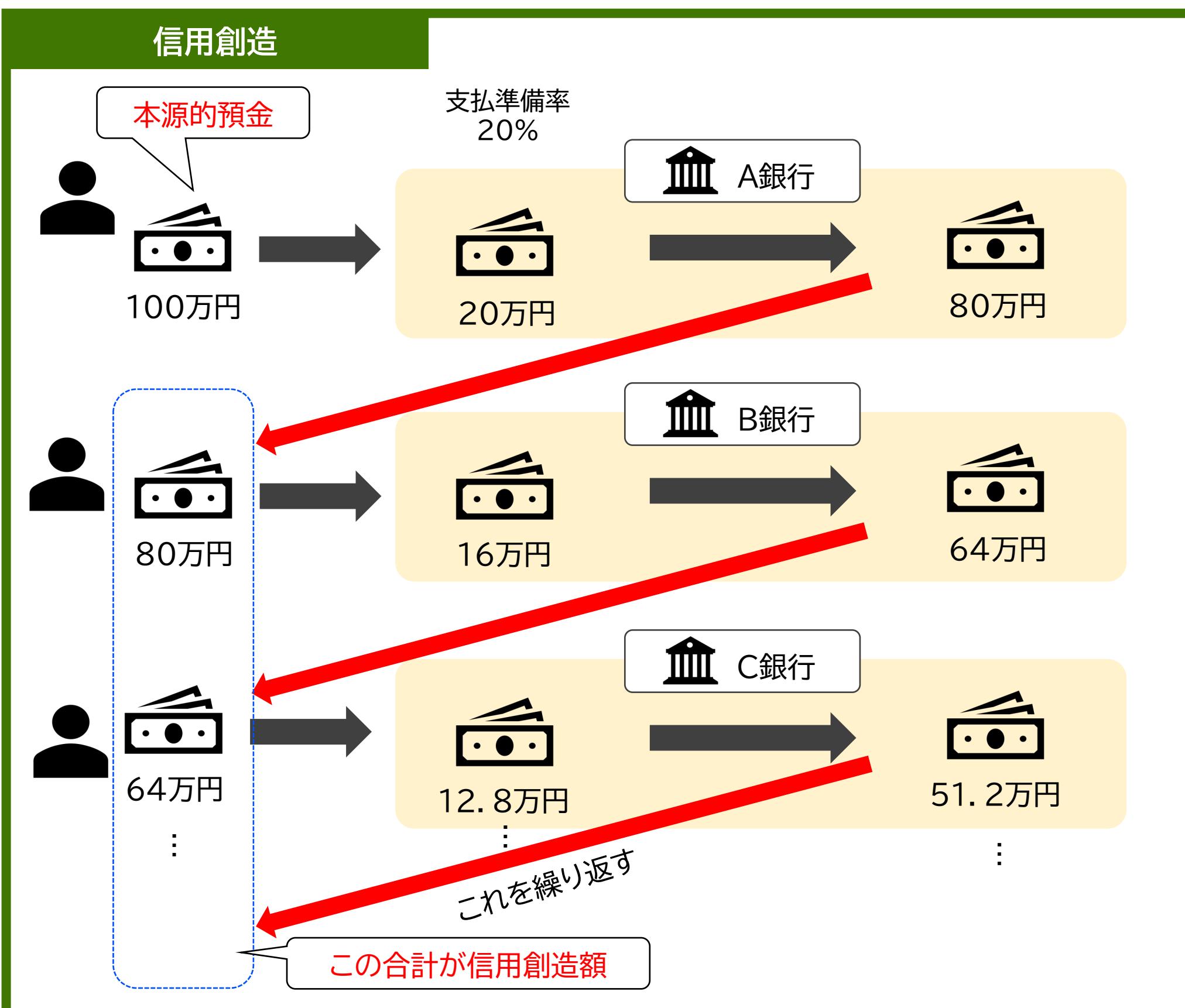
信用創造

I : 信用創造

信用創造

銀行が当座預金を利用した貸付操作により、最初の預金の何倍もの預金を作り出す、貸付を行なって預金通貨を創造すること。

II: 信用創造の仕組み



III: 信用創造の計算

信用創造の計算方法

$$\text{信用創造額} = \frac{\text{本源的預金}}{\text{支払準備率}} - \text{本源的預金}$$

?
本源的預金が100万円で、支払準備率(預金準備率)が10%のとき、
信用創造額はいくらか？

$$(100万円) \div 0.1 - 100万円
= 1000万円 - 100万円
= 900万円$$

A. 900万円

I： 比較生産費説

比較生産費説 リカード

リカードは、著書『[経済学及び課税の原理](#)』で、労働価値説と国際分業論をもとに、自由貿易を理論化した。この説は、各国は、国際分業による貿易を行う場合に、各国の比較して生産費が絶対的に安い場合（絶対優位）や、他国に比べると高いが、国内の他の商品と比較して安い場合には安い商品に集中して生産し、高い商品は輸入する方が、世界全体で商品の生産量が増大するというもの。

II： 練習問題

次の表は、リカードの比較生産費説を説明するために用意した表である。

表には貿易前に、各國がそれぞれの商品を1単位生産するために必要な労働者の数を表している。

リカードの比較生産費説に基づいて考えると、

- (1) 各商品はどちらの国が生産する方が好ましいか。
- (2) 貿易前と比べて各商品の生産量はどの程度変化するか。

なお、ポルトガルの労働者は170人、イギリスの労働者は220人とし、必ずぶどう酒またはラシャの生産に携わるものとする。

	ぶどう酒1単位の生産に必要な労働量	ラシャ1単位の生産に必要な労働量
ポルトガル	80人	90人
イギリス	120人	100人

(1) 各商品はどちらの国が生産する方が好ましいか。

★ポイント★ 品目ごとに考える！

★機会費用の計算式

$$X\text{国のA商品の機会費用} = \text{A商品の生産に必要な人数} \div \text{B商品の生産に必要な人数}$$

①ぶどう酒について考える

$$\begin{aligned} \text{ポルトガル} &\cdots 80 \div 90 = 0.889 \\ \text{イギリス} &\cdots 120 \div 100 = 1.2 \end{aligned}$$

→「機会費用」は犠牲だから、犠牲が小さい方が「比較優位」
→ぶどう酒はポルトガルが比較優位

②ラシャについて考える

$$\begin{aligned} \text{ポルトガル} &\cdots 90 \div 80 = 1.125 \\ \text{イギリス} &\cdots 100 \div 120 = 0.833 \end{aligned}$$

→「機会費用」は犠牲だから、犠牲が小さい方が「比較優位」
→ラシャ酒はイギリスが比較優位

③表を書き直す

ポルトガルは「ぶどう酒」
イギリスは「ラシャ」に特化
※()内は1単位生産に必要な人数

	ぶどう酒	ラシャ
ポルトガル	170人(80人)	0人
イギリス	0人	220人(100人)

(1)
ぶどう酒： ポルトガル
ラシャ： イギリス

(2) 貿易前と比べて各商品の生産量はどの程度変化するか。

④生産量を考える

★生産量の計算式

$$A\text{商品の生産量} = \text{A商品に関わる労働者数} \div \text{A商品を1単位生産するのに必要な人数}$$

ポルトガルは $170 \div 80 = 2.125$ 単位 生産できる

イギリスは $220 \div 100 = 2.2$ 単位 生産できる

⑤計算前と比較する

計算前は各國それぞれ2商品を1単位ずつ生産できたため合計4単位の生産ができた。

計算後は、ポルトガルが2.125単位、イギリスが2.2単位生産できる。

合計は4.415単位の生産ができた。よって、[生産量が0.325単位増加したことになる](#)。

	ぶどう	ラシャ
ポ	1単位	1単位
イ	1単位	1単位
合計	2単位	2単位
	4単位	

	ぶどう	ラシャ
ポ	2.125単位	0単位
イ	0単位	2.2単位
合計	2.125単位	2.2単位
	4.325単位	

(2)
ぶどう酒： 0.125単位増加
ラシャ： 0.2単位増加

付録

重要年号集

政治01 民主主義の原理

民主政治史

年	国	出来事
1215	英	マグナ＝カルタ(大憲章)
1628		権利請願
1640		清教徒革命(ピューリタン革命)
1688		名誉革命
1689		権利章典
1775	米	アメリカ独立戦争開始
1776		ヴァージニア権利章典
		アメリカ独立宣言
1787		アメリカ合衆国憲法
1789	仏	フランス革命
		フランス人権宣言

政治03 日本国憲法と平和主義

憲法史

年	出来事
1868	明治維新
1874	民撰議院設立の建白書を提出
1880	国会期成同盟を結成
1881	国会開設の詔
1889	大日本帝国憲法の発布
1890	教育勅語を発布
1910	大逆事件
1912	第一次護憲運動
1918	本格的な政党内閣(原敬内閣)が誕生
1924	第二次護憲運動
1925	治安維持法を公布 普通選挙法を公布
1930	統帥権干犯問題
1931	満州事変
1932	五・一五事件発生
1933	国際連盟脱退
1936	二・二六事件発生
1940	大政翼賛会の創立
1945	ポツダム宣言受諾
1946	日本国憲法公布
1947	日本国憲法施行

政治04 基本人権の保障

選挙権の歴史

年	出来事
1890	満25歳以上の男性かつ直接国税を15円以上納めている者に選挙権
1925	満25歳以上の男性に選挙権
1945	日本で普通選挙(満20歳以上の者)
2015	選挙権年齢の引き下げ(満18歳以上の者)

国際人権史

年	出来事
1941	F.ローズヴェルトが「四つの自由」を述べた
1948	世界人権宣言
	ジェノサイド条約を採択
1951	難民条約を採択
1965	人種差別撤廃条約を採択
1966	国際人権規約を国連総会で採択
1976	国際人権規約が発効
1979	女性差別撤廃条約を採択
	【日】国際人権規約を批准
1981	【日】難民条約を批准
1985	【日】女性差別撤廃条約を批准
1989	子どもの権利条約を採択
1994	【日】子どもの権利条約を批准
1995	【日】人種差別撤廃条約を批准
2006	障害者権利条約を採択
2012	【日】A規約の中・高等教育の無償化留保を撤回
2014	【日】障害者権利条約を批准

政治05 国会と内閣

国会・行政改革

年	出来事
1998	中央省庁等改革基本法の制定
1999	国会審議活性化法の制定
2001	中央省庁再編(中央省庁等改革基本法に基づく) 内閣府、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、 環境省、防衛庁、国家公安委員会 の1府12省庁になる。
2007	防衛庁が防衛省に昇格
2009	消費者庁を設置
2012	復興庁・原子力規制委員会を設置
2013	国家安全保障会議を設置
2015	スポーツ庁・防衛装備庁を設置
2016	個人情報保護委員会を設置
2019	出入国在留管理庁を設置
2020	カジノ管理委員会を設置
2021	デジタル庁を設置
2023	こども家庭庁を設置

69条解散

年	出来事
1948	吉田茂内閣が「なれあい解散」
1953	吉田茂内閣が「バカヤロ一解散」
1980	大平正芳内閣が「ハプニング解散」
1993	宮澤喜一内閣が「政治改革解散」

政治06 裁判所

司法権独立事件

年	出来事
1891	大津事件
1949	浦和事件
1969	平賀書簡事件

司法改革

年	出来事
2003	裁判迅速化法の制定
2005	知的財産高等裁判所の設置
2008	被害者参加制度の導入
2009	裁判員制度の導入
2019	刑事裁判における取り調べの可視化

政治07 地方自治

地方自治

年	出来事
1995	地方分権推進法
1999	地方分権一括法
2002	三位一体の改革(小泉純一郎内閣)
2006	地方債発行要件の緩和

政治08 選挙制度

世界の選挙史

年	出来事
1848	【仏】世界初の男子普通選挙権
1890	【米・ワイオミング州】世界初の女子普通選挙権
1893	【ニュージーランド】世界初の女子普通選挙権
1919	【ドイツ】 G5・G7国家として初の女子普通選挙権
1925	【日本】日本初の男子普通選挙権
1945	【日本】日本初の女子普通選挙権

政治09 現代政治

政党政治史

年	出来事
1955	自由民主党の誕生
1989	竹下登内閣が消費税導入・リクルート事件などで 参院選で改選第1党を奪われる
1993	宮澤喜一内閣に対する不信任決議が可決。 衆院選で自由民主党が野党になった。 よって、非自民連立政権のが誕生。 【選挙前】宮澤喜一内閣(自由民主党) 【選挙後】細川護熙内閣(非自民連立政権)
2009	野党の民主党が単独過半数を獲得。 【選挙前】麻生太郎内閣(自由民主党) 【選挙後】鳩山由紀夫内閣(民主党)
2012	衆院選で自由民主党が政権を奪還。 【選挙前】野田佳彦内閣(民主党) 【選挙後】安倍晋三内閣(自由民主党)
2025	公明党が自由民主党との連立を解消 連立に日本維新の会が加わる。

経済02 市場機構

独占禁止政策

年	出来事
1890	【米】シャーマン反トラスト法を制定
1914	【米】クレイトン法を制定
1945	【日】GHQの指示で財閥解体
1947	【日】独占禁止法を制定
1951	サンフランシスコ講和会議
1953	【日】独占禁止法改正① 不況・合理化カルテル・大型合併を容認
1997	【日】独占禁止法改正② 持ち株会社(コンツエルン)の原則解禁
1999	【日】独占禁止法改正③ 不況・合理化カルテルの廃止
2003	【日】公正取引委員会が 総務省から内閣府外局に移動
2006	【日】独占禁止法改正④ 公正取引委員会の権限を強化

経済04 金融

金融史

年	出来事
1990	バブル経済の崩壊
1991	金融機関の破綻が始まる
1994	金利の完全自由化
1997	日本版ビッグバン
2005	ペイオフの全面解禁

社会01 環境問題

日本の環境史

年	出来事
1885	足尾銅山鉱毒事件が発生
1922	イタイイタイ病が発生
1956	水俣病が発生
1961	四日市ぜんそくが発生
1965	新潟水俣病が発生
1967	公害対策基本法を制定
1970	公害国会
1971	環境庁の設置
1993	環境基本法を制定
1997	環境アセスメント法を制定
2000	循環型社会形成推進基本法を制定
2020	カーボンニュートラルを宣言

世界の環境史

年	出来事
1971	ラムサール条約を採択
1972	国連人間環境会議を開催 人間環境宣言を採択
1973	ワシントン条約を採択
1985	ウィーン条約を採択
1987	モントリオール議定書を採択
1992	国連環境開発会議(地球サミット)を開催 リオ宣言を採択 生物多様性条約を採択
1997	京都議定書を採択
1998	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)
2000	国連ミレニアムサミットを開催 MDGsを採択
2002	環境開発サミットを開催
2011	ダーバン合意
2012	国連持続可能な開発会議を開催 SDGsを採択
2013	水俣条約を採択
2015	パリ協定が採択
2020	パリ協定からアメリカが脱退
2021	パリ協定にアメリカが復帰

資源・エネルギー

年	出来事
1962	国連総会が天然資源の恒久主権を決議
1972	ローマクラブが報告書『成長の限界』を発表
1973	第一次オイルショックが発生
1974	国連資源特別総会を開催 NIEO宣言を採択 日本でサンシャイン計画を開始
1978	日本でムーンライト計画を開始
1979	アメリカで スリーマイル島原子力発電事故発生
1995	日本で高速増殖原型炉「もんじゅ」事故発生
1999	東海村JCO臨界事故が発生
2011	東日本大震災が発生 福島第一原子力発電所事故が発生
2012	日本の原子力発電所を全て停止
2015	ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)が設立される

社会02 消費者問題

消費者問題

年	出来事
1955	森永ヒ素ミルク事件発生
	スモン薬害事件発生
1968	力ネミ油症事件発生
1985	薬害エイズ事件発生

消費者法

年	出来事
1968	消費者保護基本法を制定
1970	国民生活センターを設置
1994	製造物責任法(PL法)を制定
2000	消費者契約法を制定
2004	消費者基本法を制定
2009	消費者庁を設置

社会03 労働問題

労働三法

年	出来事
1945	労働組合法を制定
1946	労働関係調整法を制定
1947	労働基準法を制定

社会05 人口問題

日本の人口問題

年	出来事
1949	最多の出生数(269万人)
1966	ひのえうまで急激に出生数が減少
1970	高齢化社会(65歳以上が7%)となる
1994	高齢社会(65歳以上が14%)となる
2007	超高齢社会(65歳以上が21%)となる

社会04 社会保障問題

社会保障

年	国	出来事
1601	英	エリザベス救貧法
1935	独	社会保障法
1942	米	ベバリッジ報告
1944	ILO	フィラデルフィア宣言
1952	ILO	社会保障の最低基準に関する条約(ILO号条約)

日本の年金制度

年	出来事
1961	国民皆年金
1973	福祉元年 老人福祉法の改正で 70歳以上の老人医療費が無料になった。
1982	老人福祉法の改正で 70歳以上の老人医療費が一部有料になった。
2002	老人保健法の改正で 老人医療制度の対象年齢を75歳に引き上げ
2008	後期高齢者医療制度の導入

日本の税制度

年	内閣	出来事
1949	吉田茂	シャウプ勧告
1989	竹下登	消費税導入(3%)
1997	橋本龍太郎	消費税増税(5%)
2008	福田康夫	ふるさと納税制度の導入
2014	安倍晋三	消費税増税(8%)
2019	安倍晋三	消費税増税(10%) 軽減税率の導入
2023	岸田文雄	インボイス制度の導入

国際01 国際社会

国際社会

年	出来事
1648	ウェストファリア会議
1899	常設仲裁裁判所(PCA)設立決定
1945	国際司法裁判所(ICJ)設立
2002	国際刑事裁判所(ICC)設立

国際05 国際経済

日本の経済

年	出来事
1963	GATT12条国からGATT11条国になる
1964	IMF14条国からIMF8条国になる
1985	プラザ合意
1989	日米構造協議が始まる
1993	日米包括経済協議は始まる

国際02 国際平和機構

国際平和機構

年	出来事
1918	威尔ソンが14ヶ条の平和原則を提案
1919	パリ講和会議
1920	国際連盟が成立
1933	日・独が国際連盟から脱退
1937	伊が国際連盟から脱退
1941	大西洋憲章を発表
1942	連合国宣言を調印
1943	モスクワ宣言を発表
1944	ダンバートン・オーツ会議
1945	ヤルタ会談
	サンフランシスコ会議で国際連合憲章を採択
	日本がポツダム宣言を受諾
	国際連合が成立

国際経済

年	出来事
1929	世界恐慌が発生
1939	第二次世界大戦が開戦
1944	ブレトン・ウッズ協定を締結 国際通貨基金(IMF)を設立 国際復興開発銀行(IBRD)を設立
1948	GATTが設立 欧州経済協力機構(OEEC)が設立
1961	OEECが経済協力開発機構(OECD)に改組
1964	ケネディ・ラウンドが開始
1966	アジア開発銀行が設立
1971	ニクソンショックが発生 スマソニアン協定を締結
1973	東京ラウンドが開始
1976	キングストン合意を締結
1985	G5でプラザ合意を締結
1986	ウルグアイ・ラウンドが開始
1987	G7でルーブル合意を締結
1995	GATTがWTOに改組
2001	ドーハ・ラウンドが開始
2016	アジアインフラ投資銀行が設立

国際06 国際協力

ECとEU

年	出来事
1947	マーシャルプランを発表
1948	OEEC(欧州経済協力機構)が成立
1950	シューマンプランを発表
1952	ECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)を設立
1957	ローマ条約を採択
1958	EEC(欧州経済共同体)を設立 EURATOM(欧州原子力共同体)を設立
1960	EFTA(ヨーロッパ自由貿易連合)が成立
1967	ECSC・EEC・EURATOMを統合し、 欧州共同体(EC)を設立
1992	マーストリヒト条約を調印
1993	欧州連合(EU)を設立
1997	アムステルダム条約を採択
1998	ECB(欧州中央銀行)を設立
1999	通過統合でユーロを導入
2003	ニース条約が発効
2004	EU憲法を作成
2007	リスボン条約

国際07 軍縮

軍縮

年	出来事
1946	国際原子力委員会成立
	国連総会が軍縮大憲章を採択
1950	ストックホルム・アピールを採択
1952	国連軍縮委員会成立
1954	米、ビキニ水爆実験
1955	第1回原水爆禁止世界大会を開催
1963	部分的核実験禁止条約(PTBT)調印
1968	核兵器拡散防止条約(NPT)調印
1972	米ソ 第一次戦略兵器制限交渉(SALT I)調印
1978	第1回国連軍縮特別総会
1979	米ソ 第二次戦略兵器制限交渉(SALT II)調印
1982	第2回国連軍縮特別総会
1985	米ソ、首脳ジュネーブ会談
1987	INF全廃条約調印
1988	第3回国連軍縮特別総会
1989	マルタ会談、東西冷戦終結
1991	米ソ 第一次戦略兵器削減条約(START I)調印
1993	米露 第二次戦略兵器削減条約(START II)調印
	化学兵器禁止条約(CWC)を調印
1995	NPT再検討会議で条約の無期限延長を決定
1996	包括的核実験禁止条約(CTBT)を採択
1997	対人地雷全面禁止条約調印
2002	米露、戦略攻撃戦力削減条約調印
2003	北朝鮮がNPT脱退を宣言
2006	北朝鮮が核実験実施を発表
2007	核テロ防止条約が発効
2008	クラスター爆弾禁止条約を採択
2009	国連安保理が「核兵器のない世界」を目指す 決議を全会一致で採択
2010	米露、新核軍縮条約に署名
2013	国連総会で武器貿易条約(ATT)が成立
	国連総会第1委員会で核兵器不使用共同声明 を発表。
2016	G7外相会合で広島宣言を採択
2017	核兵器禁止条約を採択。日本は不参加。
2023	ロシアが新STARTの参加を停止
2024	日本原水爆被害者団体協議会が ノーベル平和賞を受賞

付録

重要条約集

年	出来事	ポイント		日本の批准	
□	世界人権宣言	<ul style="list-style-type: none"> ●「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として自由権・平等権のみならず参政権や社会権なども規定 ●法的拘束力はなし 		—	
□	1948 ジェノサイド条約を採択	<ul style="list-style-type: none"> ●国民的・人種的・民族的または宗教的集団を破壊する目的で行う集団殺害(ジェノサイド)を平時・戦時を問わず、国際法上の犯罪とし、国際刑事裁判所によっても審理・処罰しうることを規定した条約。 ●戦時中ナチスが行ったユダヤ人虐殺(ホロコースト)を「人道に対する罪」としたニュルンベルク裁判を一般化。 ●集団殺害の防止には武力行使を伴う可能性が高く、日本の参加は難しい。 		未批准	
□	1951 難民条約を採択	<ul style="list-style-type: none"> ●難民(戦争や政治的・就業的迫害などで国外に逃げざるを得なかった人)の庇護や定住を確保するために、法的地位・福祉・難民の追放や迫害禁止などを定めた条約。 ●経済的な困難が理由である経済難民などは対象外 ●国際機関としては1951年設立の国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が援助 ●日本は批准にあたり、「出入国管理法令」を「出入国管理及び難民認定法」に改正 		1981	
□	1965 人種差別撤廃条約を採択	<ul style="list-style-type: none"> ●人種差別(人種・皮膚の色・血統ないし民族的・種族的生まれに基づく差別、排除、制限など)を撤廃する実施措置を求めた条約。 ●差別を受けた個人が、直接に国連の人種差別撤廃委員会に救済措置を求めることができる制度がある。 ●日本は批准にあたり、「北海道旧土人保護法」を「アイヌ文化振興法(アイヌ新法、1997年)」に改正。 		1995	
□	1976 国際人権規約が発効	A規約 (社会権規約)	規約内容	<p><正式名称> 経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約 <内容> 民族自決権を認めている。法的拘束力がある。 <日本の動き> 批准の際に以下の内容は留保 ①公務員ストライキ権 ②休日報酬の支払い ③中・高等教育の無償化(③を2012年に撤回)</p>	1979
		B規約 (自由権規約)	選択議定書	<内容> 個人通報制度	未批准
			規約内容	<正式名称> 市民的・政治的権利に関する国際規約 <内容> 民族自決権を認めている。法的拘束力がある。	1979
			第一選択議定書	<内容> 個人通報制度	未批准
			第二選択議定書	<内容> 死刑廃止条約	未批准
□	1979 女性差別撤廃条約を採択		<ul style="list-style-type: none"> ●女性の権利に関する包括的な国際条約で、「女性に関する国際的な権利章典」とも呼ばれる。 同条約の履行状態を監視するために、国連人権理事会の下に女子差別撤廃委員会が設置されている。 ●日本は国籍法を改正(1984年)し、父系優先血統主義から父母両系血統主義に変更。 ●男女雇用機会均等法(1985年)を制定 		1985
□	1989 子どもの権利条約を採択		<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを大人に保護される対象としてではなく、権利行使する主体として位置づけた条約。 教育への権利、意思表明権、思想・両親・集会の自由などの市民的権利を保障。 ●18歳未満を子どもと定義 		1994
□	2006 障害者権利条約を採択		<ul style="list-style-type: none"> ●各国が障害者に、障害のない人と同等の権利を保障し、社会参加を促す努力をするよう求めた条約。 		2014

年	出来事	ポイント
□ 1971	ラムサール条約(国際湿地条約)を採択	●水鳥の生息地である湿地の保護を定める
□ 1972	国連人間環境会議を開催 人間環境宣言を採択	<開催地> ストックホルム <スローガン> 「かけがえのない地球」
□ 1973	ワシントン条約を調印	●絶滅危惧の生物の取引の規制
□ 1985	ウィーン条約を採択	●オゾン層の保護が目的
□ 1987	モントリオール議定書を採択	●ウィーン条約を具体化し、フロンの生産・使用を制限
□ 1992	国連環境開発会議(地球サミット)を開催 リオ宣言を採択	<開催地> リオデジャネイロ <スローガン> 「持続可能な開発」
□	生物多様性条約を採択	●生態系・種間・遺伝子などの多様性を保護
□ 1997	京都議定書を採択	●COP3で採択。 ●温室効果ガスの削減目標を初めて設定 ●温室効果ガスの削減目標の対象は先進国のみ ●EU8%、米7%、日6%、全体5%削減を目標 ●排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムを認める。
□ 1998	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	UNEPとWMO(世界気象機関)が共同で設置。 地球温暖化に関する報告書を5年ごとに発表。 2007年、ノーベル平和賞受賞。
□ 2000	国連ミレニアムサミットを開催 MDGsを採択	<開催地> ニューヨーク <MDGsの内容> 正式名: ミレニアム開発目標 期限: 2015年 目標: 8個(うち6個は発展途上国が対象)
□ 2002	環境開発サミットを開催	<開催地> ヨハネスブルク
□ 2011	ダーバン合意	2012年で期限切れの京都議定書の延長し、 2015年までにすべての国が参加する仕組みを作ることで 同意。
□ 2012	国連持続可能な開発会議を開催 SDGsを採択	<開催地> リオデジャネイロ <スローガン> 「われわれが望む未来」 <SDGsの内容> 正式名: 持続可能な開発目標 期限: 2030年 目標: 17個
□ 2013	水俣条約を採択	●水銀の製造・輸出入を原則禁止
□ 2016	パリ協定を発効	●COP21で採択。 ●2020年以降の温室効果ガスの削減目標を設定 ●温室効果ガスの削減目標の対象は全ての国 ●世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、 2度未満に抑制を設定、1.5度未満を目標とした ●米は2020年(トランプ)に脱退後、 2021年(バイデン)に復帰。

年	出来事	国・組織	ポイント
□ 1955	ラッセル・AINシュタイン宣言	—	●英の哲学者ラッセル・米の物理学者AINシュタインが中心となり、1955年のノーベル賞受賞科学者らが核兵器廃絶・科学技術の平和利用を訴えた。
□ 1963	部分的核実験禁止条約(PTBT)調印	米英ソ	●地下を除く大気圏内・宇宙空間・水中における核爆発を伴う実験を禁止
□ 1967	トロロルコ条約調印	ラテン アメリカ	●キューバ危機が契機 ●ラテンアメリカ諸国が調印し、のちに中南米・カリブ全域に広がった地域非核地帯条約 ●中南米地域の核兵器使用禁止等に関する非核化条約 ●歴史上初めての非核化条約
□ 1968	核拡散防止条約(NPT)調印	国連 総会	●核兵器の保有国を制限し、核軍縮を進めるための条約 ●米・英・仏・中(核保有国)が他国へ譲渡することを禁止 ●核非保有国が核兵器を製造・取得することを禁止 ●核非保有国に国際原子力機関(IAEA)の査察が義務 ●1995年に無期限延長を決定 ●2003年 北朝鮮脱退
□ 1972	第一次戦略兵器制限交渉(SALT I)調印	米ソ	●戦略兵器のうち、対弾道ミサイルと戦略的攻撃兵器の数量制限を定める。
□	弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約	米ソ	●戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイルに関する制限を定める。 ●双方の防御態勢を脆弱にして、核攻撃を抑止する考え ●2002年にアメリカが脱退。
□ 1979	第二次戦略兵器制限交渉(SALT II)調印	米ソ	●戦略兵器のうち、戦略核兵器とその運搬手段の条件と質的な規制を定める。 →ソ連のアフガニスタン侵攻などで アメリカが批准を拒否し、SALT体制は崩壊
□ 1985	ラトンガ条約調印	南太平洋 諸国	●南太平洋での核実験・核保有の禁止、放射性廃棄物の投棄禁止を定めた。
□ 1987	INF全廃条約調印	米ソ	●地上発射の中距離核戦力の破棄を定めた条約。 ●米ソの初めての軍備全廃条約 ●空中・海中発射ミサイルは対象外
□ 1990	欧州通常兵力(CFE)条約調印	NATO WTO	●NATOとフルシャワ条約機構間の通常戦力に関する初めての軍備管理・軍縮条約。 ●2023年にロシアが脱退
□ 1991	第一次戦略兵器削減条約(START I)調印	米ソ	●史上初の核弾頭の破棄条約 ●戦略核兵器の運搬手段の上限を定めた ●批准前にSTART IIが調印された。
□ 1993	第二次戦略兵器削減条約(START II)調印	米露	●戦略核弾頭数の上限を削減し、大陸間弾道ミサイルが複数の核弾頭を積む形式を禁止。 ●2002年にロシアが離脱し、未発効
□ 1996	包括的核実験禁止条約(CTBT)を採択	国連 総会	●すべての核実験を禁止 ●米・中が批准せず ●インド・パキスタン・北朝鮮も署名をしていない ●未発効
□ 1997	対人地雷全面禁止条約調印(オタワ条約)	ICBL	●NGOの「地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)」の活動による ●対人地雷の使用等を全面的に禁止 ●日本は調印 ●中・ロ・インド・韓・北朝鮮・米などは加入せず
□ 2002	米戦略攻撃戦力削減条約調印(モスクワ条約)	米ロ	●互いの戦略核を削減する条約
□ 2008	クラスター爆弾禁止条約を採択(オスロ条約)	国際 会議	●クラスター弾の使用等の禁止や被害者援助などを規定 ●ノルウェーを始めとする有志国とNGOが提案
□ 2010	米露新核軍縮条約(新START)に署名	米ロ	●米オバマ大統領による「核なき世界」を目指す演説がきっかけ ●START Iに代わるもの ●戦略核弾頭数などの上限の制限 ●2023年にロシアが履行停止を宣言
□ 2017	核兵器禁止条約採択	国連 総会	●将来的な核兵器全廃に向けた、核兵器を包括的に禁止する初の国際条約。 ●「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」が採択への貢献し、ノーベル平和賞を受賞 ●日本は不参加

付録

重要判例集

I：憲法9条「戦争の放棄」

事件名	概要	概要・問題	判決
砂川事件	米軍基地の拡張に対してデモが発生した事件	在日米軍・日米安全保障条約は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論) ※地裁は違憲判決
長沼ナイキ基地訴訟	航空自衛隊の基地を設置するために国有保安林の指定解除の処分を行った事件	自衛隊は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論) ※地裁は違憲判決
百里基地訴訟	国が防衛庁に百里基地用に所有していた土地を売った事件	自衛隊は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論)
恵庭事件	陸上自衛隊基地での騒音に反発して演習用の通信線を住民が切断した事件	自衛隊に関する審査が必要か	具体的争訟の裁判に必要な限度に限られる

II：憲法13条「幸福追求権」

事件名	概要	概要・問題	判決
大阪空港公害訴訟	大阪空港に離着陸する騒音により住民の生活に影響が出ている問題	住民には憲法13条幸福追求権を根拠とした、「良好な環境のもとで生活を維持する権利」(環境権)が保障されるか	環境権は認めない (※高裁は飛行差し止めを容認 最高裁は飛行差し止めを否定)
『宴のあと』事件	東京都知事選に立候補した人物が勝手に小説のモデルにされた事件	人には憲法13条幸福追求権を根拠とした、「私生活をみだりに公開されない権利」(プライバシー権)が保障されるか	保障される (この権利を明確化した)
『石に泳ぐ魚』事件	ある女性が勝手に小説のモデルにされ、出版の差止めを請求した事件	この請求は憲法21条(表現の自由)に反するか	合憲
性別変更手術規定違憲判決	性別変更の際に、生殖機能を失う要件があることについての訴訟	性別適合手術の要件を定めた特例法は憲法13条・14条に反するか	法令違憲⑫
旧優生保護法不妊手術規定判決	旧優生保護法下で障害等を理由に不妊手術等を強制された問題	旧優生保護法は憲法13条に反するか	法令違憲⑬

III：憲法14条「法の下の平等」

事件名	概要	概要・問題	判決
尊属殺人重罰事件	性的虐待を父から受けたいた娘が父を殺害した事件	刑法200条が普通の殺人罪より重い罰を科していることが憲法14条の法の下の平等に反するか	法令違憲① (刑法200条を削除)
議員定数不均衡問題	1973年の衆議院選挙で、一票の格差が1:4.99になった	一票の格差が憲法14条(法の下の平等)、憲法43条・44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲③④ (ただし、事情判決) ※1985年にも同様の判決
日産自動車事件	定年年齢を男子55歳、女子50歳とする就業規則があった	この規則は性別による不合理な差別で、憲法14条の法の下の平等に反するか	憲法違反 (就業規則は無効)
ハンセン病国家賠償訴訟	らい予防法に基づいて国はハンセン病患者を隔離していた	この政策は患者に対する不合理な差別で、憲法14条(法の下の平等)に反するか	憲法違反 (国に賠償命令)
国籍付与婚外子差別規定違憲判決	婚姻関係にない日本人と外国人の間に生まれた子は出生前に認知があれば国籍を付与するが、出生後では認めないと国籍法に定めていた	この国籍法の規定は憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲⑧ (国籍法を改正)
選択的夫婦別姓制度判決	夫婦別姓で婚姻届を提出した夫婦が受け取りを拒否された事件	この民法と国籍法の規定が、憲法14条(法の下の平等)と憲法24条(婚姻の自由)に反するか	合憲 ※2015年、2021年で判決
再婚禁止規定違憲判決	女性だけに離婚後6か月の再婚禁止規定を民法で定めていた	この民法の規定は性別による差別であり、憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲⑩ (ただし100日以内は合理的) ※2023年から規定撤廃
婚外子相続格差違憲判決	非嫡出子の法定相続分が嫡出子の2分の1であると民法で定めていた。	この民法の規定は憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲⑨ (民法を改正)

IV: 憲法15条・44条 「参政権」

事件名	概要	概要・問題	判決
マクリーン事件	政治活動や申請なしに転職したことが理由で在留の延長申請が認められなかった事件	この判断は外国人の権利を侵害しているか	政治活動の自由はあるが在留の許否は国の裁量
在外日本人選挙権訴訟	在外日本人に衆院選小選挙区と参院選選挙区の投票を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑦ (公職選挙法を改正)
在外国民審査権制限違憲判決	在外日本人に最高裁裁判官の国民審査権を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑪
永住外国人地方選挙権訴訟	特別永住者の在日韓国人が選挙人名簿に登録されておらず、外国人に参政権を認めない制度であった	この制度は、憲法44条(選挙人の資格)に反するか	地方選挙で外国人に選挙権を付与することは禁じていないが、「国民」=日本国籍とした

V: 憲法17条 「国家賠償請求権」

事件名	概要	概要・問題	判決
郵便法免責規定判決	書留郵便の郵送遅れが発生し、この損害に対する国の損害賠償を制限的にしか認めていなかった	この制度が憲法17条(国家賠償請求権)に反するか	法令違憲⑥ (民営化で郵便法を廃止)

VI: 憲法19・20条 「思想・良心の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
三菱樹脂訴訟	学生運動の過去を隠していた学生の本採用を会社が拒否した事件	この会社の対応が憲法19条の思想及び良心の自由、憲法20条の信条の自由に反するか	合憲 憲法の規定は私人間に直接適用されない
津地鎮祭訴訟	市立体育館の起工に際し、地鎮祭を行い公金を支出した	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	合憲 (目的効果基準説)
愛媛玉ぐし料訴訟	靖国神社・護国神社への玉ぐし料を公費で支払った問題	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	憲法違反 (目的効果基準説)
空知太訴訟	砂川市が神社に対して敷地を無償で提供した	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	憲法違反 (目的効果基準説)

VII: 憲法21条 「表現の自由、検閲の禁止」

事件名	概要	概要・問題	判決
家永教科書事件	日本史の教科書について教科書検定を申請したが不合格とされた事件	この教科書検定は憲法21条2項の検閲の禁止に反するか	合憲
チャタレー事件	『チャタレイ夫人の恋人』を日本語訳したもののが、刑法175条のわいせつ物頒布罪に問われた事件	この刑法の規定が、憲法21条の表現の自由に反するか	合憲
サンケイ新聞意見広告訴訟	共産党を批判した自民党の意見広告に対し、共産党が反論文を無料掲載するように求めた事件	この請求は憲法21条(表現の自由)の中で反論権が保障されるか	保障されない

VIII: 憲法22条 「職業選択の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
薬事法薬局開設距離制限違憲判決	薬事法で薬局の開設について距離制限を定めていた	この薬事法の規定が憲法22条(職業選択の自由)に反するか	法令違憲②

IX: 憲法25条「生存権」

事件名	概要	概要・問題	判決
朝日訴訟	生活扶助費額が当時の600円支給される制度になっている	この制度が憲法25条に反するか	合憲 (プログラム規定説)
堀木訴訟	障害福祉年金と児童扶養手当の併給を認めない制度になっている	この制度が憲法25条に反するか	合憲 (プログラム規定説)

X: 憲法29条「財産権」

事件名	概要	概要・問題	判決
共有林分割制限 違憲判決	共有林の持株価額が過半数の者からの請求は認め、半分以下の共有者からの分割は認めない制度であった	この制度が憲法29条(財産権)に反するか	法令違憲⑤

A: 判例総まとめ

統治行為論
砂川事件
長沼ナイキ基地訴訟
百里基地訴訟
プログラム規定説
朝日訴訟
堀木訴訟
目的効果基準説
津地鎮祭訴訟
愛媛玉ぐし料訴訟
空知太訴訟

最高裁法令違憲判決(古い順)	
1	尊属殺人重罰事件 (S48)
2	薬事法薬局距離制限違憲判決 (S50)
3	衆議院議員定数不均衡訴訟 (S51)
4	衆議院議員定数不均衡訴訟 (S60)
5	森林法共有林分割制限違憲判決 (S62)
6	郵便法免責規定違憲判決 (H14)
7	在外日本人選挙権制限違憲判決 (H17)
8	非嫡出子国籍付与差別訴訟 (H20)
9	非嫡出子相続格差訴訟 (H25)
10	再婚禁止規定違憲判決 (H27)
11	在外国民審査権制限違憲判決 (R04)
12	生殖不能手術規定違憲判決 (R05)
13	旧優生保護法不妊手術違憲判決 (R06)

B: 判例用語集

統治行為論	国の統治の基本に関する高度に政治性を有する国家行為について司法審査の対象としないとする考え方
プログラム規定説	憲法上の規定について、政策の指針を示すにとどまり、法的拘束力を持たないとする考え方
目的効果基準説	宗教的行為の目的と、それが及ぼす効果を考慮して、目的でない・効果がない場合には合憲とする考え方
事情判決	その判断が違法であっても、その判断を取り消すことによって公に著しい障害が生じる場合には、違法を宣言しつつ、請求は棄却する判決

付録

計算公式集

地方自治法上の直接請求権

請求内容	根拠	署名数 (選挙人名簿登録者数)	提出先	その後の対応
条例の制定・改廃	74条	50分の1 以上	長	長が議会にかけて結果公表
監査の請求	75条		監査委員	監査結果を公表し、議会・長に報告
議会の解散請求	76条	3分の1 以上 (※2)	選挙管理 委員会	有権者の投票で過半数の同意が必要
議員の解職請求	80条			有権者の投票で過半数の同意が必要
長の解職請求	81条		長	有権者の投票で過半数の同意が必要
主要公務員の 解職請求 (※1)	86条			長が議会にかけて 3分の2以上の出席 かつ 4分の3以上の同意が必要

※1 主要公務員とは、副長、選挙管理委員、監査委員等を指す。
※2 有権者数が次の場合、条件が変わる。

◆有権者数が40万人を超える場合
 $\frac{80万 + (80万 - x)}{6}$

※xは有権者数
※40万×3分の1+(有権者数-40万)×6分の1

◆有権者数が80万人を超える場合
 $\frac{480万 + 3(80万 - x)}{24}$

※xは有権者数
※40万×3分の1+40万×6分の1+(有権者数-80万)×8分の1

惜敗率

$$\text{惜敗率} = \frac{\text{小選挙区での自分の得票数}}{\text{小選挙区での第1位の得票数}}$$

均衡価格・均衡取引量

X軸を取引量、Y軸を価格とし、需要曲線と供給曲線の交点のX座標が均衡取引量、Y座標が均衡価格になる。そのため、**需要曲線と供給曲線を連立した連立方程式を解けば良い。**曲線と言いつながらも入試では直線で出るので、一次関数の計算方法で良い。

信用創造額

$$\text{信用創造額} = \frac{\text{本源的預金}}{\text{支払準備率}} - \text{本源的預金}$$

プライマリーバランス・国債依存度

$$\text{プライマリーバランス} = (\text{歳入} - \text{公債金}) - (\text{歳出} - \text{国債費})$$

$$\text{国債依存度} = \frac{\text{国債収入}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

国民所得の指標

国際所得(NI)

国内純生産 (NDP)

国内総生産 (GDP)

国内の総生産額

中間生産物

減価償却費
(固定資本減耗)

- 間接税 + 補助金

国民の総生産額

- 中間生産物

国民総生産 (GNP)

- 減価償却費
(固定資本減耗)

- 間接税 + 補助金

国内純生産 (NDP)

国際所得(NI)

- 海外からの所得 - 海外への所得

海外からの純所得

三面等価の原則

生産国民所得
(どう生む?)第1次産業
(農林水産業)第2次産業
(工業)第3次産業
(サービス業)分配国民所得
(どう分ける?)雇用者所得
(賃金)財産所得
(利子・配当・地代)企業所得
(利潤)支出国民所得
(どう使う?)最終消費支出
(政府+民間)国内総資本形成
(政府+民間)経常海外余剰
(海外からの純所得)

付加価値

付加価値 = 賃金 + 利潤 + 税金

付加価値 = 生産額 - 中間生産物

※設問条件によっては
例えば税金を加えないなどの
ケースもある

経済成長率

$$\frac{\text{今年の名目GDP} - \text{昨年の名目GDP}}{\text{昨年の名目GDP}} \times 100$$

名目経済成長率(%)

$$\frac{\text{今年の実質GDP} - \text{昨年の実質GDP}}{\text{昨年の実質GDP}} \times 100$$

実質経済成長率(%)

※名目GDPと実質GDPの変換

$$\frac{\text{名目GDP}}{\text{GDPデフレーター (物価指数)}} \times 100 = \text{実質GDP}$$

利回り

$$\text{利回り} = \frac{\text{売却時の価格}}{\text{購入時の価格}} - 1$$

国際収支表

$$\begin{aligned} & \text{輸出} - \text{輸入} + \text{サービス収支} \\ & \text{貿易収支} + \text{第一次所得収支} + \text{第二次所得収支} \\ & \text{貿易・サービス収支} - \text{金融収支} + \text{誤差脱漏} = 0 \end{aligned}$$

国際所得(NI)



PE-AF-K202501
入試対策講座
共テ公共政経FINAL2026

Copyright © マイ政経予備校
All Rights Reserved.

この教材の著作権はマイ政経予備校にあります。
無断での複製・転載・販売は禁止しております。
私的利用の範囲を超えて利用する場合は、公式サイトより許諾申請が必要です。